

図・本館

ジェンダー化された「日本語」
——形成過程、及びその象徴的意味と政治的機能

名古屋大学大学院国際言語文化研究科
日本語文化専攻

鷲 留美

2002年10月11日

名古屋大学図書



11441259

ジェンダー化された「日本語」
——形成過程、及びその象徴的意味と政治的機能

目次

公表論文一覧

序章	1
1. 論文の主題と視点	
2. 用語の意味——国語、「日本語」、標準語、「女性語」	
3. 論文の構成	
4. 観察資料とアプローチ	
第1章 「標準女性語」の概念形成過程——昭和初期から終戦まで	5
1. はじめに	
2. 明治後期から昭和初頭まで	
2.1 口語方言調査と「婦人語」	
2.2 テヨダワ言葉	
3. 国語学における婦人の言葉の主題化	
3.1 女房詞と「婦人語」	
3.2 「女らしい」言葉とその「伝統」の教化	
4. 戦時下の女性のことば	
4.1 国語と母の言葉	
4.2 東京中流階層の女性のことば	
4.3 女性の言葉遣いの体系的記述の試み	
5. まとめ	
第2章 女房詞の象徴的意味——天皇制・階層性・セクシュアリティ	19
1. はじめに	
2. 従来の研究の問題点	
3. 戦後、女房詞はどう語られてきたか	
3.1 政治体制の転換と女房詞に対する評価	
3.2 現代（1970年以降）の言説	
4. 戦中、女房詞はどのように語られたか	
4.1 創られた伝統——眞の女性のことばは天皇の女房の言葉	
4.2 セクシュアリティと階層性	

- 4.3 戦争と女房詞——女性が守った日本の伝統文化
- 5. まとめ——戦前と戦後の連続性

第3章 言語政策と「女性語」

32

- 1. はじめに
- 2. 言語政策
- 3. 教化・普及の回路
- 4. 国民としての女性の言葉遣い——文部省『礼法要項』
 - 4.1 『礼法要項』作成の動機と目的
 - 4.2 作成経緯と普及・宣伝
 - 4.3 国民としての女性の標準的言葉遣い
 - 4.4 作法としての言葉遣いと国語教育
- 5. 国語協会と女子教育家
 - 5.1 国語協会
 - 5.2 婦人部設立
 - 5.3 国語協会会員とメディアでの女性の発言
 - 5.4 女子教育家と「女性語」
- 6. まとめ

第4章 西洋礼法の受容と言葉遣いの「女らしさ」 ——作法としての言葉遣い教育の成立と展開

50

- 1. はじめに
- 2. 作法の教育——従来の研究と本論文の視角
- 3. 言葉遣いの作法教育の出発から性の分化へ
 - 3.1 作法教育成立における男女差
 - 3.2 作法としての言葉遣い教育の出発——小学生への教育
 - 3.3 西洋礼法との出会い——「品格」と言葉遣い
 - 3.4 言葉遣いの意味の変容——女子作法書
 - 3.5 男子用作法基準の成立
- 4. まとめ

第5章 女ことばの権力——「少女」雑誌の言葉から見えるもの

62

- 1. はじめに
- 2. 先行研究と問題点
- 3. 「標準女性語」

- 4. 女性たちを象徴する言葉——雑誌『少女の友』から
 - 4.1 女性向け雑誌の言葉
 - 4.2 雑誌『少女の友』
 - 4.3 女性たちを象徴する言葉——お嬢さん・女中・村娘・女工
- 5. まとめ

終章

75

- 1. 要約
- 2. 残された課題

参考文献

79

公表論文一覧

- 第1章 「標準女性語」の概念形成過程——昭和初期から終戦まで〔1999年『標準女性語』の概念形成過程—昭和初期から終戦まで』『ことばの科学』第12号:pp.217-236
名古屋大学言語文化学部言語文化研究会〕
- 第2章 女房詞の意味作用——天皇制・階層性・セクシュアリティ〔2000年「女房詞の意味作用——天皇制・階層性・セクシュアリティ」『女性学年報』第21号:pp.18-35
日本女性学研究会〕
- 第3章 言語政策と「女性語」〔2000年「言語政策における『女性語』——戦時期、国語協会と女子教育家の出会いの意味」『日本ジェンダー研究』第3号:pp.59-69 日本ジェンダー学会〕
- 第5章 女ことばの権力——「少女」雑誌の言葉から見えるもの〔2002年「『女ことば』と権力——『少女』雑誌の言葉から見えるもの——」『女性学』Vol.9号:pp.6-24
日本女性学会〕

序章

1. 論文の主題と視点

本研究は、1920年代末から1945年までの戦時期を中心に、「日本語」において標準的な「女性語」、及び言葉遣いが形成されていく過程を跡付け、その象徴的な意味作用、並びに政治的機能を明らかにすることを主題とする。ここでは、「女性語」の形成過程を、現在も女性が使う言葉とみなされている文法的、語彙的、音声的内実が時代を経てどのように自然に変化してきたか、という視点から捉えているわけではない。言語を自然の生物のようには捉えない。もちろん、言語には、規制しようという政治的、社会的な力に関わりなく、使用者間のコミュニケーションによって創造されていく面がある。しかし、ここでは言語をある意図や価値観をもって、国家や社会的勢力が選別や再編成・普及等の方法で創り出していく面を持つものと捉える視点に立つ。従って、主題設定に際して、現在「女性語」とされている言葉や言葉遣いも、歴史的にある価値に基づいて創られる過程を経てきたということを前提としており、この前提を同時に論証するのも本研究の目的である。対象とする年代を1920年代末、昭和初頭からにしたのは、国語学が女性の言葉を研究の範囲に入れた時期だからである。

言語の創られる面に注目し、「日本語」、国語、及び標準語を近代日本の国民国家形成との関わりで論じる場合、大日本帝国の植民地政策の具体的内実の解明が焦点になってきた。イ(1996)は、近代日本の国語意識のあり方を分析し、ただひとつの日本の言語としての「日本語」、その具体化として構想された標準語が決して価値中立的な存在でなく、ある思想に基づいて構想されたことを明らかにし、朝鮮、満州における言語政策を論じている。安田(1997)や駒込(1996)、鈴木(1993)も植民地統治における「日本語」、国語の役割を分析している。一方、長(1998)は、標準語政策の進展に伴い、「内地」においては、「方言」が「ある体系を持つ国語に収斂される言語的差異として」(長 1998:179) 価値付けられていく過程を考察している。しかし、制度としての「日本語」、国語、及び標準語内部のもう一つの言語的差異と考えられているジェンダーについては十分論じられているとはいえない。本研究はジェンダーを構成する片方の側の「女性語」に焦点を合わせる。「女性語」という概念は、対立する「男性語」という概念がなくては成立しないはずだが、ここでは男性性を表す標準的言葉や言葉遣いの形成については扱わない。

2. 用語の意味——国語、「日本語」、標準語、「女性語」

国語、「日本語」、標準語、及び標準的な「女性語」という用語の意味内容を明確にすることは本論文の主題そのものであるが、まず、文中で用いる際のおよその輪郭を示しておきたい。

国語については、田中(1996)、前述のイ(1996)や安田(1997)などの研究がある。こ

これらの研究を踏まえ、ここでは国民を統合し、国家と国民、あるいは国民相互の意思疎通を可能にするために近代国民国家が構想し、選定し、再編成した言語とする。明治の日本国家は、既に存在したドイツやフランスなどのモデルに学び、主にドイツでの言語研究の成果を輸入し、言語を使って国民を統合するために、意識的に国語を創った。例えば、日清戦争直後の年にドイツとフランスの留学から帰国した上田萬年は、「欧州諸大国の政府が其自国語を尊敬し、熱心其勃興に尽力しつゝあるは、正に此上より全国民を結びつけんが為なり。」(上田 1968a [初出 1895]: 109) と「欧州諸大国」をモデルとして提示し、国民の統合についても、次のように、国語は国民の「精神的血液」と言う表現で位置づけている。「国語といへる者は、我等日本人に取りては、皇室の藩屏たり、国民の慈母たり、我等同胞の精神的血液なり、我帝国の歴史的な生命なり。」(上田 1968b [初出 1900]: 134)。

「日本語」は、日本にとっての国家の統一言語である国語を意味し、明治以降、言語政策によって普及が図られた、制度としての言語を指す。かぎ括弧なしで日本語と呼ぶ場合は、地域・年齢・時代等の差異を含む言語の集合としての日本語を指すことにする。

標準語は、国語、「日本語」の具体化であり、東京の中流階層の言葉を基盤に 19 世紀末、明治後期から確立が目指されたものを意味する。

「女性語」については、具体的にどのような言葉や言葉遣いを指すのか、現在の外国人向け日本語教科書から例示することにする。本論文が対象とする時代とは異同があるけれど、「日本語」=標準語に含まれる、性による対立に基づくと考えられている言葉の集合であることには変わりない。初級教科書、*An Introduction to Modern Japanese* (以下、*I M J* と呼ぶ。)にある“Dialogue”(会話)から引用する。この教科書は英語話者用にかなり広範囲に使用されてきた。(引用個所のルビは省略した。)

夫：ああ、つかれた。

妻：おふろが わいているけど。

夫：あとではいろう。ストーブは ついている？

妻：ええ、つけてあるわ。

夫：今晚 川上さんが 来るそうだよ。

妻：そう。ひさしぶりね。

(Mizutani & Mizutani 1977 : 208)

男女役割分業の典型のようなやり取りの中で、男女の表現の違いが区別されて表されている。『*I M J*』だけではなく、現在使われている日本語教育の教科書には話し言葉における男女の違いを教えているものがかなりある(注 1)。*I M J*では次のように説明している。親しい者同士の場合、例えば、男が「そうだよ」と言うとき、女は「だ」を使わずに「そうよ」と言う。逆に、「いいよ」と男が言うのに対して、女は「いいわよ」と「わ」をつける。男は「天気」と言うが、女は「お天気」と、「お」をつけてより丁寧な形を使う。(同

上：150-151。英語とローマ字表記の原文を、筆者が漢字仮名まじりに直し、まとめた。）以上が「女性語」を構成する代表的表現の例である。本論文では、このような会話モデルのなかの女性（男性）が使う「女性語」（「男性語」）を問題にしている。つまり、標準的な「女性語」とは、実際の女性がこの「女性語」の通り発話したり、書いたりしているか、どれだけの人口の女性が日常的に使用しているか、というような実態とは別の、規範としての言葉、制度としての言葉のことである。

ただ、上記の教科書のなかの女性の言葉と、本論文が取り上げる資料のなかの規範としての女性の言葉が違う点は、現在の日本語教科書が読み書きだけでなく、話すことも習得させる目的で記述されているのに対し、資料の中には必ずしも発話を前提としないものもあるということである。発話することはないが、書くときは規範的な「女性語」文体を用いている、そのような資料もあるということを確認しておきたい。

3. 論文の構成

第1章では、「標準女性語」とは何か、その概念と語法的な特徴が特定される過程を辿り、さらに、そこに込められた政治的意味を分析する。

第2章では、「標準女性語」の概念の核である女房詞について分析する。

第3章では、言語政策という観点から、女性への規範的女性言葉の教化・「啓蒙」の回路のうち、文部省による『礼法要項』の制定と普及、作法教育と国語教育の連携、及び国語協会の活動と女子教育家の協力について見ていく。

第4章では、「女性語」と認識された言葉に「女性らしさ」というコノテーションが付与された経緯はどのようなものであったか、作法教育の成立を明治の初期から辿り、「西洋」の礼儀作法に対する反応や受容について考察する。

第5章では、「標準女性語」の概念が人々のなかに形作られる受容の面について、「少女」雑誌を観察資料に考察する。

4. 観察資料とアプローチ

分析の対象とする観察資料は、言語学者や国語学者の論文、評論家の批評、新聞記事、作法書、雑誌への一般読者の投稿、対談記事での発言などである。観察資料は言説として分析する。このアプローチはフォーコー（1981）に学んでいる。言説と捉える場合は次のような二つの観点を含んでいる。例えば、ある論文を分析するとする。論文であっても、論証している主題の内容の正しさや、事実と対応しているかどうかだけに注目するのではない。その論文がどこで、どのような社会的状況の下で発表され、発表されたことで与えた社会的な影響を含めて捉える。これが一つ目の観点である。二つ目は、個人が書いた文章であっても、その個人だけが持つ孤立した思想を表現した文章とみなさないという観点である。ある時代状況、社会的文脈、あるいは力関係によって規定されているものと捉える。

従って、表現された主張や思想が生まれた原因を、その筆者（話者）の個人的性格に求めるようなこともしない。

フーコー（1981）は書かれた資料を「言表（エノンセ énoncé）」と呼び、すべてを原則的に等価なものとして扱う。さらに、「言表」は言語行為という捉えかたから分析することも可能だが、より多義的だとも述べている。本論文でも、一般読者の投稿であっても、国語学者の論文でも等価なものとして扱うが、「言表」を言語行為（注2）として見る場合、その影響力については、発言者の立場によって異なると考える。例えば、権威ある言語学者がある学生の発話について、標準語という観点から誤りを指摘した場合、その学者の発言は訂正を指示する行為遂行的発話になるはずである。しかし、言語学の専門家ではない大阪言葉の学生が同じ観点から誤りを指摘しても訂正を指示することにはならないだろう。

具体的な時代状況のなかで、それぞれの「言表」が引用し合い、反応し合って変化し、ある思潮を作り出す。その思潮を作り出す「言表」の集合が言説である。ここで目指すのは、言説が作り出す思潮と、言説を生み出した社会の考え方を取り出すことである。

なお、引用に際しては、仮名遣いはそのまま残したが、名前以外の漢字は新字体に改め、記号も一部、現在のものに変更した。ただ、明治初期の資料を含む4章は、句読点なしの表記や変体仮名が使用されているものがあり、仮名の字体、仮名遣い共に現行表記に改めた。引用文中の〔…〕は省略を示す。〔 〕内はルビを含め、筆者による補足である。

註

1. 次に挙げる教科書は比較的多くの機関で使用されているが、男女の言葉遣いの違いを教えている。スリーエーネットワーク編（1998）、筑波ランゲージグループ編（1992）、高柳和子・広瀬万里子編（1991）、名古屋大学総合言語センター編（1983）、などがある。
2. オースティン、J.L.（1978）を参照。

第1章 「標準女性語」の概念形成過程——昭和初期から終戦まで

1. はじめに

標準的な「女性語」とはどのようなものかという概念と、その内実を創り出した過程を、理論的な根拠を与えた国語学や言語学の言説や、評論家などの言説を検証することを通して跡付ける。それぞれが引用しあい、反応し合う過程で構築されていく「女性語」を価値付け、保証した側の論理について明らかにするものである。言い換えれば、女性の言葉がどのように認識されてきたかを問う考察である。従って、言説内容が正しいかどうかは問題としない。対象とする時代は女性の言葉が国語学の研究対象に取り上げられた昭和初頭の1920年代から1945年の終戦までとする。分析対象の言説については、女性のことばの歴史的研究（注1）の対象と重なる部分が多い。異なるのは、明確に教化を目的とする記述や価値判断を主張する言辞が論文に混在する場合でも検証対象として含める点である。

2. 明治後期から昭和初頭まで

まず、標準語制定の方向が決まり、調査が開始された頃の女性の言葉に関する言説を見ておくことにする。

2.1 口語方言調査と「婦人語」

1903（明治36）年、文部省は国語調査委員会の第一期事業として、標準語制定の参考にするため、口語方言の調査を実施する。調査は、全国各地に調査用紙を配布し、例えば、どのような動詞の活用形が使われているかを答えさせるもので、その回答結果から分布状況などを考慮し、どれを標準語の語法にするか、取捨選択する参考にした。東京の教養ある、つまり、中等教育以上の学歴のある中流社会（皇族や華族といった貴族の下の階層）の言葉を基盤とした標準語の制定も具体化の段階に入ったのである。この調査結果は1906（明治39）年『口語法調査報告書』として公にされる。序言に性別に触れた部分がある。

方言ハ男女年齢階級及び職業等ノ區別ニヨリ或ハ尊敬シテ言フ場合丁寧ニ言フ場合等
ニヨリテ多少ノ差異ヲ存スルヲ常トス此等ノ區別ハ口語法ノ調査ニ最モ緊要ナルモノ
ナレドモ報告書ニハ概ネ不明ナリ
（文部省1906：3）

調査に携わった新村出は方言調査上の注意点について述べている。「方言の現在の標本といへば中等以上の社会に行はれ、老幼に偏せず、職業に属せざる普通一般の言葉遣」（新村1902：232）で、かつ女子や児童の特有か、外来のものか、廃れかけているかを見極める必要がある。「婦人は割合に他地方の方言に染まずに、土地の生粋な言葉を使つてをる」ので、その「特用語」は記載すべきだ（同上：233）とも注意している。即ち、特有の言葉に関係

している点のみ女性のことばに注意し、方言の採取は原則的に、中流の一般の成人男性の言葉を核にするということである。

2.2 テヨダワ言葉

一方で、1887（明治20）年頃から女学生の言葉への批判が雑誌や新聞に現れだすことはよく知られている。「テヨダワ言葉」と呼ばれた「いやだわ」「よくってよ」等の言葉である。後に女らしい言葉の象徴のようになる終助詞の「わ」は女らしくない下品な言葉の代表だった。上野女学校で「日本方言の分布区域」という課外講話を行った大槻文彦（1905）は「女学生の方々には当てはまらぬ話であるけれども」と、自分の携わる学問は女学生には合わないと前置きして、東京方言の訛りを戒めたのに続けて、苦言を呈している。大槻は国語調査委員会主査委員だった。

今女学校で流行る「よくってよ」などという言葉も聞きにくい維新前の將軍大名の奥向、徳川の旗本の婦人などのことばは上品なものでありました婦人の言葉は其人の品格にかゝはるから女の言葉遣ひは慎まねばなりませぬ（大槻 1905 : 17）

1910（明治43）年には藤岡勝二（言語学者、国語調査委員会委員）が雑誌『女子教育』主催の講演会で、「言葉と容姿」について同様の主張をしている。言語に関する講演であっても、女性が聴衆の時は、作法としての言葉の指導（注2）であり、あるいは、女性に対する自らの希望を述べているにすぎず、女性と言葉の問題は学問的課題ではなかった。序章で触れたように、日清戦争直後の上田萬年による「国語と国家と」（1968a〔初出 1895〕）等の発言が示すように、当時の言語学者や国語学者は、国語学について、国語政策という「国家事業」を通して国の政治に関わる学問だと考えていたはずである。従って、国語学を参政権のない女性には遠い学問だとみなしていたのではないかと思われる。

このように、東京の教養ある中流社会言葉を基盤とした標準語の制定が望まれるのと対応するように、女学生など、中流・高学歴の東京の女性の言葉は注目を集めていたが、標準語制定に向けた方言調査でも、女性の言葉は例外的なものとして扱われるだけで、国語学や言語学の研究テーマとしては視野の外にあったといえるだろう。

3. 国語学における女性の言葉の主題化

女性の言葉が研究の視野に入ってきた背景には、社会学や人類学の成果を吸収しつつ発展していたヨーロッパやアメリカでの言語研究の影響と社会の変化があったと推測される。ヴァンドリエスは『言語学概論』（1938）で、方言だけではなく特殊語（隠語等の集団語）について詳述している（注3）。イエスペルセンは『言語』（1927）で「婦人の言語」にページを割き、日本の女性の言葉についても言及した。一方、社会的動向としては、女子の進

学率の上昇や、都市における新中間層の出現に伴う主婦層の拡大、事務系の仕事に就く職業婦人の増加などがあった。

3.1 女房詞（注4）と「婦人語」

「女性語」に、あるコノテーションを付与した女房詞を巡る国語学者の言説については、2章で詳しく論じる。ここでは概要を述べておきたい。

明治以降、集団語として女房詞を取り上げたのは、筆者の知る範囲では、安藤正次「異名隠語の研究を述べて特に斎宮忌詞を論ず」（1913（大正2）年）が初めてだと思われる。安藤は、室町時代に発生したとされる女房詞を、斎宮の忌詞や株屋の符牒、盗賊の隠語等と同じ集団語として扱った。女房詞の発生については、「礼法を守り露骨を忌むなどの理由によるもの」で、「支那の礼法が輸入されてから、我が国でも盛に行はれた避忌」に近いとした（同上：343）。閉鎖的な集団内の人間関係を維持するために作られた語彙だと考えたのであり、安藤は、女房詞を「女らしさ」とも、解剖学的性差とも関連付けていない。

「婦人語」を主題にし、女房詞を性別に基づく集団語とみなしたのは、菊澤季生「婦人の言葉の特徴に就いて」（1929（昭和4）年）である。菊澤は階級方言（class dialect）の研究が遅れていることを指摘し、「婦人語」研究の意義を強調している。地域方言の研究は既に手がけられていた。また、この論文は「婦人講座」（仙台放送局）での放送原稿を基に書かれたもので、「多少婦人を相手に放送した臭味」（菊澤 1929：66）があるかもしれないと断っている。「臭味」とは、聴取者である家庭の主婦の水準に学問的内容を落とすだけでなく、媚びた部分があるという自己評価であろう。

「婦人語」を考察するに当たって、まず取り上げられたのが女房詞である。室町時代の女性は社会活動をしていなかったため、主婦の言葉である女房詞を「婦人の言葉であつたと解してよい」（同上：67）と位置づけている。ここで、安藤とは全く違う観点が導入されたことになる。加えて、菊澤は、「婦人」という言葉を使いながら、議論の前提として、上層階級の女性に限っていることが分かる。

菊澤は女房詞の特徴を、「女らしさをよく発揮して甚だ優美なものである」（同上）と述べる。その根拠は、例えば、女房詞では、語に敬意の接頭辞「お」を付けて、丁寧な言葉遣いをする。「ねぎ」を「しろね」などと、「綺麗な上品な言葉」を用いる。さらに、「ごぼう」を「ごん」というように、略語を作って婉曲な言い方をするからだとしている。しかし、例えば、略語がなぜ「優美」なのか、根拠は分析されていない。「特徴」とは語彙・語法への価値付けであるといっている。

菊澤は『国語位相論』（1933）、「女房詞の発生と展開」（1942）等でも「婦人語」としての女房詞について論じている。起源は「畏れ多くも内裏仙洞〔だいら・せんとう。天皇と上皇の御所〕」（菊澤 1933：40）にあり、宮廷から一般良家の家庭に普及して現代に至ったのだと、歴史性を主張し、女房詞こそが「婦人が理想とする所の優美」（同上：51）だとも

述べている。発生については、女房自らが「女らしさを保つていこうとした」（同上）ために作ったとし、集団の社会性に発生原因を求めた安藤（1913）とは逆方向ともいえる帰結である。

上記の考察結果は、次節から見ていくように、女性の言葉とは何かを述べる際に、研究者によって繰り返し引用されることになる。菊澤の研究が引用されたのは、一つには、「婦人語」を宮廷に起源がある女房詞と結び付け、「婦人語」がその上品で優美な女房詞の末裔であると、アイデンティティを与えたからだと思われる。そのアイデンティティの内容は国民を天皇の「赤子」とする天皇制国家に適合していた。さらに、「社会活動をしていない主婦の言葉」という菊澤による女房詞の位置づけと、取り出された女房詞＝「婦人語」の特徴が、中等女子教育の理念である良妻賢母思想（注5）と矛盾しなかった点も大きいだろう。中等女子教育は中・上流階層の女性への国の女性政策の重要な柱である。菊澤の研究が引用され続けたのは、国の女性政策の思想に添った言説だったからだと思われる。

3.2 「女らしい」言葉とその「伝統」の教化

女性への「女らしい」言葉や言葉遣いの教化・普及の回路については3章で見ていく。ここでは教化・普及に関係し、論理的な面で支えた国語政策の研究者の言説を取り上げる。「国民の慈母」である国語＝「日本語」を知ることで国民としての意識を高め、一体感を醸成すると言う国語意識の向上は、明治時代から、国語学者等によって訴えられてきていた。1925（大正14）年にラジオ放送が始まると、ラジオでも国語意識向上のための番組が企画され、昭和初期には、言葉についての様々な講座が放送される。1930（昭和5）年に放送された「ことばの講座」シリーズは、音声学会が東京放送協会に提案して実現した（注6）。女性の言葉については三回目に放送された。

吉田澄夫は「婦人のことば」（1935）で、男女の言葉に違いがあることを前提に、両性の性格の違いも言葉の差も、解剖学的性差に還元している。男性は性格が理知的・意志的だからことばも論理的、婦人は感情的なのでことばも情緒的で優美だと述べている。そして、婦人のことばが優美な証拠として、女房詞の存在と、菊澤（1929、1933）が抽出した特徴を挙げるのである。吉田がもう一つ強調するのは「婦人語」が女房詞という上流階層に起源を持つ点である。同じ「婦人語」であるはずの遊女語にはまったく触れていない。ここで菊澤の考察は、「婦人語」の優美さは女性の本性の反映である、という論理を補強するかたちで組み込まれている。

保科孝一による「婦人の言葉と子供の言葉」（1936）は、1935（昭和10）年9月から12月まで全国放送された「現代語講座」（後に『国語と日本精神』として単行本化）の14回目に放送された。保科（1936：227-8）は、「中流以上の社会におきましては、身だしなみのある婦人ならば、一般に敬語すなわち崇敬体の言葉遣を致して居ります。」と述べ、「目下に対しては、ゾンザイな言葉を用いても差支ないはずであります、それでは身分が下

がるような気が致しますから、自然上品・丁寧な言葉遣いをする」と、上品な言葉を用いるよう女性に勧めている。そして、この上品で丁寧な言葉遣いの例として女房詞に話が及ぶのである。

以上、女性の言葉というのは、中流階層以上の女性が使っている丁寧な言葉遣いが本来の姿であるという主旨は両者とも明治の頃の大槻（1905）や藤岡（1910）とほとんど変わらない。ただ、決定的に異なるのは、女性の言葉を巡る言説が、単に学者が、日常的な作法として、女性の言葉遣いの理想像を語るのではなく、国語学に裏付けられたテーマになったことである。メディアを通じ、「婦人語」とは何か、国語意識を高める一環として、学問的立場から語られ始めたことは重要な変化である。

4. 戦時下の女性のことば

4.1 国語と母の言葉

1937（昭和12）年に日中が全面戦争に入ってから終戦の前年までの間に発表された女性のことばに関する言説を観察し、言説の中で女性のことばの位置づけがどのように変化したかを辿る。

「女らしい」言葉遣いや敬語の使用を要請していた国（文部省）は、女性の母としての役割と国語とのつながりにも注目し始める。1941（昭和16）年、総力戦となった太平洋戦争開戦の年に発表した中等学校向け作法書『礼法要項』もその例である。また、必ずしも女子教育に積極的ではなかった国は、社会教育としての女性教育にも関心を示し始め、女性の特性を生かして男性と対等に国に貢献しようとする女性層や教育者がそれに応えるなか、研究者の言説も変化していく。

以下は関連する動きと主な書籍、評論等である。女性の言葉に関係する言表の要点もまとめて書き添えた。

1937（昭和12）年10月 国民精神総動員中央連盟結成

1938（昭和13）年

8月8日 「女は女らしく——敬語を忘れるな 女学生の君僕言葉」東京朝日新聞

国民精神総動員中央連盟の調査委員会と荒木文相との座談会（5日）で、「女学生の言葉遣いが乱暴だから敬語の使用を徹底さすべきだ」という意見が出た。新聞の取材に文部省女高師生徒主事西野みよし「女史」は、女学生だけでなく「殊に若い夫婦間の話など、偶列車内で聞いたりしますと、まるで同輩の友達同士の言葉のやりとり」で聞き苦しい。「要するに女は女らしい言葉遣ひを」と話した。

9月 新村出「女性の言葉」『婦人之友』（主宰羽仁もと子）

男女の言葉が接近して来るのは当然だが、限度が必要だ。「家庭の事実上の統制者であり指導者であるべき女性」は、「子女の言語を陶冶し構成するに力与ふることが強

く、」自覚が必要だ（新村 1938 : 103）。イエスペルセンも言語の発達における女性の力を重視している、と家庭での女性の役割を強調した。新村は言語学者として知られているが、例えば『改訂新撰女子国文』（1933（昭和8）年）といった教科書を著していて、中等教育にも関係していることから発言を求められたと考えられる。

1939（昭和14）年 7月国語協会（会長近衛文麿首相）に婦人部が結成され発会式。

副会長南弘（文部省）は「国民の半分は婦人である、しかも婦人は第二の国民を育成する重大なる任務を持って居るから、国字・国語の問題を徹底させるには、ぜひとも婦人の手を借り、大いに助力、否主力を注いでもらはねばならぬ」（国語協会 1939b : 57）（注7）と訴えた。

1940（昭和15）年

10月6日から『婦女新聞』に石黒修（国語協会主事）「国語の話題」の連載が始まる。「女性の言葉」（12月1日）では、「あらさうですか知ら？」「いゝわ」等の東京語を挙げ、日本語ほど男女の言葉の違いが際立った言語はないと述べ、女性の言葉の代表である「女房詞」（12月15日）については、菊澤（1929、1933）を引いて四つの特徴を紹介している。翌1月の「婦人の言葉」（13回）では、イエスペルセンの『言語』に触れて、「婦人こそ誰もが最初につく国語の教師である」と説く。

1941（昭和16）年

4月 文部省教学局が『礼法要項』を発表。「言葉遣ひ」の項には、通常は「私」「あなた」だが、男子は同輩に対して「僕」「君」を用いてよいとある。

7月 文部省教学局が「臣民の道」を発表。母親の家庭教育、礼儀作法を強調。

12月 柳八重「婦人の言葉」『国語文化講座』朝日新聞社

東京で生まれ育った体験を交え、祖母から母へと受け継がれた言葉の躰けについて述べる。女性のよい言葉の目安は、第一に上品で丁寧であること、としている。

1942（昭和17）年

5月 新村出「日本語の根本と大和言葉と」日本語学振興委員会（文部省）講演
講演の後半は、新村（1938）とほぼ同じ内容である。

1943（昭和18）年

1月 真下三郎（広島高等師範学校教授）「女性語の将来と反省」

都会の女性の言葉が乱れていることを指摘し、日本の女性語は本来、優美なものであり、「一日も早く雑音を整理し、よい女性語に醇化せしめねばならぬ」（真下 1943 : 42）と、標準的な「女性語」を構想することの必要性を主張する。

7月 木枝増一（奈良女高師教授）『言葉遣の作法』

『礼法要項』の「言葉遣ひ」の解説。夫の両親への敬語の使い方なども含め、家庭の内と外での正しい敬語の使い方を談話例を示して指導している。談話例（電話と訪問）は前年、大阪放送局の「婦人の時間」で放送されたものである。

同月 石黒修『美しい日本語』（女性新書）

国語の敬謙美などの特性について語ったあと、「女性語」について、発生は性別によること、女房詞の特徴、「女性語」の終助詞などについて説明する。「美しい、正しい日本語の基礎は女性によつて築かれる」（石黒 1943：277）とまとめている。単に女性に「女らしい」言葉をお話することを勧めているのではなく、正しい日本語を築くよう、女性が国に貢献することを要請しているのである。

8月 長尾正憲（奈良女高師講師から上海日本中学校教諭）『女性と言葉』

菊澤（1933、1942）、吉田（1935）等の研究を紹介しながら次のように説いている。「〔女房詞が〕禁裏、仙洞に発して、將軍家大奥を経て、今日の我々の日常にも生活してゐることは、長き尊き国語の伝統が思へてゆかしい」（長尾 1943：30）。「子供への国語教育者、永遠の子孫への文化伝達者である女性はよく悠久の歴史の伝統と理解を見てゐなければならない」（同上：59）。女性の言葉の伝統と品格を述べ、子供への言葉の教育が使命であると訴えている。

9月 壇ミチ子（ダン道子）『女性と言葉』

声楽家として、正しい発声・発音・アクセントを強調。東京出身者として、流行り言葉や地方語の流入という「言葉の乱れ」を批判し、敬語の使い方を教える。

11月 井上清志（目黒女学校教諭）『女性の言葉—敬語の使ひ方』

敬語の使い方の他に、女房詞の紹介や、終助詞を性別で区別して使い方を示す。

以上を見ると、女性のことばの「伝統」的な特徴は、女房詞のように女らしく、上品で丁寧なことだとされる一方で、1939（昭和14）年頃を境にして、主婦や母としての女性の役割について語ることばが目につくようになる。女性のことばの位置づけが、女らしい言葉としての「婦人語」から、正しい国語である標準語を話し、教育する（未来の）母の言葉という役割も担う「女性語」へと変化したことが見て取れる。「家庭の事実上の統制者」である女性、即ち主婦は「子女の言葉を陶冶」する力があるので自覚が必要だ（新村）。「婦人は第二の国民を育成する重大なる任務」（南）を持つとも言われている。なかでも「婦人こそ誰もが最初につく国語の教師」（石黒）、「子供への国語教育者」（長尾）等という言説は、女性の母としての役割を強調しつつ、その女性の言葉を国語と結び付けた象徴的なものである。20世紀初頭、女学生に対して講演を行ったときの大槻文彦（1905）や藤岡勝二（1910）の言説とは激変したといつていい。このような状況の中で、女性が使うべき正しい標準語を話すモデル、あるいは子供の国語教師の手本としての役割を担ったのが、日本放送協会アナウンサー、柳八重（1941）と声楽家、壇ミチ子（1943）だったといえるだろう。

このような言説の変化は国の女性政策の変化と連動している。戦時期における女性に関係する重要な政策の一つは、母の役割をより重視する人口政策が開始されたことだろう。

1941（昭和16）年、人口政策確立要綱が閣議決定され、1夫婦が最低5人は産めという子宝報国が奨励されるようになった。二つ目は、国家総動員法（1938（昭和13）年）が公布され、階層に関わらず、女性も戦争協力に動員されるようになったことである。政府は、参政権がない女性にも、貯蓄奨励政策などに対する協力を求め、大蔵省講師にも起用している。やがて戦況が悪化し、男子労働者が不足すると、良妻賢母に教育するはずの女学生に対しても工場等で働くことを求めるに至る。「産めよ、殖やせよ」と出産を奨励し、一方で、男性と同じ労働にも従事させる状況下で、女らしく、かつ正しい国語の使用を女性に勧める言説は、働きながらも、女性であること、母であること、母になること、さらに国民であることを自覚させる、思想教育として政治的に機能したといえると思う。

1943（昭和18）年に立て続けに出版された「女性語」関係の書籍（木枝『言葉遣の作法』も含む）については、国がいかに国語関係の宣伝を重視していたかが分かる。11月に『女性の言葉一敬語の使ひ方』を出版した井上清志は無名の教師である。用紙は極端に不足し、民間雑誌等には割り当て制になっていた。出版物は、「言論、出版、集会、結社等臨時取締法」（1941（昭和16）年）により許可制になっており、国家総動員法（1938（昭和13）年）は、戦時体制を阻害する内容の制限、及び禁止をうたっていた。このような状況で井上の著作は許可され、出版されたのである。1937（昭和12）年、戦時体制の推進のために、国家思想の高揚と教育・学問の刷新を目的として設置された文部省教学局の局長、小林光政（1940（昭和15）年当時）の次のような発言も裏づけになるだろう。「正しい国語によつてこそ正しい精神が養はれ、忠誠なる日本国民が養成されていくのであつて、国語の尊重といふことは、現下の重要問題たる教学刷新の土台をなすものといへるだろう。」（小林：1940：4）。「国語問題たるや、一研究家の課題にあらず、一団体の事業にあらず、正に国民の崇高なる義務であり、国家の大業である。」（同上：7）。

4.2 東京中流階層の女性のことば

前節では、女性のことばの位置づけの変化を検証した。結果的に女性に対して積極的な働きかけをする言説に焦点を当てることになった。ここでは逆に、批判的な言説から女性のことばへの要求を取り出してみる。教育者などの指導層ではない一般の女性が当時、実際にどのように話していたかを確認することはできない。批判的な言説から推し量ると、望まれた「女らしい」言葉遣いをしない女性も多かったことが分かる。

論文や新聞、雑誌が批判しているのは、ほとんどが東京の女性のことばである。東京を離れると、「女らしい」言葉以前に、方言と標準語の違いが分かるかどうか、自分の用いている言葉が標準語かどうか判定できるか、という問題のほうが切実であった（注8）。東京の女性のなかでも女学生や「奥様階級」、（注9）「インテリ女性」（注10）など、標準語のモデルである中流階層に属する高学歴の女性に焦点が当てられている。一方、「下層社会や労働者階級になりますと、男女の別がほとんどないようになる傾き」（保科1936：227）

があるという言説がある。

(1) 女学生の「君、僕」言葉

必ずといっていいほど持ち出されるのが「君、僕」の使用である。保科(1936)、菊澤(1940)、長尾(1943)、木枝(1943)等、あたかも批判の枕詞のようである。言葉には性別があることを知るべし、あるいは性別を守らなければならないという議論のなかで、性別の慣用に違反した象徴的な例として語られている。1938(昭和13)年8月に荒木文相が発言した後はさらに批判が集中した。長谷川如是閑も、「数年前に、女学生らが、『君、僕』などといひ、又男性の野卑な俗語を用いいかゞはしい省略語などを盛に使用したことがあった」(長谷川1941:21)と言及し、文化の低下を物語る事実であると論を進めている。ただ、実際にどれだけの女学生が口にしたかには疑問が残る(注11)。

この「君、僕」については、4.1節で見たように、文部省の『礼法要項』(1941)にも取り上げられ、男子に限り、同輩に対して使用できると記載された。

(2) その他の語句・文体

批判されているのは下記の語句・文体である。3.2節と4.1節で扱った言説を中心に調べた。なお松下(1930)、三尾(1942)は口語文法研究書である。女性の言葉に関しては「1.はじめに」で触れたように、文法書であっても批判や女性への筆者の要望がしばしば記述されている。

- ①接頭辞「お」:「おビール」等は使いすぎ。(松下1930、木枝1943、壇1943、他)
- ②遊ばせ言葉:「ごめんあそばせ」等の使い方を含め、婦人の標準の用語とするかどうかは問題。(吉田1935、真下1943、他)
- ③ざあます言葉:遊女語「ざます」と類似性がある。(真下1943、江湖山1944、他)
- ④終助詞(注12)と文体:男の言葉「さうだよ」を使う女教員がいる。(三尾1942)
「だ体」は男子用の言葉。(木枝1943)

①は丁寧すぎる言葉づかい、②は上流すぎる言葉とみられており、③は下層の言葉で下品だとみなされている。④は「君、僕」と同様、性別の慣用に違反している点、あるいは丁寧さの度合いの低さが問題視されている。

以上から、批判的言説の裏に、あくまで言葉の性別の慣用を守りながら、東京の教養ある中流社会の言葉である標準語を女性は話すべきだ、という規範ができつつあることが窺える。また、女性のことばに係わるとされているのは、①接頭辞「お」、②遊ばせ言葉、③ざあます言葉、④終助詞、⑤文体、⑥敬語、⑦人称代名詞「君」「僕」の7項目である。

4.3 女性の言葉遣いの体系的記述の試み

昭和に入って女性のことばに対する注目度は増し、様々な言説が生まれたが、研究者や

公的機関などによって、『口語法調査報告書』（1906）のようなアンケート調査に基づく研究や、統計的方法を使った女性のことばの分析は行われなかった。では、口語文法の体系的記述が研究されるなかで、女性のことばは同時代の口語文法書でどのように扱われていたのだろうか。前項で取り出した7項目を中心に、女性のことばがどの程度規範化されているか、昭和初期の口語文法書9冊（注13）を調べた。それぞれ、研究書か中等教育における国語の参考書か、あるいは音声言語重視か口語文指向かなどによって記述の重点は異なる（注14）。しかし、東京の教養ある中流社会の言葉という枠内での記述である点は共通している。著者はすべて男性だが、身の回りで接する女性の観察と、それぞれ自分の内省によって性差を判断し、記述したと思われる。調査結果の主な点をまとめると次の三点になる。ただし、同じ項目でも表現の詳細は違う。「ごあます言葉」に触れたものはなく、敬語使用の性差を述べたものもなかった。

(1)丸山（1935）、橋本（1938）以外の7冊全てが「婦人専用」「女言葉」等と注記しているのは、終助詞「わ」（注15）である。20世紀初頭に女らしくなく下品と非難された言葉が、最もコンセンサスを得ている。言葉の「女らしさ」は言葉の内部に根拠がないことを端的に示す現象だといえるだろう。

(2)その他、「婦人専用」「男子用」等、性別が書かれていたのは4項目である。

- ・人称代名詞「君」「僕」：木枝（1931）、藤原（1944）、岩井（1944）
- ・接頭辞「お」：松下（1930）、藤原
- ・文 体：松下（注16）、三尾（1942）
- ・遊ばせ言葉：三尾

(3)1940（昭和15）年以降の文法書（三尾、藤原、岩井）ほど性別の記述が多く、終助詞の記述の増加と平行している。藤原は終助詞を男性・女性に区別し、会話の中での終助詞の用法を詳述している。

以上から言える傾向は、松下、三尾、藤原という音声言語としての口語を主に追求した研究者の文法書に、性別の記述が目立つことである。なかでも藤原（1944）は「満州国人」や「中華民国人」等の人々への日本語教育用文法書なので、具体的に話すことを前提としている。終助詞の記述が多いのも音声言語を重視した結果である。言葉の性別を規範に組み込むことを促した言語研究上の内的要因の一つは、音声言語としての口語研究の進展といえるだろう（注17）。

性別の記述が多い研究書の中で、特に注目されるのは三尾である。三尾は「女言葉」の章を設けている。「女性語」に係わる事柄のみ解説したものには井上（1943）があるが、三尾は言葉遣いの文法を体系的に記述する試みのなかで分析した。「女言葉」で重要なのは丁寧さの表現であり、それを構成する主な要素は中止形、終助詞、間投詞で、体言止めや特

異なる「女性語」(単語)もあるとする。

分析に当たって、用例を小説から採っている点は画期的だが、記述の視点はこれまで見てきたような「女性語」の概念に添ったものであり、規範化を念頭に置いた研究である。次の記述が裏付けている。

ここで女言葉といふのは、あらゆる女がつかっているあらゆる言葉といふ意味ではありません。〔…〕女らしい言葉の意味であります。 (三尾 1942 : 403)

また、「だ体」と「です体」が混線していることを「女言葉」の特徴だと述べ、言語政策の視点から問題点として指摘していることは注目すべきである。

女言葉を、言語政策的に整理して「だ体」と「です体」との間に一線を引くことは、男言葉を主にした標準語のやうには簡単に行かないでせう。国語醇化の途上で、文体の問題として一番むづかしいのは、やはり女言葉の問題でせう。 (同上)

三尾は、標準語を「男言葉を主にした」と位置づける。標準語即「男言葉」とは認識していない。そして、「女言葉」を「男言葉」と対比して、「国語醇化」にとって難しい問題は「女言葉」だとする。教育者である三尾は、「女言葉」の「女らしい」特徴はそのままに、「女言葉」を国語として「醇化」する、つまり「言語政策的に整理」し、夾雑物を排除した国語を創り上げ、教育しようとしていたと、読むことができるだろう。

以上のことから、音声言語としての標準口語の研究が進展するのに伴い、語法的な面からも標準語としての「女性語」の概要が描かれつつあったといえるだろう。

5. まとめ

以下、昭和初頭から終戦までの女性のことばを巡る言説を検証した結果をまとめる。

- (1) 「女性語」は、起源が宮廷の女房詞にある優美で上品、丁寧な言葉であると、国語学の言説によって価値付けられた。このことは、「女性語」概念の正統性が、国語と同様、「伝統」という歴史の連続性と、皇族・貴族という上流階級に起源があることによって根拠付けられたことも意味する。
- (2) 戦時下の1939(昭和14)年頃を境に女性のことばに対する認識が変化した。単に優美で上品な言葉であるだけでなく、正しい国語である標準語を話し、教育する(未来の)母の言葉であると位置づけられた。
- (3) 「女性語」の特徴と「伝統」、子供に正しい国語を教える母の言葉の重要性がラジオや本というメディアを通して教化された。
- (4) 標準口語文法の研究の進展とあいまって、「女性語」概念の枠内で、東京中流社会の女

性の言葉遣いの語法的記述が始められ、標準的な「女性語」として相応しい言葉も具体的に取捨選択された。アンケート調査や統計的方法に基づく研究は一切行われず、語法・語彙・発音などが体系だったものではないが、いわば「標準女性語」の大枠が描かれた。ことばの意味の変遷については、20世紀初頭に女らしくなく下品と否定された東京言葉の終助詞の「わ」が、1940年代には女らしい言葉とされるという逆転があった。

以上から、昭和初頭から終戦までの時代は、標準語としての「女性語」の概念、内包と外延の輪郭が形成された過程だったといえるだろう。この標準的な「女性語」は、男性よりも謙った言葉であるという特徴はあるものの、封建的遺制ではなく、再編されたものだといえる。このような「女性語」を「標準女性語」と呼ぶこととしたい。

概念形成には、国策としての標準語制定の動きと女性政策が深く関与している。

さらに、国語としての「日本語」が、一面では政治的に作られた言語であるように、この「標準女性語」にも同様な面があり、とりわけ戦時期には政治的に機能した。

註

1. 女性のことばについての主な歴史的研究には、遠藤(1997)、杉本(1997)、森野(1991)、堀井(1990)、真下(1948)がある。
2. 作法としての言葉と「女性語」の関係については3章と4章で見ていく。
3. ヴァンドリエス(1938:589)「校訂者の序」によれば、訳書は1938(昭和13)年出版だが、1925(大正14)年の英訳が高等教員検定試験指定参考書だったという。
4. 女房詞は女房言葉とも表記されるが、本論文では便宜的に女房詞に統一する。
5. 中・上流階層の女子を対象とした中等女子教育は国家の女性政策の重要な柱の一つだったと筆者は考える。その中等女子教育が拠って立つ思想が良妻賢母思想である。良妻賢母思想については小山(1991)に詳しい。ここでは、小山(1991)に基づいて、その要点のみ述べる。

良妻賢母思想は19世紀末に成立した女性観で、日本独自の思想でも江戸時代の儒教を受け継いだものでもない。性的役割分業(生産領域と再生産領域の性別による分離)を支える近代思想である。本章の時代に至るまで、内実の変遷はあるが、基本的に、良妻とは、家事労働をし、家政を管理できる妻のことである。江戸期と違って、夫への従順さだけが求められているのではない。賢母とは、子育ては女の本能的な役割であるから、母は健康で賢い良い子を育てなければならないということである。江戸期は、女は男に劣る愚かなものとされ、武士階級では母は子供の教育を任されていなかった。

小山(1991)は、このような女性像の正しさを裏付けたのは、男女は生理的にも心理的にも正反対の存在だとする考え方だったと指摘する。正反対の特徴を持つから、男性は家庭の外で仕事をし、女性は家事・育児が当たり前とされたのである。ここで注意しな

ければならないのは、男女は正反対の存在なのであって、それは優劣ではないと考えられていた点である。女性は参政権も親権もなく、実質的には全く男性と同等ではなかったにもかかわらず、男女は相補的であるから「同等」とみなされた。やがて時代が下がるに従って、教育者によって女性の特性、「女らしさ」の価値がもてはやされるようになる。このような性差の捉えかたは、明治後期に欧米留学でハヴェロック・エリス(Havelock・Eliss)に影響を受けた下田次郎(高等女子師範学校教授)らがいち早く主張したという(第3章5.4参照)。良妻賢母思想を裏付ける考え方も近代のものであり、むしろイギリスのヴィクトリア時代の性差論に似通っているのである。

本章の時代の中等女子教育は、以上のような良妻賢母思想に基づいていた。

6. 福井(1942:465)「ラヂオ放送とことばの講座」を参照。
7. 女子教育家と国語協会の活動については3章を参照。
8. 言語学者の佐久間鼎は「標準語と女子の言葉づかひ」という評論で、次のように現状を嘆いている。博多でのエピソードである。

これは若い婦人の間に多い現象と思はれますが、とにかく東京風な言葉づかひをするつもりでゐるのです。ところが、それが本当に東京風になつてゐません。[...]たとへば「ねえ」といふ間投詞をまねてつかふのに、次のやうないひ方をするのです—
モシモシ、あのですネ—
(佐久間1942:326)

国語の研究者であり、文部省の国語関係の職にあった白石大二是、郷里である愛媛県今治市での体験を紹介している。「小学校の二三年生の女の子が話してゐるのを聞いてみると、『わたくし、あした、をばさんとこい、行くんぞい』と言つてゐる」(白石1943:24)。校長先生に指導されたという。今治では「女は丁寧な言ひ方をするには標準語のやうな話し方をし、ぞんざいな言葉は方言的な言ひ方をするので、女の子に『わたくし』を用ゐさせるのは、丁寧な言ひ方をさせるのと方言矯正とが重なつてゐたのである」(同上)。また、「農山漁村などではなほ男女両性の言葉に一致してゐる点が多い」(真下1943:40)という言説も見られる。

9. 真下(1943:41)には、「やたらに『お』を冠らせることは広島に限らず大都会の女性に多い現象で、特に東京の一部の奥様階級に甚だしい」とある。
10. 江湖山(1944:545)には、「現在に於ての『ざます』はインテリ女性—寧ろインテリぶる女性の象徴であり特権であるかの様に使ふ人も聞く人も考へてゐる」とある。
11. 市川(1938)は、教職が長い自分だけでなく、地方の教師や大妻コタカも聞いた経験がないと、「君、僕言葉」批判へ疑問を投げかけている。
12. 文法書によって名称は異なるが、本稿では「終助詞」と呼ぶことにする。
13. 次の9冊である。(1)松下(1930)『標準日本口語法』、(2)木枝(1931)『高等口語法講義』、(3)丸山(1935)『現代語法概論』、(4)松浦(1936)『文語口語対照現代日本語文法』、(5)橋本(1938)『改制新文典別記口語篇』、(6)廣幸(1941)『標準口語法解説』、(7)三尾

(1942)『話言葉の文法』、(8)岩井(1944)『標準語の語法』、(9)藤原(1944)『日本語一
共栄圏標準口語法』。調査の性質上、文法項目を体系的に扱っているものを選んだ。ただ、
網羅しておらず、まだ調査すべき文法書が数冊ある。

14. 注13で挙げた(1)から(9)までの文法書の性格と対象言語については次のとおりである。
対象言語については緒言等からまとめた。

(1) 研究書。東京語の上品なものを中核とし、卑俗なものや方言にも言及するとある。

(2) 口語文法概説書。東京の教育ある中流社会の言葉を対象とする。

(3) 一般人向けの語法(現代語の話し言葉・書き言葉)書。標準語、即ち現代東京の教
養ある中流社会の注意談話態(careful conversational style)を対象とする。

(4) 口語(日常談話)と文語の比較研究書。対象言語について、緒言等に記述はないが、
本文で標準語と東京方言の差異を指摘している。

(5) 中学校口語文法教科書の教師用解説書。東京式の正しい言語である標準語が対象。

(6) 中等学校文法程度の概説書。東京中流社会の純正・雅順な知識階級の言葉が対象。

(7) 研究書。現代日本の標準口語で、卑語を除いた普通語と敬讓語を扱うとしている。

(8) 研究書。標準語は東京語を根底にするが、地域的制約から解放された共通語とする。

(9) 「満州国人」や「中華民国人」等の人々への日本語教育用文法書。

15. 「わ」の表記については、「は」が本来の表記であるという議論があり、研究者によっ
てまちまちだが、ここでは便宜的に「わ」を使う。

16. 松下(1930)は「ます」体、「だ」体と終助詞「な」「ね」との接続の組み合わせで丁
寧さの度合いが変化するとし、その度合いによって男性用・女性用を区別している。

17. 音声言語として口語研究が進んだ背景の一つには、文部省が中等教育における国語の
教授要目を変更したことがあるだろう。1937(昭和12)年、中学校・高等女学校・実科
高等女学校などでは、文語文法にかわって口語文法が優先的に教授されるようになった。

第2章 女房詞の象徴的意味——天皇制・階層性・セクシュアリティ

1. はじめに

現在でも、女性のことばについて書かれた日本語学や国語学の論文や著作（注1）で必ずといっていいほど取り上げられるのが女房詞である。女房詞とは、室町時代、宮廷に仕えていた女房たちが創り出したとされている独特の語彙や言葉遣いのことを指す。中には、「おいしい」「しゃもじ」「おぐし」等、全国的に通用する言葉になっているものもある。「おまん」（＝饅頭）「おだい」（＝大根）等は大阪弁のなかでまだ生きている。前田（1977：33-34）は、「船場人はきそって女房詞を愛用した」もので、上方落語『ほうきや娘』にも若旦那が丁稚に、「庶民語」の「ぼたもち」ではなく、女房詞が起源の「おはぎ」を使えとたしなめる場面があると紹介している。

上記の例のような、宮中で創られた一群の語彙・言葉遣いに対する名称は女房詞の外に時代や地域によっていくつか存在する。御所言葉、女中詞（じょちゅうことば。女中とは江戸時代、宮中や大名屋敷に仕えた女性）、大和詞（やまとことば）（注2）等、名付けた側の捉え方が表れているといえる。筆者は、前述の上方落語の例があるように、男女別なく使われてきている言葉なので、既存の呼び名の中では御所言葉が最も適切な命名だと思っている。

しかし、「日本語」における女性のことばについて語られるときは女房詞と呼ばれることが多い。女房詞については名称と同様、さまざまな評価や意味付けがされてきた。例えば次のようである。

女房詞は一名女中言葉ともいはれ、当時一般婦人の言葉とも考へられるが、また女房とは家庭の主婦であると見れば、女房言葉は家庭の主婦たるものだけのことばであつたとも考へられる。併し、当時の社会状態にあつては、婦人の一般社会的活動といふものは認められず、[...]やはり、女房言葉は即ち当時の婦人の言葉であつたと解してよい訳になるのである。

女房詞とは女房たちの一般的な話しことばではなくて、職業的なことばであり、このことばをつかって女房奉書を書き、公用日記をつけるものだからである。[...]現在でいえば、上級国家公務員のキャリア組というところなのだ。キャリアの特別なことばとすれば、これは特権意識によるもので、自負にみちみちているのは当然である。

前者は、女房詞と女性のことばとを初めて結び付けて考察した菊澤季生の1929（昭和4）年の論文、「婦人の言葉の特徴に就て」（1929：67）からの引用である。後者は、国語学者寿岳章子の考察を踏まえて、歴史学者の脇田晴子が「女房奉書と女房詞」（1995：51-52）

で述べたものである。前者では女房詞は「主婦」の言葉、後者では「上級国家公務員のキャリア組」の言葉とされている。劇的に意味付けが変化している。どちらが適切かということではなく、時代も視点も異なるにもかかわらず、女房詞という存在と女性との関わりに、両者が意味を見出そうとしている点に筆者は注目した。室町時代というはるか昔に、宮廷の女房という少人数の集団の中から生まれたとされる言葉であるにもかかわらず、現在でも言葉を通して女性について考察するとき、女房詞という存在は大きい。

2章では、女房詞が「日本語」における女性のことばを巡る言説の中で、どのような役割を果たしてきたのかを検証することを目的とする。1章で見たように、女房詞はその言説のなかで重要な位置を占めていた。考察の対象は主に国語学者や言語学者の研究や評論である。言語関係の研究者の発言に焦点を当てるのは、その研究や研究者自身が国語教育を初め、マスメディアを通して実施された社会教育等、国の国語政策に深くかかわってきたからである。対象とする時代は、1章と同時代で、女性のことばに関する言説が国語学者等によって多く生み出された1920年代から1945年までを中心とするが、2章では、戦前・戦中と現代（1970年以降）のものを対比することで、現代の女性解放の視点から見た女房詞に関する言説の問題点も明らかにしたい。なお、ここでは女房詞への評価や意味付けの変遷を検証するものであり、女房詞自体の分析には深く踏み込まない。

2. 従来の研究の問題点

女房詞を研究する視角はいくつかある。まず、文法・意味・語彙等に分かれる研究分野としては、語彙論で扱われることが多く、造語法等がテーマになる。また、ある階層における集団語として研究されることもある。この場合、女性という面にだけ焦点を当てれば、性による言葉の違いの研究になり、属している集団の階層（例えば、公家）に注目すれば、社会階層と言葉の研究に繋がる。室町時代や江戸時代の言葉として、言葉の歴史のなかで位置づけられることもある。現代の国語学・日本語学では、女性のことばとの関係や言葉の歴史の中で取り上げられることが多い。

2章の主題である女房詞に対する評価・意味付けと関係するのは、主に女房詞を女性のことばとの関係で考察したものの言説である。特に戦前は、女房詞自体の分析とともに、言葉の優劣、美しさなどの評価も記述された。しかし、戦後の言語研究では、客観的分析が重視され、話し手がある言葉を美しいと感じているかどうかは研究対象にはなる（言語心理学）が、研究者がある言葉、あるいは言葉遣いを考察して、あからさまに評価を下すことは少なくなった。従って、女房詞についても、過去に与えられてきた評価や意味付けについて考察されたことはない。

3. 戦後、女房詞はどう語られてきたか

まず、戦後から1970年頃までの言説に少し触れ、現代（1970年以降）の女性解放の視

点から見た女房詞にかかわる言説を見る。

3.1 政治体制の転換と女房詞に対する評価

女房詞の研究は、戦前は男性だけが行っていたが、戦後の1950年代後半からは国田百合子が論文を発表し始める。一連の研究をまとめた『女房詞の研究』(1964)は、女性のことばに関する研究を当事者の女性が本格的に行った初の著作となった。ウーマン・リブといわれた女性解放運動の波はまだ現れていなかった。

国田(1964)は、「婦人語」は女房詞から始まったと見なし、当時の「婦人語」との関係性を視野に入れて考察している。研究の意義について、「より美しい明日の言語を作る為」で、「私たちが、現代の又将来の立派な女性語を創造し、それらが、過去の女房詞の如く、遂には男性語ともなり、一般化するならば甚だ幸ではなからうか。」(同上:48)と述べている。女性が創ったことを重視し、美しい言葉であると高く評価している。女房詞が創られた時代の女性の社会的地位との関係には言及していない。

国田とは対照的に評価が低いものもある。タカクラ・テルは戦前から標準語制定について等、国語・国字問題で発言の多かった評論家(男性)であるが、「女のことば」(1956)では女房詞にも触れている。「貴族の女たち」が普通の言葉は卑しいと考え、自身たちだけの特別の言葉を考え出したのだと述べ、特徴について、

やたらに、ていねいにいうくせがあって、「お」や「み」や「ご」おつけて、「おみおつけ」だの「おみおび」だの「おみこし」などという、こっけいなことばおつくれた。(同上:46)

と冷淡である。男女の言葉の違いについては、「封建的な差別」の結果、女性の地位が政治・社会・家庭のすべてにおいて低かったからだと分析している。しかし、「上流」「中流」ではない「百姓や労働者」の間では男女に言葉遣いの違いはあまりなく、男女同権になったのだから、むしろ「百姓や労働者」の女たちの言葉を見習って、女の言葉も男と同じにならなければならないと結んでいる。

以上、女房詞は、国田の言説では「立派な女性語」の手本として位置づけられ、逆にタカクラの言説では、男女が同じ言葉を使うことは男女同権につながる、という主張の中で評価は高くない。評価については正反対といえるが、タカクラの言説だけでなく、女性が創ったことに注目する国田の言説にも女性の能力を認めさせたいという主張が込められていて、戦後の民主主義への転換という政治的文脈の変化からの影響がうかがわれる。

3.2 現代(1970年以降)の言説

1960年代後半からのウーマン・リブは言語研究にも波及し、アメリカでは女性のことば

の研究が急速に発展した。日本もその波を受け、1970年代から、現代の女性の話し言葉についての研究が増えている。そのなかには、性による言葉の違いを差別ととらえるものも、そうでないものもある。

では、1970年以降、女房詞はどのように分析されたのだろうか。女性解放の視点を持つ論文の中で、代表的なものを見ていく。結論から先に言えば、女房詞の評価は圧倒的に高い。

『日本女性史第2巻中世』（1982）には「女性語の性格とその構造」という、現代「日本語」における女性のことばと女房詞について考察した寿岳章子の論文がある。『日本女性史』は明確に「解放を展望する女性史」（女性史総合研究会 1982：ii）として構想されている。寿岳（1982）は、戦後の国田（1964）等を踏まえたうえで書かれている。まず、現代「日本語」には男女差の観念も実態も厳然としてあると断定し、「女ことば」の特徴としては、ワヨ・ナノ等の終助詞、接頭語「お」、婉曲法、敬語の使用等を挙げる。この特徴から、寿岳が言う「日本語」とは、政治・文化の中心地の言語、すなわち、近代以前は京（都）言葉・江戸言葉、近・現代は東京の言葉を基盤とした標準語であることが分かる。序章で見た日本語教科書の「女性語」とほぼ重なる。

このような枠組みの中で、女房詞はどう位置づけられているだろうか。寿岳は「女ことばは男の作る体制に組み入れられ、いわば男性への隷属を示す道具として存在する面があった。」（同上：185）が、マイナスの面だけではなく、「遊廓語」（＝遊女語）とともに「ゆるぎのない女ことばの極致の世界」（同上：183）を形成したとしている。さらに、隠語という見方を否定し、

誇りにみちたある特定の世界をシンボライズするものであって、防衛的な機能より、卓越するそれにみちていると言うべきではなからうか。それがあからこそ、女房詞は一種の範とすべき存在であるとして、一般世界へ天下っていったのではなからうか。
（同上：205）

とも分析している。女性の文化が高かった証拠が存在し、それが女房詞だという主張が読み取れる。

『女と男の時空—日本女性史再考3 女と男の乱—中世』（1996）では、小林千草が「女性の意識と女性語の形成—女房詞を中心に—」を著している。小林（1996：307）は、女房詞について「男社会が乱暴・卑俗化傾向をとるのに対し、女社会は、丁寧・上品化傾向をとることになった中世社会の一つの現れと位置づけている。女房詞の広がりについては、「下層の階級が、自分たちの品位の確保のために、真似」（同上：313）をしたことや、「都」の人々が「ことばの豊かさを楽しむ知恵」（同上：334）を持っていたことを理由として挙げている。論文を閉じているのは次のことばである。

中世から近世の「女房ことば」が文化としての指標を持ちえたことを、あらためて思い出したい。特に、中世期、同性のみならず男性に真似されるべき文化としての一面を創り出したところに、ある種の女性の自立を認めたいと思う。（同上：336）

小林も寿岳と同様に、女房詞を女性が創造した文化として見ており、言葉の使用の広がりをその文化の高さの証明と捉えている。

以上の言説に共通しているのは、「日本」の女性は従属してきただけではなく、男性も真似る「文化」を自ら創造したのだという、女性の社会的貢献や能力の高さを証明する役割を女房詞が担っているところである。その裏付けとして、女房の仕事が天皇の衣食住の世話だけでなく、一部政治的な仕事にも関与したことを強調している点も両者は似通っている。これが、先に引用した脇田の「上級国家公務員のキャリア組」の言葉という評価に通ずるところである。さらに、女房詞の「文化」的高さや影響力の強さを認めることは、過去の女性の優秀さを認識させるだけではなく、現代の女性に「日本女性」としてのアイデンティティを与えることにも繋がる。女房詞という存在に対する意味付けに、言葉の分析以上の筆者から読者へ向けた主張が読み取れる。女性解放、女性の地位向上を目指す視点が貫かれているといえるだろう。国田（1964）の視点を発展させたものとして位置づけることもできると思う。

ほかにも寿岳（1982）と小林（1996）の言説が重なるところは多い。まず、女房詞を「上品」と見ている。そして、方言を含めて考察せず、政治・文化の中央の言語としての「日本語」だけを対象とすることを自明としている。庶民と貴族という階級を認めながらも階級間の断層は重要視せず、「日本」の女性を一つのグループとして捉えている等である。このような点は、戦前の国語学の枠組みの中での研究と非常に似通っている。筆者はこの国語自体が持つ国家主義に繋がるイデオロギー性を問い直さない研究の視座に落とし穴が隠れているように思う（注3）。

この女性解放の視点に立ちながらも、戦前の国語学と似通った枠組みでなされる女房詞の研究にどんな問題点があるのだろうか。それは、戦中、女房詞がどのように語られたかを見ていくことで明らかになるはずである。

4. 戦中、女房詞はどのように語られたか

国語学において初めて「婦人」のことば（注4）を主題にし、女房詞を女性のことばとして論じたのは、前述のように菊澤季生（1929）である。昭和の初めに、女性のことばが礼儀作法の項目としてではなく、言語研究の対象になった背景には、西洋言語学からの影響や、女子進学率の上昇、新中間層の出現に伴った主婦層の増加など、女性が関係する社会構造の変化があったからである。菊澤も宮城女学校の講師だった。

ただ、女房詞自体は 1913（大正 2）年に、既に安藤正次が取り上げている。しかし、1 章 3.1 で見たように、安藤は、女房詞を齋宮（天皇の代わりに伊勢神宮に行った皇女）の忌詞や株屋の符牒、盗賊の隠語等と同じ集団語として扱ったにすぎない。女房詞は、「女らしさ」とも解剖学的性差とも関連付けられていなかったのである。

4.1 創られた伝統（注 5）—真の女性のことばは天皇の女房の言葉

菊澤季生の論文については、1 章で概要を述べたが、ここで改めてその論理の中へ踏み込んでいくことにする。菊澤が安藤（1979 [1913]）と異なるのは、女房詞を「主婦」の言葉と見なし、「女らしい」女性のことばの「起源」と考えた点である。女房詞を女性のことばの「起源」とする見方は菊澤に始まったとあっていい。では、なぜ女房詞が「起源」なのだろうか。室町時代は平安時代と比べて女性の地位が低くなったため、言葉に女性としての特色が現れたのだと説明している。

菊澤は女房詞を言葉の作り方や品詞で分類した上で、四つの特徴を導き出している。その特徴を総合すると、「女らしさをよく発揮して甚だ優美なもの」（同上：67）ということになるという。主な言葉の作り方と四つの特徴は次の通りである。

(1) 「大根」を「おだい」というように、語に敬意の接頭語「お」を付けて語末を省く言い方がある。これは丁寧な言葉遣いとされている。

(2) 「ねぎ」を「しろね」と呼ぶように異名を用いたり、異名の語末に「もの」を付けて、「なべ」を「くろもの」等とする言い方で、「綺麗な上品な」言葉としている。

(3) 例えば、「ごぼう」を「ごん」などと呼ぶ略語がある。「いか」を「いもじ」というような、略語に「もじ」を付ける「もじ言葉」もあり、婉曲な言い方と見なされている。

(4) 「ぎごちない漢語」を避けることで、「返事」と言う代わりに「いらへ」というような例がある。

以上を見ると、「特徴」とは語彙や言葉遣いに対する菊澤自身による評価であることが分かる。例えば、略語「ごん」（＝ごぼう）がなぜ「優美」なのかは明らかにされていない。後年著した『国語位相論』（1933）では、盗賊語の略語「くる」（＝車）を、「ごん」と同じ略語であっても、「卑屈」だと述べている。なぜ評価に違いがあるのか、言葉自体からその根拠を取り出すことはできない。その言葉を使用する人間のステレオタイプの違いに依存しているにすぎない。上流階級の女性のことばだから「上品」「優美」であり、盗賊だから「卑屈」なのである。

菊澤はこの論文で平安時代の言葉についても考察し、女性の地位や時代にかかわらず、「婦人の言葉の特徴は優美、即ちやさしくうるはしいといふ点に帰する」（菊澤 1929：75）と結論付けている。

菊澤はこの後も「婦人語」としての女房詞について考察を続けた。『国語位相論』（1933）

では、遊女語と比較し、遊女語が「下卑た美しさ」（同上：39）であるのに対して、女房詞は「婦人が理想とする所の優美」（同上：51）さを持つと区別した。その上で、女房詞の「起源」、即ち女性のことばの「起源」は「畏れ多くも内裏仙洞」にあり、宮廷から「將軍家の女房達に及び、後次第に大名の奥方に、更に一般良家の家庭にと拡大普及」して現代に及ぶ、と上流から下への方向と、歴史的連続性を強調している（同上：40）。女房詞の成立についても、安藤正次が閉鎖的集団の維持が目的と考えたのとは全く異なり、「女らしさを保つていこうとした」（同上：51）女房の心理から始まったと、社会性から切り離している。女性が自発的に創ったと言っているのである。

菊澤の言説は国語学という学問の枠内のものであるが、明らかにイデオロギー（ある目的をもって歪められた知）性を帯びている。一つは、遊女語より女房詞のほうを理想的な優美さを持つと評価したところである。盗賊語の場合と同様、「ありんす」という遊女語と「いもじ」（「いか」の女房詞）の評価が違う理由は明確にされていない。美しさを表したかったら、女性は女房詞が特徴として持っているような言葉遣いをしろというのが、込められた教化的意味ではないだろうか。もう一つは、女性のことばの正統性は天皇に仕える女房の言葉にあり、上の階級から下へと広がったとしている点である。1920年代の女性たちは、上流の言葉に限らず、漢語も外来語も他の地方の言葉も、さまざまな言葉を使うようになっていた（注6）。しかし、同時に天皇制国家の下、良妻賢母教育を受けていたわけで、女性たちが菊澤のこの言説から受け取る意味は、正統な女性のことばは上流階級に見習えという教えであり、女性のことばは宮廷の「伝統」をひいているという、上昇志向を満足させるものだったと思われる。また、美しくありたいがために女房たち自身が創ったという解釈は、女性自身の能力に対する誇りを与えることで、自主性を求めていると取れる。さらにいえば、「女性文化」があったとも読むことができる。また、このような論理は、言葉を精神的なものと結びつける、国語には国民精神が宿る（注7）という当時喧伝された言説の変奏であることを見逃してはならない。菊澤は『国語と国民性』（1940）で次のように書いている。

我が国語には、大和民族の伝統的な精神、或は民族性も宿されている訳である。〔…〕また逆に、我々は我が国語即ち日本語を学ぶ事によつて、知らず識らずの間に日本精神即ち大和魂を感得し、また国民性をつちかはれて行くのである。（同上：6-7）

「大和民族」に女性も含まれていると考え、「国語」を「国語の中の女性の言葉」と読めば、菊澤の論理と意図が見えてくる。すなわち、＜国語には大和民族の女性の伝統的な精神が存在する。よつて、女性は国語の中の女性のことばを学ぶことで、日本女性としての精神、および国民性を培われていく。＞と読めるだろう。

これは筆者の単なる推測ではない。菊澤（1940）では、研究の動機につながることばも

漏らしている。「男女の言語の位相の相違に気づいたならば、女性をして男性的な『キミ・ボク』を使はせる様な事はない様にしたいものである。」「皇道とは、皇室崇拜であり、天皇崇拜である。それが言語に表はれたものが敬語法なのである事は今更ら繰返すまでもあるまい。」(同上:303)戦後の国語学は、このようなあからさまなイデオロギー性については検証せずに放置し、『国語位相論』にあるような、言葉の分析や分類だけを女性の言葉についての研究業績として引き継いだ。その姿勢には疑問が残る。国田百合子も『国語位相論』を先行研究として挙げているからである。

女性のことばは宮廷に「起源」がある上品で優美な女房詞の末裔であると、アイデンティティを与え、「伝統」を創った菊澤の研究は、以後、様々な場面で繰り返し引用されることになった。日常の隅々にまで入り込む言葉には人々を統合する力があると考えていた国の教育関係者や国語政策関係者には、菊澤の研究が、女性を国家や天皇制に都合よく仕立てあげるにはうってつけの言説だと思われたのではないか。

戦前、女房詞を研究したのは菊澤だけではなかったし、女房詞に対して異なる評価を与える言説もあるにはあった。例えば、岩淵(1942)は、戦国・桃山の笑話を集めた安楽庵策伝の『醒睡笑』(1623)に、男性が女房詞を使用している例(巻の三、不文字の中の一話)があることを紹介している。また、安藤(1934:32-33)は、女房詞が注目されるのは、「社会における女性の地位の反映」で、「女子は、特別に、やさしい、丁寧な、きれいな言葉を用ひなければならぬといふ思想」は、女性の地位を男性よりも一段低いものと見ていることを示していると分析している。しかし、以後、このような言説は議論の対象にならず、安藤正次もこれ以上自説を展開することはなかった。

4.2 セクシュアリティと階層性

国語学者、吉田澄夫が1935(昭和10)年、ラジオの「ことばの講座」で行った講義、「婦人のことば」についても、改めてその論理構造を見ておきたい。吉田澄夫は、4章で活動を検証する国語協会という言語政策の推進団体の主要メンバーでもある。

「婦人のことば」(1935)の内容の大部分が女房詞の説明である。吉田は、まず、男女の性格の違いも言葉の差も、解剖学的性差に基づくとし、男性の性格は理知的・意志的、女性は感情的なので、言葉も男性は論理的、女性は情緒的で優美だと述べる。菊澤も女性のことばの特徴を「優美」としていたが、遊女語と女房詞を区別しているように、女性全てが元来持っている特徴とまでは考えていない。吉田は一元的に解剖学的性差と女性のことばの特徴、優美さを結び付けたのである。では、優美さとは何だろう。男性から見た性的魅力ではないだろうか。容姿(身体的な性的魅力)と女性のことばを同価値とする考え方はこれ以前からあり(注8)、珍しいものではない。ただ、吉田はその論理を明確に述べた。声を伴った言葉もセクシュアリティの表現と見なしたのである。上野(1995:18-19)は次のように述べている。「セクシュアリティは『ベッドの上』にだけあるのではない。人間を

性的価値として評価するありとあらゆる規範もまた、セクシュアリティの装置の一部である。[…女性]の身体は男性にとって望ましい性的価値を持っていなければならない、したがって美しくなければならない」。筆者は声を伴った言葉もセクシュアリティの装置の一部であると考える。

次に、吉田は、女性のことばの優美さは解剖学的性差に基づくので永久不変であり、日本では現在まで変わっていないと語る。女性は優美さを表すために、特別な「婦人語」の使用、敬語の多用、婉曲な言い方、漢語を避けるという四つの方法で、昔から言葉に気をつけていたのだという。そして、女房詞をその証拠として持ち出すのである（吉田 1935 : 146）。ここで吉田が挙げた優美さを表すための方法は、菊澤（1929）が抽出した四つの特徴と同じものである。女房詞に当てはまるのは当然だ。つまり、吉田は予め仕込んでおいたカードの数字をあたかも今当てたように見せる手品師のように女房詞を示したのである。論理的トリックを用いてまでも、吉田が主張したかったのは、女性のことばの特徴は解剖学的性差に基づいているので、女性は優美な言葉を永遠不変に使えるということだろう。

吉田が構築した論理をどう見たらいいのだろうか。吉田はまさに、国語意識を向上させるという目的に合致した「婦人のことば」論を教授したのではないか。解剖学的性差の議論とは矛盾するが、この論文でもう一つ、吉田が繰り返し言っているのは、女性のことばが女房詞として、上の階級で生まれ、その後一般に広がったということである。女性のことばの起源は、国の起源である天皇に仕えた女房の言葉にあるという認識を女性に与えることは国語意識の向上に繋がる。自分の言葉を尊重することが同時に国家や天皇制を尊重することに重なるのであり、それは女性の解剖学的性差に根ざした不変のことなのだ。これが吉田の論理で女房詞が担った意味だといえないだろうか。

女性に言葉の「上品さ」を求める主張の中でも女房詞は引用されている。引用したのは国語政策の専門家、保科孝一である。同じく 1935（昭和 10）年の 9 月から 12 月まで続いたラジオの「現代語講座」で、保科が講義した「婦人の言葉と子供の言葉」（1936）について見てみよう。保科の論旨は明快である。

下層社会や労働者階級になりますと、男女の別がほとんどないようになる傾がありますが、中流以上の社会におきましては、身だしなみのある婦人ならば、一般に敬語すなわち崇敬体の言葉遣を致して居ります。[…] 召仕に対しても、「之を洗つて下さい」とか「これを持つていつて頂戴」とゆうよう申します。しかし、これは、目下に対して敬意を表して居るのではありませぬ。[…] 目下に対しては、ゾンザイな言葉を用いても差し支ないはずであります、それでは身分が下るような気が致しますから、自然上品・丁寧な言葉遣をするので、そこに奥ゆかしさが感じられます。

（同上：227-228）

これに続けて、上品・丁寧な言葉の例として、「禁中女房詞とゆうものがありまして、禁中における女房達の間には食べ物やその他に異名が用いられているのであります。」(同上:228)と、女房詞の語彙と機能について説明がなされている。

中流以上の「婦人」は言葉の男女差を明確にし、上品・丁寧な言葉遣いをするべきであり、そうすることで身だしなみのよさと高い身分を表すことができると保科は教えているのである。上品で丁寧な言葉遣いは階層性を表し、女房詞はその象徴という役割を担っている。

このように、菊澤によって女性のことばの「起源」と位置づけられた女房詞は、解剖学的性差と結び付けられることで、セクシュアリティの表現である本質的な女性のことばとされ、また、階層性の象徴という役割も担っていたのである。

4.3 戦争と女房詞—女性が守った日本の伝統文化

1937(昭和12)年の日中戦争開戦後から、女性の話し言葉に対する関心の高まりとともに、批判も目につくようになる。女性のことばに関係する国の国語政策の流れも踏まえながら、女性のことばにかかわる言説のなかで、女房詞がどのように引用され、意味付けされていったか、敗戦直前までを概観する。

国民精神総動員運動開始の翌年、1938(昭和13)年8月8日付の東京朝日新聞に、国民精神総動員中央連盟と荒木文相との座談会で「女学生の君僕言葉」が批判されたという記事が掲載され、これ以降、マスメディアの上で批判が多くなる。

国語政策を推進していた組織も女性のことばに関心を向けるようになる。1939(昭和14)年7月、国語協会(会長近衛文麿首相)も婦人部を結成する。副会長南弘は、国字国語の問題にぜひとも婦人の手を借りたいと、協力を約束して入会した吉岡弥生(現東京女子医大創立者)や井上秀子(日本女子大校長)等、当時の女性指導者を前に演説した。

翌1940(昭和15)年10月には、国語協会主事の石黒修が高学歴の女性が読者の週刊紙『婦女新聞』に「国語の話題」の連載を開始する。石黒は「女房詞」(12月15日付)で、日本における女性のことばの代表として、その特徴を菊澤の論文を引いて紹介した。

1941(昭和16)年はさらに国語に関して政府から統制が施された年である。4月、文部省は中等学校(中学校・高等女学校・実業学校等)、及び一般向けとして『礼法要項』を発表する。「言葉遣ひ」の項では、男子だけは同輩に対して「僕」「君」を用いてよいなどと定められた。その後、出版された解説書(礼法研究会1941)は、さらに細かく性による言葉遣いの違いを指導している。

同月、国民学校に再編された後の国語教科書、『初等科国語七』の「四 敬語の使ひかた」では、女性の言葉の特徴を説明するなかで、次のような箇所がある。

いつぱんに、女は男よりもいつそうていねいにものをいふのが、わが国語のならばし

である。したがって、女の使ふ敬語には、やや特殊のものがある。多くは家庭で用ひる物品などに対して、「おなべ」「おさかな」「お召物」とか、あるひは、「汁」を「おみおつけ」などといふのがその例である。 (文部省 1942、海後編 1964 : 637)

菊澤 (1933 : 42) は「おみおつけ」を女房詞に含めている。

12 月には朝日新聞社が『国語文化講座』を発行している。日本放送協会のアナウンサーで、東京生まれの柳八重は「婦人の言葉」を執筆し、祖母から母へと受け継がれた言葉の躰けについて述べている。上品に丁寧な話すよう諭した祖母の使った言葉のなかに女房詞が挙げられている。

戦争が激化し、敗色が濃くなっていくにもかかわらず、1943 (昭和 18) 年には、立て続けに「女性語」関係の書籍が出版されている。主なものを見てみよう。国語協会の南が述べた女性への期待が前面に出てくる。

7 月には、石黒修が『美しい日本語』を出している。国語の特性について語ったあと、「女性語」の発生が身体的性差によることや、女性用の終助詞「わ (ね)」や「の (よ)」の説明とともに、女房詞の特徴が紹介されている。

翌 8 月には、元奈良女高師講師、長尾正憲の『女性と言葉』が出版された。長尾は次のように皇室から生まれた「女性語」を尊重するよう促している。

室町時代に発生した女房詞の展開のあとを通じて、今日の女性語の源流が遠くして、尊貴なるものであることを知り、今更のやうに、歴史即ち系譜と血脈の上に立つ我生命の美しさと貴さを思ふ。 (長尾 1942 : 34-35)

このことばからは、これまで見てきた女房詞に係わる言説が定着していることも伝わる。長尾は次のようにも言っている。「漢語を話語とした男性に対し、国語のやはらかさをそのままに我が言葉とした女性の姿を思ひみる。[...] 女性こそ国語を守り、育てた母であった。」 (同上 : 58) そして、「子供への国語教育者、永遠の子孫への文化伝達者である女性は、よく悠久の歴史の伝統と理解を見てみなければならない」 (同上 : 59) 女性の能力や歴史的貢献を認めて褒めたたえ、さらに、女性の国語に対する責任の重さを強調して、その貢献を期待している。それは、同時に天皇制国家を賛美し、女性を国へと統合することにもなっている。要の位置にあるのが女房詞である。

この後、11 月にも『女性の言葉—敬語の使い方』という冊子が出ている。国語協会会員で目黒女学校教諭、井上清志が著したものである。『礼法要項』の解説のほかに、終助詞を性別で区別して使い方を教え、女房詞についても説明している。

このように、日中戦争以降、太平洋戦争、敗戦に至る時代には、言葉の性別を守るよう国からの統制が強化された一方で、女性が単に「女らしい」言葉を求められるだけでなく、

言葉の伝統を守り育てることで国に貢献するよう要請された。女房詞は、女性が創り、守った日本の伝統文化の一つであることが強調され、女性のことば、すなわち女性を天皇制国家に統合する役割の一端を担った。

5. まとめ—戦前と戦後の連続性

戦前・戦中の言説を見てきて分かったことは、女房詞は、「女らしさ」や身分の高さを表す言葉、セクシュアリティと階層性の象徴であったことに加え、女性を天皇制国家に統合する役割も担っていたということである。

戦後の女房詞に関する言説については、戦前・戦中と対比すると、明らかに連続性があった。次のような点である。

- (1) 女房詞を女性のことばの「起源」とする。
- (2) 言葉の男女差を解剖学的性差と切り離さない点。
- (3) 品のいい言葉という評価。
- (4) 寿岳（1982）や小林（1996）による女性自らが創造した男性も真似る「文化」、女性の文化的貢献の証拠という見方は、国田（1964）を介して戦前の菊澤や長尾の発言とつながる。
- (5) 全く正反対のように見える「主婦」の言葉と「上級国家公務員のキャリア組」の言葉という位置づけも、どちらもその時代の先端にいる中流以上の女性という点で共通している。逆に言えば、先端にいる上・中流階層の女性の言葉は、相変わらず女房詞に例えられているのだ。

戦前と戦後とで異なるのは、戦前には、女房詞が女性を天皇制国家へ統合するための手段として使われたにもかかわらず、現代の研究ではこの点がまったく見過ごされていることである。女房詞は女性解放の文脈に置かれると、女性の文化的高さや能力、社会的貢献の証拠になる。しかし、国家主義の文脈では同じ特徴を語る言説が、女性を天皇制国家に従属させるアジテーションに転化する。なぜ、このような振じれた連結が起こるのだろうか。

女房詞の考察で、国語自体のイデオロギー性が問い直されていないことは、すでに述べた。国語、あるいは「日本語」とは明治以降、国語政策によって国民を統合するために、近代国家の統一言語として創られた言語である。標準語はその具体化である。国語学で、女房詞が「日本語」の祖先として語られているとすれば、政治・文化の中央の言葉の系譜をもって国語、あるいは「日本語」の歴史としているといえる。これは明治後期、標準語制定が具体化してから確立してきた見方に過ぎない。そして、とりわけ戦中は国語が天皇の国の言葉であることが強調された。女房詞はその女性向けの応用編ともいえる。もし、「お国言葉」の集合としての日本語という視点であったなら、女房詞は、昔、京（都）の一地域で使われた言葉でしかない。寿岳（1982）や小林（1996）を初めとする言説が国田

(1964) や戦前の菊澤や長尾の言説ともつながるのは、このような国語の枠内での考察だからではないだろうか。

昔から女性は政治・文化の中心地以外の広い地方でも、さまざまな土地の言葉を話していたはずであるし、階層や職業によっても違いがあったはずである。従って、一部の階層の一つの集団の言葉である女房詞に焦点を当て、女性のことばの代表のように扱うことはできない。同じように、小集団の言葉である女房詞をして女性の文化的高さや社会的貢献の証拠と見ることにも無理があるのではないか。さらに、性によって言葉を区別するという観点自体も疑うべきだと思う。一つの国語・「日本語」の歴史、均質な一つの集団としての女性という見方から離れて、女房詞と呼ばれている語彙と言葉遣いを見直してみることのなかに「捩じれ」を解く鍵があると筆者は考える。

註

1. 堀井 (1990)、森野 (1991)、遠藤 (1998) 杉本 (1997) 等。
2. 御所言葉、女中詞等も、それぞれ御所詞、女中言葉と表記されることがある。
3. 近代国民国家を文化的に統合する手段としての国語・「日本語」のイデオロギー性については、イ (1996) 等による研究がある点は序章を参照。
4. 女性の言葉を指すとき、昭和初頭は「婦人語」という呼び方が多かった。その後は「女性語」が目立つようになる。この変化自体も解明すべき課題であるが、ここでは踏み込まない。ただ、女性の団体が既婚者の「婦人」団体と処女会・女子青年団に別れていたのが、国民精神総動員体制の下で統一されていく流れと、「女性語」が前面に出てくる時期とが平行しているのは示唆的だと考えている。
5. 「創られた伝統」という見方についてはホブズボウムス他 (1992) を参照。
6. 例えば、壇 (1943) は、大正末期から戦中までの俗語・流行語を挙げて、女性 (東京の女性) のことばの乱れを批判している。その中には「キミ」「ボク」を初め、「パパ」「ママ」「ファン」等の外来語や「関西風」に言う「およそ、意味ないね (わ)」等の言葉が見られる。(同上: 40、53、54)
7. 例えば、保科は『国語と日本精神』(1936) で、「祖先伝来の国民精神がすべて国語の中に融け込んで居る」(同上: 自序: 1) という趣旨の主張を繰り返している。『初等科国語教科書八』の「二十 国語の力」という読本教材にも「国語こそは、国民の魂の宿るところである。」(文部省 1943、海後編 1964: 702) とある。
8. この点については 4 章と 5 章で考察する。

第3章 言語政策と「女性語」

1. はじめに

国の言語政策と「日本語」のジェンダー、あるいは、女性のことばとの関わりについては次のような発言がある。一つは、女子教育のなかのことばの教育が性差を作り、固定化したというものである。杉本（1997）は、明治は、「躰のきびしさは、ある点では江戸時代以上に、女性をより女らしくするためのあらゆる努力がはらわれた。」と述べ、「一つの枠にはめこまれた女らしいコトバの修得が、学校教育によって徹底的におこなわれた。」（杉本 1997：35）と指摘している。具体的な学校教育の教科は挙げられていないが、修身や作法、国語における指導の影響が大きいと見ているのである。女性を母・妻役割に限定して教育した良妻賢母教育の一環に女性に対する言葉の教育を位置づけているといえる。一方、標準語教育が性差を促進したという見方もある。遠藤織枝と宇佐美まゆみは対談で、「昭和の標準語化」運動と、それに「携わった人たちの考え方がかなり反映されています」と述べている（宇佐美 1997：70-71）。教科では国語と言うことになる。どちらも、「日本語」のジェンダー化、あるいは、標準的な女性の言葉の形成に、教育を通じた言語政策の関与があったと見ているとっていい。視点を変えれば、女性は国によって「女らしいコトバ」を教育されたということでもある。ただ、以上のような指摘はあるが、具体的な詳細はまだ明らかになってはいない。

3章では、1941年の文部省による作法教育の指針、『礼法要項』制定と普及の経緯、及び、同時期に活動していた国語政策の運動体、国語協会の動向を追うことで、「女らしい」言葉がどう教化されたのか、女性のことばと言語政策の関わり的一面を明らかにしたい。まず、言語政策の定義について確認しておく。

2. 言語政策

現在、言語計画とはある集団、あるいは個人がある目的をもって、言語運用上の問題を解決するために行う試みとされている。計画の主体は国家に限らない（Kaplan & Baldauf 1997：3）。国家以外では、明治期からローマ字表記の提案をしていた「ローマ字会」等の民間団体がこの主体に当たる。言語計画の具体化については、調査から始まり、調査報告、政策決定、実施計画、実施と進むのがモデルとされる（同上：106）。ただ、問題を問題として認識するには、開始する時点で何らかの理想的な形がすでに構想されていて、調査以前にどのような政策にするかがおおよそ設定されているというのが実際の姿に近いと思う。日本の標準語政策の場合も当てはまるだろう。また、「女性語」の場合も、上記のモデル通りには国の言語政策としては進められなかったが、まず、漠然とした理想が評論家や学者などによって議論された。

日本で国が言語政策に着手したのは明治後期である。1903年には文部省によって国語調

査委員会が設置された(第 1 章 2.1 参照)。戦後初めて国語学会が研究蓄積をまとめて世に問うた『国語学辞典』(国語学会編 1955)には次のように記述されている。筆者は国語協会会員でもあった石黒修である。

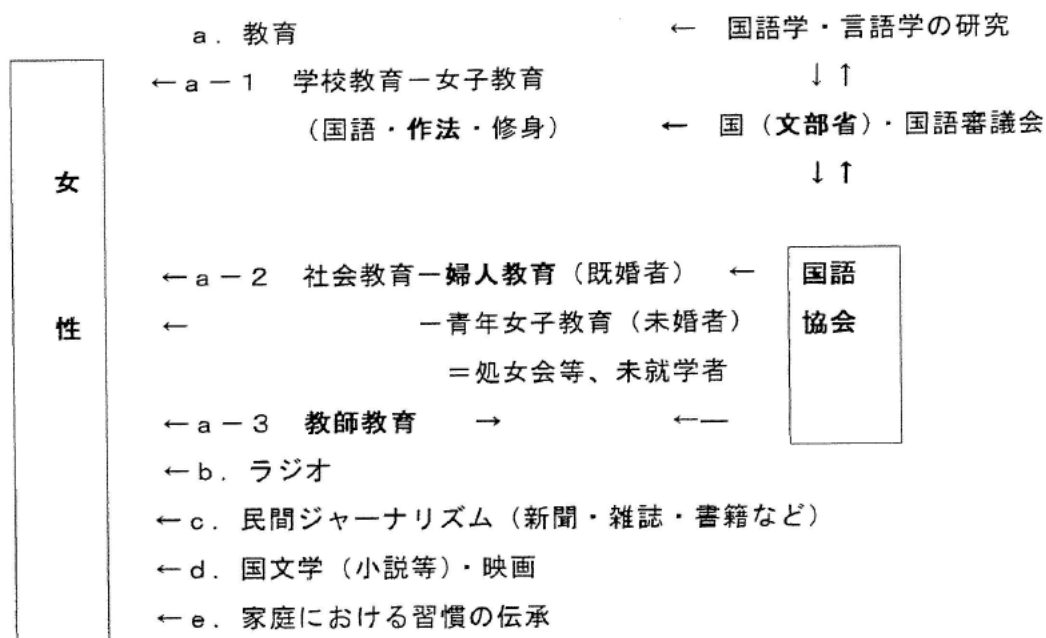
ある意志のもとに政府などの公の機関が行う言語の改革、整理改善、普及をはかる方法。[...] 言語政策の確立には調査研究・審議・実施に当る機関が設けられていることが多い。[...] 決定された政策は法律として、あるいは教育、新聞、ラジオなどを通して行われる。
(石黒 1955 : 331-332)

上記の通り、国家レベルの言語計画の方策は基本的に現在と変わらない(注 1)。

3. 教化・普及の回路

次に、女性に対してあるべき言葉の教化・普及がどのようなところから行われていたかを概観する。ここで理想的な言葉とは、1 章・2 章で見たように、地域は東京、階層は中流階層(皇族・貴族の下)で、教育のある大人の女性が使うことばを基盤とした標準語であり、「方言」は初めから原則的に対象外である。なお、教化の対象だった女性には、当時植民地であった朝鮮半島の女性等、日本列島の言語以外を「母語」とする女性を含めない。

図 1 女性への教化の回路



女性のことばについて、どうあるべきかという理想や標準を語り、具体的な語法・語彙を選択し、同時に教化・普及していった回路は複数あり、複合的な装置として作用したと思われる。およその見取り図を図1で示す。a.「教育」からe.「家庭における習慣の伝承」まで、公的な回路から民間、私的な回路という順で示した。

まず、国が直接関係しているのは、国語審議会とa.「教育」である。国語審議会は1934年に設置され、国語の統制、漢字の調査、仮名遣いの改定、文体の改善に関する諮問に答えることが当面の課題だった。国語協会もこのような国の政策を支援する方向で活動していた。国語の性差や女性のことばの標準語化に関しては、戦前は文部省の審議会等で「改良」や普及が採り上げられたことはなく、政策が文書として明文化され、実施されたこともない。しかし、ラジオ(b)や新聞、雑誌など(c)のメディアの上では、1930年代から主に東京の女性のことばへの批判が高まり、どうあるべきかについての議論が国語学者(例えば、吉田1935)や言語学者(例えば、新村1938)、評論家(例えば、長谷川1941)等によって繰り返されたことは、1章と2章で見た通りである。国もそれらの議論を一部取り込みながら、国民に配付する文書の中に女性のことばに関する標準を織り込んでいる。言語計画の具体化のモデルと比べると、「女性語」を正面から取り上げて調査のテーマにしたり、政策決定のための公の場での議論は経なかったが、実施と宣伝は行ったわけである。その一つが次節で見る『礼法要項』である。

3章で考察するのは、a-1「学校教育」の中の作法教育、及び国語協会とa-2「婦人教育」、a-3「教師教育」との関わりである。作法との関連で国語教育にも一部触れたい。

a-2の青年女子教育は、処女会(注2)や女子青年団における農山漁村地域の中高等教育未就学女子(13歳以上)に対する教育である。全国規模で組織化された処女会の対象者は中等教育就学者、いわゆる女学生より多数であるにもかかわらず、1990年代に、本格的な研究が始められたばかりである。女子教育に関する研究といえば、女学校を代表とする中等教育で強調された良妻賢母教育であった。すなわち、女性に対する教育という場合の女性は、中等教育就学の中流階層の女性に集中していたということである。杉本(1997)や遠藤・宇佐美(1997)の念頭にも中等教育未就学女子に対する教育は含まれていないと思われる。処女会における言葉の教育に関して筆者が知りえたのは、1920年第二回全国小学校女教員大会で処女会指導事項に、方言矯正を含めることが決められたことだけである(渡辺1997:379)。

d.の「国文学(小説等)・映画」を教化の回路に含めるかどうか検討が必要だが、明治末期ごろから、国語教科書(読本)に夏目漱石・島崎藤村などの近代文学が採録された(注3)ことで、地の文、会話共に、口語標準語の見本として大きな影響を与えたことは間違いない。まず、作法としての言葉遣い教育と女性のことばとの関係について、『礼法要項』を巡る動きを見ていくことにする。

4. 国民としての女性の言葉遣い——文部省『礼法要項』

4.1 『礼法要項』作成の動機と目的

国が国民のための「礼法」を確立すべきと言う具体的な提案は、「教育政策刷新」に向けた教育審議会の議論で出された。第1次世界大戦中から、次の戦争では国家総動員体制で立ち向かわなければならないという認識を持った陸軍を初め、文部省も総動員体制の確立を視野に入れて動きはじめていた。教育政策も総合国策として再編が目指された。一方で、明治末頃から、教育関係者や地方庁などからの「国民礼法」を求める動き（注4）が継続していた。2.26事件による政党政治の挫折によって、教育政策刷新の議論は中断を余儀なくされるが、近衛内閣は1937（昭和12）年12月に教育審議会を立ち上げる。その内容と狙いの多くは、石川準吉（1962）によれば、中断した教育審議会を引き継ぐものだった。中心となったのは、1941（昭和16）年に国民学校令として現実化する小学校から国民学校への再編で、教授要項としては、修身・国語・国史・地理を国民科として統合すること、さらに、社会教育の振興だった。戦争を勝ち抜くための「一億一心」体制、総動員体制の仕上げとしての教育政策といていい。このような流れの中で、「国民礼法」確立の要求は、貴族院議員の侯爵徳川義親によって提案される。

1938（昭和13）年1月14日の教育審議会第3回総会で、諮問第1号「我が国教育ノ内容及制度ノ刷新振興ニ関シ実施スベキ方策如何」に対して、審議会委員の徳川義親は次のような意見を述べる。＜教育の根本的刷新とは「精神教育」の刷新だが、「国民精神総動員」「日本精神作興」は叫ばれるだけで、現在どう実行するのか明確ではない。実行可能な具体的方法として「礼法」があるが、学校教育の修身の時間も十分生かされていない。「世相が下克上」になったのも家庭教育が破壊されたのも「礼法」が失われたからで、家庭で「親ニ孝ニ」「君ニ忠ニ」を「子供ノ頭ニ植付ケル」ことができるのは心が備わった本当の「礼法」である＞（石川1957：545-549）。このように主張した徳川義親は「礼法」を明確に規定するよう文部省に要求したのである。

礼法・作法は身振りや姿勢などの身体動作と言葉、声によって表される。徳川義親、及び文部省の意図は、「日本精神」を国民の体に覚えさせること、実践させることであり、その中心となっているのは、皇室を頂点とした日常生活の様々な場面での上下関係の確立である。徳川は当時の「作法」を形だけのものになっていると批判している。動作と心が繋がっていないということである。「礼法」を心の表現と捉え、実践させることで、国民の心も同時に統制する道筋を提案したのである。家庭で「親ニ孝ニ」「君ニ忠ニ」を「子供ノ頭ニ植付ケル」「礼法」の確立とは、実際的には母親、及び母になる女性に対する「礼法」の普及を意味したことは後の文部省の動向から明らかになっていく。

4.2 作成経緯と普及・宣伝

『礼法要項』は、1941（昭和16）年、中等学校の作法書として、国民学校令と同時に発

表された。1937（昭和12）年に中等学校（中学校、高等女学校、実業学校）の修身教授要目が変更され、作法教授の要綱も公になったが、教授事項である細目は決められなかった。文部省は翌1938（昭和13）年、小学校の作法教育の変更も視野に入れ、作法教授の細目を作成するため、作法教授要項調査委員会（以下、作法委員会と略す）を設置する（注5）。その細目に当たるのが『礼法要項』となったのである。作成の直接の名目は中等学校の教授要目の変更だったが、「昭和の新国民礼法」と呼ばれたように、1941年の発表後は一般国民にも、同年に再編された初等教育（国民学校）でも普及が図られた。

作法教育の具体的な内容については、修身教授要目変更の1937（昭和12）年まで、中等女子教育では比較的現場に任されていた。基本理念は示されていたが、1905（明治38）年に文部省は作法教科書の検定をしないことを告示している。高等女学校にとっては45年ぶりの見直しで、初めての全国統一の国定教科書だった。中学校（男子）にとっても26年ぶりである。

作法委員会の第1回総会は、教育審議会第3回総会のちょうど一か月後の2月14日で、委員長には徳川義親が就任した。委員は、宮内庁・外務省・内務省・陸軍省・海軍省から1名ずつ、文部省から15名、学校関係者10名の総勢31名であった。注目したいのは学校関係者である。東京女子師範学校学長・下村寿一、女子学習院講師・村田志賀、東京女子高等師範学校講師・岡ハツノ等、10名のうち6名が女子教育関係者である。女性委員も3名含まれており、明らかに女子教育が重視されている。

作法委員会の答申案は1939年3月頃には既に完成していた。同年、委員長の徳川義親は『日常作法の心得』を出版する。答申案の解説であり、母から受けた貴族としての日常的な行儀作法の躰を綴っている。「序」では、学校の作法教育で行われて来た小笠原流や茶の湯などの儀式礼法ではなく、日常作法こそが「実践修身」であり、その主体は母親だと述べている（徳川1939：序2）。この本は『礼法要項』発表までの2年間で55刷に達した。正式発表前に趣旨はかなり浸透していたのである。

『礼法要項』関係の書籍は多量に出版された。『書籍年鑑〔昭和17年版〕』によると、1941（昭和16）年だけで『礼法要項』自体が6つの出版社から各一冊、解説書は13冊、教科書は、中学校向けが1冊、高等女学校向けが2冊出版されている。『日常作法の心得』は5月に56刷目を出版し、5月発売の『礼法要項解説』（代表徳川義親）も1か月で16刷を出している。ラジオを通じても詳細が報じられた。全国放送の「国民学校放送、教師の時間」を使って、5月に8回に渡って、文部省普通学務局長や徳川義親らが詳しく解説した。1943（昭和18）年には奈良女高師の木枝増一が大阪放送局の「婦人の時間」で、『礼法要項』『第五章言葉遣ひ』の解説（その後、『言葉遣の作法』として出版）として、会話例（電話と訪問）を挙げ、夫の両親への敬語の使い方なども含め、家庭の内と外での正しい敬語の使い方を指導している。

女性重視ということでは、民間ジャーナリズムも敏感に反応している。中流階層の女性

に読まれていた主要雑誌の中には特集を組むものもあった。『主婦の友』6月号は「文部省制定婦人の礼法早わかり」、『婦人公論』も6月号で徳川義親の「生活と礼儀」、『婦人倶楽部』6・7月号には作法委員会委員の甫守謹吾が書いている。初等教育から中等教育ぐらいまでの女性を対象とする「少女」雑誌も記事を書いている。『少女倶楽部』には7月から作法委員会委員岡ハツノ（東京女子師範講師）の解説が写真入で連載され始めた。これは「少女礼法」とタイトルを変えて、1944（昭和19）年まで続く。一方、読者が男性中心の総合雑誌では、「文化政策確立の要請」（『文芸春秋』6月号）といった問題が関心の的だった。

4.3 国民としての女性の標準的言葉遣い

礼法（作法）は修身の中の科目であるから、修身の内容と連動している。まず、1937（昭和12）年に変更された修身教育の要旨を見ておく。教育勅語の精神を指導するという大枠は一貫しているが道徳の手本が皇室にあること、「人が国家的存在」であること、即ち「国民」としての自覚を持たせること、外国と異なる日本の「特質」を教えることを明記した点に違いがある。国家主義を全面に出したと言える。教授項目は以前より増えている。

次に、男女の区別を見ると、高等女学校では「婦徳」を養成し、殊に家について十分教育するという良妻賢母主義に変化はないが、より具体的になっている。「国民道徳」として教えるもののなかで、中学校（男性）にあって高等女学校（女性）にないのは「質実剛健」、逆は「貞淑」「温良」である。そして、「恭敬」（つつしみ敬うこと）は男女ともに必要とされるが、「礼讓」（礼を尽くし、へりくだること）は女性だけにある。

礼法は理念である修身の内容を日常的に実践するときの行為の標準である。『礼法要項』は極めて詳しく、体系化されている。前編は姿勢・敬礼・挨拶・言葉遣い・起居・受渡し・服制等の9章、後編は皇室・国家に対する礼法、家庭生活、社会における礼法の26章からなっている。礼法、作法という言葉は、小笠原流礼法や茶道を思い起こさせ、「純日本的伝統」の継承のような印象を与える。しかし、例えば、「服制」では、和服だけでなく、時と場所に応じた洋服の選択の仕方や、洋装をした時の動作のモデルが示されている。要項は、上流階層の貴族の間で慣習化していたものを基礎とした身体動作と言葉遣いによって、修身の内容を生活のあらゆる場面で全国民に実践させようとしたのだといえる。ただ、その標準には二種類あり、性によって区別されたのである。

第5章「言葉遣ひ」では九つの点について規定している。まとめると、(1)地位の高い人や年長者に敬語を使うこと、(2)敬称（自称・対称・他称・不定称）の使い方、(3)受け答えの言葉、(4)文末の敬語表現、(5)接頭語「お」「御」の使い方、(6)標準語をできるだけ使うこと、である。最も普及し、権威を認められていた徳川義親の解説書によると、この言葉遣いを含め、作法の全ては「四段の使い方」によって体系付けられている。「四段」とは上下関係のことで、特に地位の高い人や長老、地位の高い人や年長者、同僚、目下と

いう四段に分けた地位に応じて、言葉遣いも立ち居振る舞い（例えば、お辞儀）も使い分けるのである。従って、例えば、対称は、地位の高い人・年長者には、身分に応じて相当の敬称を用い、同輩には「あなた」を使うようにとされている。

具体的に国語における性差に関係する表現も規定された。本文には以下のように書かれている。

二、自称は、通常「わたくし」を用ひる。長上に対しては氏又は名を用ひることがある。男子は同輩に対しては「僕」を用ひてもよいが、長上に対しては用ひてはならない。

三、対称は、長上に対しては、身分に応じて相当の敬称を用ひる。同輩に対しては、通常「あなた」を用ひ、男子は「君」を用ひてもよい。（文部省 1941a : 6）

改訂前の男子向け要項、『師範学校・中学校作法教授要項』（文部省 1911b）では次のように書かれていた。

三 自称ハ通常「^{ワタクシ}私」ト称スヘシ同輩ニ対シテハ「僕」ト称スルモ差支エナシ

四 対称ハ通常「^{アナタ}貴方」ト称スヘシ同輩ニ対シテハ君ト称スルモ差支エナシ

（同上 : 37）

翌月出版された『礼法要項解説』（礼法研究会、代表徳川義親 1941）では更に細かく指示が書かれている。原則は「凡て、男子は男子らしく、女子は女子らしい言葉を用ひる。」（礼法研究会 1941 : 65）とし、返事については、「はい」より丁寧ではない「うん」「ああ」は「婦人は絶対に用ふべきでない」（同上 : 66）。既婚女性が家族以外の相手と会話をするとき、自分の夫に言及する場合は、自分の夫を普通は、「主人」「たく」と呼び、あらたまつた時は姓を用いるべきだ、などと記されている（同上 : 63）。ほかに、「我輩」「吾々」「僕」は女子の使う言葉ではない。目下の者には男子は「君」、女子は「あなた」「おまえさん」と言う、などである。総じて、女性は男性より丁寧な言葉遣い、即ち、「四段」の体系から見ると、地位の低い人が地位の高い人と話すときに使う言葉遣いをするよう決められているといえる。「礼譲」に対応しているとも見える。

「言葉遣ひ」とは、本文の記述だけを見れば、標準語を使って適切に敬語を運用することとまとめられそうだが、敬礼や姿勢などの身体動作と同様に、言葉を声という身体性を伴ったものとして、国民を統制する目的から割り出されたものであることを押さえておきたい。国は単に言葉遣いを統制しなかったのではない。言葉を規定することによって上下関係、及び性別役割関係を徹底させることが国の狙いであったことは明らかだろう。1938（昭和 13）年の教育審議会第 3 回総会での徳川義親の発言も裏付けている。男女が上下関

係であることも敬語の使い方の中に巧みに組み込まれたのである。

他人と話すときは自分の家族に敬語を使わないことが正しい言葉遣いだ（大阪朝日新聞 1939.1.24）と説明されたように、多くの国民や女学生にとって、これは新しい言葉遣いの標準だった。この『礼法要項』と言葉遣いについては従来ほとんど言及されてこなかったが、当時 10 歳代、すなわち戦後の社会を支えた層にかなりの影響を与えたと思われる。

4.4 作法としての言葉遣いと国語教育

徳川義親は、ラジオ「国民学校放送、教師の時間」で、『礼法要項』の「第五章言葉遣ひ」を解説する際、冒頭で次のように述べている。「国語教育に於いて、言葉や文章は教えるけれども、言葉遣ひについては閑却されてみて、組織だつて教えられる機会も、また方法もない。」（日本放送協会 1941：15）。徳川は続けて、標準語の「言葉遣ひ」とは「主として敬称・敬語の用ひ方」（同上）であるとし、「内の用法」「外の用法」に整理し、会社や家での受け答えなどの会話を例に解説している。徳川が指摘するなおざりにされている「言葉遣ひ」教育とは、敬語に限らず、日常生活での国語＝標準語の運用、とりわけ話し方教育を意味すると思われる。徳川は、話すことを前提にした『礼法要項』の言葉遣いの教育が国語教育を補うと言いたかったのだろう。確かに、井上編（1981）、海後編（1964）が収録する国語の代表的な読本教科書には、1930年代まで、敬語を含め、発話を前提とした標準語の運用のための教授項目や教材は、初等教育から中等教育を通じて見当たらない。「イエスシ本」と言われる『尋常小学読本』（文部省 1904、井上編 1981：160）ごろから行われた「方言矯正」は標準語の単音の発音練習を意図したものだ。従って、標準語の男女の話し言葉の特徴とその運用を教える項目も見つけることはできない。ただ、初等教育の読本の教材には修身に分類される文章も収録されていたため、「女子は、言葉をよくつゝしみてひかへめにし」（金港堂編集部 1900、井上編 1981：139）などの記述はわずかにみられる。中等教育の文法教科書については、1章の4.3で触れたとおり、文語文法から口語文法へ比重が移った時点で、「女性語」に関する記述が増えている。

1920年代末から1945年の戦時期で、「女性語」の教化の回路として国語という教科を見る場合、二つの変化が影響していると思う。一つは、1941年に、国語が修身と共に国民科に統合されたこと、二つ目は、読み書き・綴り方（作文）重視から、話し方にも力を入れるようになった（注6）ことである。国民科国語『ヨミカタ一教師用』（文部省 1941b、仲新編 1983所収）では、『話し方』の指導は、常に修身の礼法と結び、礼の精神を言語の上に体现せしめる指導が大切である。（同上：30）と礼法との連携に触れている。「話し方指導要項」には「男女によって、ことばづかひに違ふ点もあることをわきまへて話すようにさせる。」（同上：98）と明記された。詳しい教師用指導書が文部省によって書かれたのは明治末以来であり、話し言葉としての標準語のジェンダーについての指導が記されたのも初めてである。国民科国語指導の要点は、国語には「国民の思想精神」が宿るということ

を徹底すること。そして、「日常の国語」の運用力の習得である。「日常の国語」とは、「生活言語としての生きた国語を基礎とするが、とって方言・訛音や蕪雑野卑な言語を含むものではない。それらは教育的立場から当然矯正醇化さるべきものであり、どこまでも醇正な国語を対象とすべきものである。」(同上：24)とされる。標準語は、研究者の中に異論はあったものの、学校教育においては、単に一定の水準を満たす言葉でもなく、生活のために国民が読み書きできるようにならなければならない共通語でもなく、最高の「正しい」国語という意味にずれたといえるだろう(注7)。従って、「話し方指導要項」での男女の話し言葉の「わきまへ」についても、礼法に則った「野卑」ではない標準語が求められていると解釈できる。読本教科書『初等科国語七』の「四 敬語の使ひ方」にも男女の話し方の違いが述べられているが、これが「わきまえ」の一つだと思われる。

いつぱんに、女は男よりもいつそうていねいにものをいふのが、わが国語のならばしである。したがって、女の使ふ敬語には、やや特殊のものがある。多くは家庭で用ひる物品などに対して、「おなべ」「おさかな」「お召物」とか、あるひは、「汁」を「おみおつけ」などといふのがその例である。「行く」「来る」を「いらつしやる」といふなども、女らしいことばである。今日では、男も混用したり、あるものはいつぱんに使用されたりするが、それが、度を越すと、かへつてばかていねいになつたり、また柔弱に聞えたりする。

(文部省 1942、海後編 1964 : 637)

一方、国民科国語では文字言語教育の重要性も述べている。植民地の日本語教育とは異なり、国内の学齢児童は既に音声言語を自在に駆使しているからで、それを「統一醇化」していくのは文字言語の習得だという見解である。音声言語教育と文字言語教育の相乗効果が期待されている。礼法とは直接関係がないが、文字言語教育における「女性語」についても少し触れておきたい(注8)。教育者や国語・言語学者が頭の中に作り上げていた理想の「女性語」と現実の女性の話し言葉との落差を嘆く評論を見つけることは容易だ。1章 4.2 で見た通りである。(地方の状況に関しては、1章、注8を参照。)しかし、綴り方(作文)では、既にこの時代に「女性語」が習得されていたように見える。例として、1940(昭和15)年発行の『名古屋市児童標準文集 初等科第二学年(上)』の作品、杉江キミ子「きんぎょ」から引用する。特徴が見えるのは会話文である。金魚をふたの上にあげていじめている妹のじゅん子に、作者が話しかける。

「いけないよ、じゅん子ちゃん。かはいさうに、こんなことをしたらしんでしまふわ。」
とって、私はそれをかめの中に入れてやりましたが、〔…〕

(名古屋市教育会ほか 1940 : 17)

終助詞「わ」を使って標準語で書かれている。しかし、この作品の筆者はおそらく実際の会話ではこのようには話さなかつただろう。可能性があるのは、文章のなかの会話については「標準女性語」を使って書けるようになったということである。文集を編んだ教師が日常の言語生活を生かしながら指導しなければならない苦労を語っている。

綴り方教育の底に横たはる児童の言語表現に就いては標準語の世界からだいぶ遠い名古屋が、非常に大きな悩みをもつ事は否めない。殊に、会話の描写に当たつては表記上の困難が伴ふし、巧みに写せば写す程標準語に対する良心が働きかける——〔…〕この文集に選んだ文中、方言の部分に傍点を振つたのは此の意識の表はれである、一日も早く、初等教育界から、こんな悩みを取去るやうにしたいものである。

(同上：「標準文集あとがき」)

「標準語の世界からだいぶ遠い」とは、子供たちは標準語とかなり違う名古屋言葉の中で生活しているということである。「会話の描写に当たつては表記上の困難が伴ふ」とは、名古屋言葉の発話を正確に書き写すのは難しいということであり、「標準語に対する良心が働きかける」とは、標準語に「教育的立場から当然矯正醇化」したということだろう。とりわけ教師の指導の元で書かれたものは、作品の会話によって、作者が「標準女性語」の話し言葉を書けるどうかを判断することは難しい。しかし、確実に言えることは、「標準女性語」の話し言葉を書くよう教育されていたことである。

次節では、教育した側の女性に対する「女性語」の「啓蒙」・教化について見ていく。

5. 国語協会と女子教育家

国語協会は直接、学校教育とは関係していない。だが、会員の多くが教育者や知識人である。国語協会の活動を取り上げる目的は、学校教育の現場以外にも、国の言語政策として、女性を教化した回路があったことを示すことにある。さらに、この働きかけが一方的なものではなく、女性側の一部の層である中流知識層の女性、特に女子教育家に教化的言説を受け止める土壌がすでに存在したことも示す。なぜ、どのようにして、制度としての「女性語」が形成されていったかの一面を明らかにしたい。

5.1 国語協会

国語協会は1930年に、「国語ノ整理改善ヲハカリ、ソノ促進ヲ期スル。」(国語協会 1937a: 86) という文部省の国語関係政策の支援を目的に設立された。ただ、活動らしい活動はなかったようで、1936年に国語愛護同盟(1932年設立)、言語問題談話会(1935年設立)との合同に動き、1937年6月には三団体が新しく国語協会として組織された。目的は「国語協会の規則」の第2条によれば、「国語の整理と改善をはかり、国語を愛護すること」(国

語協会 1937b: 裏表紙) である。国語愛護がうたわれたところが前身の国語協会と異なる。国語愛護とは、国語の中には国民の魂が宿っており、国語は国民を団結する帯であるから尊重し、守る、というようなことである。運動の内容は、第3条、「目的を達成するため、調査研究を行い、各種集会を催し、雑誌や書籍などを出版し、そのほか適当な仕事をする。」(同上)とされた。まさに言語政策の実施団体である。会の経費は、第4条と第17条によれば、会費、寄附金、事業収入などで賄うとされている。経済的には独立した民間団体といえそうである。しかし、戦争直後の1945年11月7日付けの文部省通達、官文64号(文部省編1980: 64)によれば、国語協会は文部省外郭団体とされている。会長は協会設立の年に首相になった近衛文麿、副会長は当時の国語審議会会長の南弘である。理事の保科孝一も国語審議会に属していた。実質的には文部省と民間との間に立って、両者の意向を吸い上げながら言語政策を実施する外郭団体と見るほうが自然だろう。

会員はどのような視点から活動をしていたのだろうか。中心メンバーの一人、下瀬謙太郎(陸軍軍医少将・カナモジカイ評議委員)は協会の月刊誌で「国語の改善」の必要性について、軍当局の発表や国民精神総動員の演説などに用いられる言葉の難しさを指摘し、国民の誰にでも分かる言葉にしなければならないと訴えている。下瀬などの軍隊関係者が活動した背景には、軍が兵士を動かすには統一された共通語としての標準語が不可欠だという切実な課題があったはずである。その根拠になっているのは、「国民の八割五分とゆう大多数が、ヤット小学を出たに過ぎないとゆう事実、従つてその読書能力はずいぶん低いものだとゆう事実」(下瀬1937: 1)があるという認識である。会員は、有識者である自分たちこそが識字能力や教養の不足している大多数の国民を良いと考える方へ教え導かねばならない、と考えていた。

5.2 婦人部設立

国語協会が突然婦人部の設立に動いたのは1939年3月であった。婦人部は会員の女性が設立を希望したのではなく、国語協会幹部が女性に呼びかけて成立した。3月の打合せ会で南副会長は「国語の愛護、尊重の必要と国語協会の仕事に就いて婦人に理解を求め、協力を得るため」(国語協会1939a: 49)に招いたと述べ、保科理事は言葉における婦人の役割の重要性を訴えている。国語協会の設立から婦人部発会式までを、婦人運動の変化と、国からの女子教育家・婦人運動家への働きかけを含めて表1にまとめた。

国語協会が婦人部を設立したのは、国家総動員体制がつくられていく中で、女性も国策に参加させる方向で動いていた大蔵省、厚生省などの他の省庁と足並みをそろえたという意味合いもおそらく強いただろう。設立と主要会員の入会が並行していることから推測できる。入会したり、世話人になった女性たちもまた、国民精神総動員連盟中央連盟委員や大蔵省講師などの国政レベルの公職についた指導的立場の女性たちだった(注9)。なかでも女子教育家や国語関係者といえる作家が多く勧誘されている。吉岡弥生は東京女子医大

創立者、井上秀は日本女子大校長、木内キヤウは小学校校長、大妻コタカは裁縫学校から今の^{大妻女子大}を創立した女性である。長谷川時雨や吉屋信子、村岡花子という当時の人気作家、声楽家ダン道子も入会している。「婦人は第二の国民を育成する重大なる任務を持って居る」(国語協会 1939b:57)という婦人部発会式での南副会長の演説や、石黒理事の「婦人こそ誰もが最初につく国語の教師」(石黒 1940 b)という言説から、国語教育に母としての女性が果たす役割に気づいた協会が、女性を教育し、また、モデルともなりうる教育家・作家を選んだのだと思われる。同じように女性の地位向上を主張した女性の運動家であっても、山川菊栄、奥むめおなどの「職業婦人」のために運動した女性は入会していないことから、協会側の狙いは、働くことに肯定的な「無産階級」ではなく、母の役割を優先する中・上流階層の女性に、同性の指導者を通して言語政策を徹底させるというものであったと推測できる。

表 1 国語協会の動向

1937年6月	国語協会設立、総会
7月7日	日中全面戦争へ(盧溝橋事件)
9月28日	日本婦人団体連盟創立(日本基督教婦人矯風会ガントレット恒子、婦選獲得同盟市川房枝など、主要な婦人団体が合同)
10月	国民精神総動員中央連盟発足(中央連盟評議員に吉岡弥生、各種委員に井上秀、市川房枝他)
1938年8月5日	荒木文部大臣が国民精神総動員中央連盟と座談会。東京の女学生の言葉が「女らしく」なくなったと批判。反響が大きい。
1939年3月2日	大蔵省貯蓄奨励婦人講師に大妻コタカ、井上秀、吉岡弥生、羽仁もと子、市川房枝、ガントレット恒子、村岡花子他任命。
3月14日	国語協会婦人部設立打合せ会 (吉岡弥生、井上秀、木内キヤウ、長谷川時雨、吉屋信子他11人と、南副会長、築田理事長、保科孝一、石黒修他7人出席)
3月	ダン道子、石本静枝、市川房枝他が入会。
7月14日	国語協会婦人部発会式 婦人部世話人に吉岡弥生、井上秀、大妻コタカ、鳩山薫、村岡花子他5人が決定。
7月	井上秀、木内キヤウ、長谷川時雨、吉屋信子他が入会。

婦人部の活動は、戦争の激化のためか、活発ではなかった。行われたのは「家庭用語」

の研究である。「婦人のことば」(吉田 1935)を著した国語学者で、国語審議会委員の吉田澄夫や三宅武郎、吉岡弥生らが会議をもっている(国語協会 1941: 27)。例えば、妻が夫を呼ぶときは「あなた」を使い、夫が妻を呼ぶときは何というのが適切かが話し合われた。

5.3 国語協会会員とメディアでの女性の発言

婦人部の活動は活発ではなかったが、「女性語」に関心があるとは言えなかった協会も、中流知識層の女性向けメディアへの発信が増えていく。同じ頃、女性向けメディア側にも国語や「女性語」への関心が高まっていた。「女性語」については、1938年の荒木文相と国民精神総動員中央連盟との座談会(表1参照)以来、新聞や雑誌で評論家なども採り上げたが、国語学者に関しては、吉田澄夫や保科孝一、石黒修など、ほぼ国語協会会員と重なっている。発表媒体は、表2のように中流知識階層の女性を対象とするメディア『婦女新聞』(週刊)などに多い。『婦女新聞』側も女性と係わりが深いという認識から国語・国字問題に注目していた。そこで繰り返し語られたのは、2章で見たように、女房詞こそが理想の「女性語」であること、日本の「女性語」の起源は女房詞だというものだった。次に強調されたのが、女性(母親)こそが子供にとっての国語教育者であるという言説(表1の多田さい、宮本要吉ほか)である。このような動きは、もはや言語政策としての「女性語」イデオロギーの宣伝、つまり、「女性語」にまつわる物語を作り、その物語を通して、国が期待する女性像や国家主義を広める行為といえないだろうか。

しかし、このようなメディアにおける発言の中に女性のものはわずかしかない。女性は公立大学では東北帝国大学以外の大学に入学できず、言語・国語研究に携わることは極めて困難だった。国語協会会員で数少ない発言者である柳八重とダン道子(壇ミチ子)も言語学の専門家ではない。しかし、柳は当時珍しい日本放送協会のアナウンサーであり、壇は、「皇太子殿下御降誕日奉祝児童大会」(主催、愛国婦人会)で童謡の指導者を勤めるなど(注10)、留学経験もある著名な声楽家であった。すなわち、二人は東京出身者の中・上流の女性として躰けられた人物で、訓練された標準語と、西洋音楽における発声の知識を背景に、自らが正しいと考える言葉遣いについて語るよう依頼されたモデルだったのである。二人とも当然のごとく母親としての女性の話し言葉教育における役割と、女房詞や上流階層の言葉遣いが理想の言葉であることを述べている。会員ではないが、作家の円地文子は、雑誌『少女倶楽部』の「疎開したわが子へ送る手紙 母の願い」という随筆で、「せつかく東京で標準語を使ひ、正しくものをいつてゐたのですから、できるだけ、その習慣はつづけてほしいと思います。[……]少女のたしなみとして持つてゐなければならぬ、やさしく美しいことばづかひは、少しの間も忘れてはなりません。」(円地 1944: 27)と述べている。当時の国語政策の観点からは、娘を持つ理想的な母の言葉と言えるだろう。

表2 国語協会会員と女性向けメディア *は国語協会会員

1929年	1月	菊澤季生：ラジオ「婦人講座：婦人の言葉の特徴に就いて」（3月に『国語教育』に掲載）
1935年	3月	*吉田澄夫：ラジオ「ことばの講座：婦人のごとば」（5月に『ことばの講座2』（日本放送出版協会）として出版）
	12月	*保科孝一：ラジオ「現代語講座：婦人の言葉と子供の言葉」（翌年『国語と日本精神』（実業之日本社）として出版）
1938年	3月	多田さい「国語の音声教育と母親の立場」『婦女新聞』
	9月	新村出「女性の言葉」『婦人之友』
	11月	『婦女新聞』で「国語・国字問題の研究」不定期連載
1939年	1月	*高倉テル「女性と国語の問題」『婦女新聞』
	7月	国語協会婦人部発会式
		*宮本要吉「家庭に於ける国語教育」『婦女新聞』
1940年	10月	*石黒修「国語の話題」『婦女新聞』連載開始。（全50回連載）
	12月	*石黒修「国語の話題8 女性の言葉／10 女房言葉」『婦女新聞』
1941年	1月	*石黒修「国語の話題13 婦人と言葉」『婦女新聞』
	3月	*茅野雅子（日本女子大教授）、折口信夫、池田亀鑑、五十嵐力「座談会 女言葉の歴史と将来」『新女苑』
	4月	文部省『礼法要項』
	12月	*柳八重「婦人の言葉」『国語文化講座5・国語生活編』朝日新聞社
1943年	7月	*石黒修『美しい日本語』（女性新書）光風館
	7月から9月	*石黒修「女学生の言葉づかひ」『少女の友』
	9月	*壇ミチ子『女性と言葉』桜木書房
	11月	*井上清志『女性の言葉—敬語の使ひ方』木鐸社
1944年	10月	円地文子「母の願い」『少女倶楽部』

5.4 女子教育家と「女性語」

最後に、女性指導層と言語政策団体との協力体制の確立がどのような意味をもったのかを考えたい。女子教育家が、国語尊重や改善を目指す団体の呼びかけに素早く応え、「家庭用語」の研究や会員勧誘など、協力する姿勢を示したのはなぜだろうか。婦人運動の合同による国策（戦時体制）への協力、女子教育家の公職への進出など、一連の「翼賛化」の一つだったのだろうか。指導者以外の女性にとって、この出会いはどういう意味を持ったのだろうか。

国語協会の会員たちが運営した高等女子教育機関の方針も「女は女らしい言葉話す」ことだったからである。むしろ言葉は自らの領分と認識していたのではないだろうか。「女性語」は江戸時代と同じ「婦言」（女性が使うべき理想的言葉）という言葉で語られることもあった。

女子は言語、動作等に於て、自ら女らしき所が無くてならぬ、男子の如く露骨でなく優しくて床しい所が無くてはならぬ、是は四行中、婦言と婦容とに属する

（下田 1977〔初出 1904〕：359）

これは明治の女子教育家、下田次郎の言葉である。「四行」とは儒教の四つの教え、「婦容」とは婦人が行うべき礼儀にかなった身のこなしのことである。これらは江戸期前期（17世紀）の儒学者である貝原益軒の言葉であるが、文脈が変われば言葉の意味が変わるように、ここでの「婦言」は、貝原が説いたような、単に男に従う言葉を意味しない。下田は次のようにも述べている。女性の本分は第一に女性が守るべき道徳を守り、第二に良い妻になることであり、第三には賢い母になることである。第四としては、女性に適した職業に就くことである（同上：358-359）。「今日の人間は男女共盲従すべきではない」（同上：359）。良妻賢母主義は単に封建制の残滓ではない。いわば「差異ある平等」を目指した理念だった。そこには欧米的家族観も流れこんでいた（注 11）。この良妻賢母主義で育てられた中流知識階層の女性たちの中から女子教育家が現れる。現在の女子大の創立者である吉岡弥生や大妻コタカ、そして井上秀などである。彼女たちの多くが戦時体制に協力し、また、中流知識階層の女性たちの言論をリードした『婦女新聞』の読者であり、寄稿者だったのである。婦人指導層と言語政策団体との協力体制の確立はなるべくしてなった必然といえる。

ただ、女子教育家の理想とする「女性語」は、国語学者たちとは少し異なる部分があった。言葉遣いを重視した大妻コタカは次のように述べている。文中の「べらんめい言葉」とは東京の下層階層の方言であり、大妻は丁寧さに欠ける言葉と見なしている。

たとえば、ここに一人の婦人があるとす。容貌の美しさは花のように、昔の楊貴妃クレオパトラも、かくやと思われるとす。…このとき、その婦人が、口を開いて、べらんめい言葉を用いたら、どんなものであろうか。花のかんばせ、月の眉も、あたら光彩を失って、服装までがまがいものであるかのように見えてくるであろう。して見ると、礼儀にかなった言葉は、美しい容貌以上に美しいのである。

（大妻 1929：1-2）

良妻賢母を理想とする大妻は、ここでの「女性語」を女性が男性に対して性的魅力を表現

する一つの道具だと考えていたのではないだろうか。男と異なる女性性を誇る言葉ともいえそうである。「女性語」について関心を持っている女性を書くものには、男性より以上に「女性語」に「やさしさ」「美しさ」を読み込むものが多いようである。壇ミチ子、円地文子も同様である。さて、大妻は挨拶言葉として、「さようなら」ではなく、皇族・華族が使っていた「ごきげんよう」を好んだともいわれる。上流階層の象徴的挨拶と、容貌と同義以上の女性の美しさを表す「女性語」は、女性たちの立身出世主義と「差異ある平等」への欲望の象徴のようである。

このように捉えられていた「女性語」が、国語学という学問的裏付けを与えられ、国の国語政策として肯定されたというのが、女性指導層にとって言語政策団体との協力体制の確立から引き出される意味だったのではないだろうか。東京の女学生や中流知識層の女性たちにとっては、自らの言葉が標準である、という意識を植えつけることになったと推定される。(この点については5章で改めて考える。)

6. まとめ

本章の目的は、作法教育の指針、『礼法要項』制定と普及の経緯、及び、同時期に活動していた国語協会の動向を追うことで、女性のことばと言語政策の関わりの一面を明らかにすることであった。

まず、『礼法要項』については、1940年代の総力戦体制下、国民を文化的に統合するために、中流以上の「言葉遣い」を、階層に係わらず全「国民」に普及しようとしたものだと言えるだろう。女性に対しては、作法に適った、すなわち、従属的人間関係のなかでの「正しい」女性用話し言葉として、標準語という具体的なものが示された。標準語の運用面（話し言葉等）で、性差が明確にされたといえる。1941(昭和16)年に再編された初等教育でも、初めて礼法における言葉遣い教育と国語の話し言葉教育の連結が図られ、教師指導書に話し言葉の性差を指導することが明記された。

一方、言語政策団体である国語協会が実施したのは、女性向けメディアや女性指導層を通して、国語愛護という理念や標準的な「女性語」とは何かについて、女性に徹底させることだった。言語政策団体との協力体制の確立は、女性指導層にとっては一連の戦時体制への協力であったとともに、それまでの高等女子教育での言葉遣い教育が国語学に裏付けられた国の言語政策として認められたことも意味した。

両者の動きを総合してみるだけでも、女性に対して、「女性語」を教化する動きは、1930年代から40年代にかけて集中的に激しかったことが分かる。

ただ、中心は良妻賢母主義に肯定的な中・上流階層の女性であり、1941年時点で、高等女学校在学者は初等教育就学者の約1割に過ぎなかった(注12)ことを考え合わせると、この時期に実際、標準語による性差を持つ話し言葉、「言葉遣い」の作法教育を直接受けたのは少数者だったと思われる。むしろ戦中に教育されたエリート層の女性が指導層として

活躍する戦後に、引き継がれた「女性語」イデオロギーが「共通語（標準語）普及」政策とともに広まったのではないかと思う。この仮説の検証は今後の課題としたい。

註

1. 現在、国家による言語政策は文部科学省内の文化庁が担当し、施策の目的は「国語の改善・普及」とされている。国語に関する問題の審議検討は、1949（昭和24）年から2001年までは文化庁内の国語審議会が、2002年からは文化審議会国語分科会でなされ、調査研究は独立行政法人（2001年3月までは文化庁に所属）国立国語研究所が行っている。国語審議会に基づく内閣訓令は、政府から各行政機関への命令ではあるが、「常用漢字」などは小・中学校における国語教育の学習指導要領の基準にもなっている。
2. 処女会は日露戦争直後の1910年ごろ、小学校長や村長によって組織された。所属したのは初等教育終了後20歳ぐらいまでの未婚の女性である。会の目的は、裁縫といった教科の補習授業や旅行を通して女性を教育することだった。女性たちは家事や家業の手伝いの合間に活動に参加した。渡邊（1997）によれば、この会の理想の女性像は、良妻賢母ではなく、「働妻健母」だという。良妻賢母は、あくまでも家事中心で、それ以外の仕事に携わることは好ましくないこととされたが、農山漁村では、婚姻先の家事だけではなく、家業を支えてよく働き、子供を産んで育てる健康な母であることが望まれたのである。
3. 井上編（1981）参照。例えば、1906（明治39）年初版、吉田矢彌平編『中学国文教科書』（光風館）、1912（大正元）年、大槻文彦・市川源三編『高等女学読本』（同文館）。
4. 例えば、石川準吉（1962：655）には、昭和9年に文部省がまとめた地方庁の「文部刷新二閣スル地方ノ庁意見」がある。「一、人格教育ノ徹底、教育ノ實際化」の項に、「5、国民礼法ヲ制定シ、国民ノ品格向上ヲ図ルコト。」とある。
5. 文部省（1938）「彙報」『文部時報』第611号を参照。
6. 話し方教育の重要性は国民科国語に変わる前から教育者や研究者によって議論されていた。例えば、国語教育会の西尾実（1940）を参照されたい。西尾も『ヨミカタ 教師用』（1941b）も言及しているように、話し方に目を向けさせた要因の一つは、台湾や朝鮮・満州等での日本語教育の拡大である。「外地」での日本語教育はまず、話し方から導入していく。そこで、文字言語教育中心であった国語教育の、話し言葉の標準語化が問題として現れてきたようだ。
7. 文部省教学官、桜井役は『礼法の研究』「三 言葉遣いについて」のなかで、「言葉遣いを正すには、標準語（註）によらなければならない。」（桜井1943：.57）と述べた後、「話し言葉の分類」について次のように定義している。

国語は、その語彙・語法から卑俗語・普通語・敬讓語の三類に分つことが出来る。標準語は、普通語・敬讓語を含み、卑俗語を除外する。（同上：60-61）

8. 書き言葉の「標準女性語」については第5章で初等・中等教育の年代のある女性の文章を取り上げて考察する。
9. 婦人運動家の戦争体制への協力については鈴木裕子（1997）を参照。
10. 婦女新聞（1939）参照。
11. 牟田（1992）参照。日本女子大の井上秀がアメリカの大学で学んだのも家政学であり、「女性文化」を訴えていた。
12. 1941年の就学児童数、及び就学率は、女子が5119638人、99.73%、男子が5248241人、99.70%となっている（日本統計協会編1988:213）。同年の高等女学校在学者（女子）は454423人、中学校在学者（男子）は364486人である（日本統計協会編1988:243）。女子中等教育には他に、実科高等女学校、師範学校などがあり、中等教育進学者は2割程度と言われている。

第4章 西洋礼法の受容と言葉遣いの「女らしさ」

——作法としての言葉遣い教育の成立と展開

1.はじめに

学校教育で言葉の教育を担ったのは国語教育だけでなく、修身における作法教育だった。3章で見たとおりである。ここでは「昭和の新国民礼法」と呼ばれた作法の国民標準である『礼法要項』（文部省 1941a）の基盤を造った作法（注1）に関する言説を、明治初期に開始された学校教育における作法教育の展開を検証しつつ辿ってみる。目的は、作法としての言葉遣いに関する言説が女性の言葉の規範の形成にどのように関与したかを検証することである。

3章5では、女子教育家、大妻コタカが、「べらんめい言葉」という東京の下層階層の言葉と対照して、「礼儀にかなった言葉は、美しい容貌以上に美しいのである。」（大妻 1929：1-2）と言った意味について考えた。大妻は「礼儀にかなった言葉」、つまり「敬語」を含む丁寧な言葉を「美しい容貌」という外見の性的魅力と等価に位置づけている。しかし、女性にとっての良い言葉が外見の女性性と等価であるという言説はそれほど歴史のあるものではない。結論を先に述べると、ここには西洋、具体的にはイギリス・アメリカ・フランスからの何らかの影響が見える。19世紀末に主にこれらの国の礼儀作法を吸収する時代、日清戦争後の「品性」「品位」論の流行を経て、言葉遣いの作法の性差は明確になっていく。女学生等には男性より丁寧な言葉遣いが求められると同時に、丁寧さによって女性の「品位」が上がり、「天性」の「優美」、優しさと美しさが表せるからだとされた。「優美」は、当時から少なくとも1940年代まで、女性の言葉の規範化を重視する言説において、理想とされた「女らしさ」の内実である。言葉の丁寧さが上下関係や正しさよりも女性性を表すという言説は、女性の教育家等に浸透し、大妻（1929）のように、規範としての女性の言葉を教育・普及する際、正当性を支える根拠になった。このような視点は明治以降に輸入されたイギリスやアメリカなどの礼法の言説に類似しているのである。従って、本章では主にイギリスやアメリカなどの礼法の受容と言説の変化を中心にみていくことにしたい。本論文が対象とする1930年代から40年代に、「標準女性語」の形成を進めた中核的な言説は、<「日本語」におけるあるべき女性の言葉というものは、女房詞が伝統の起源であり、日本女性の本質を反映している>というものである。言葉の丁寧さと女性性の結びつきが19世紀以降のものでありイギリスなどの西洋（注2）礼法との共通点があるなら、上流の丁寧な言葉に女性性というコノテーションを見出すこのような視点自体が、「伝統」でも「日本的」でもないことになる。

2. 作法の教育——従来の研究と本論文の視角

学校教育では作法は修身の一科目としてあった。女子教育における修身については、小

山（1991）が代表的な研究だろう。小山は、修身を女子教育の理念と位置づけ、「西欧」（イギリス・フランス・アメリカ）の女子教育（注3）との共通点も踏まえつつ、女性解放運動の思想と比較しながら、明治以降、昭和の戦時期前までの高等女学校の検定教科書を分析している。良妻賢母という中・上流階層の女子への国家の教育方針は、女性には学問は必要ないというような儒教思想に基づく江戸期の単なる継承ではなく、変更を加えながら、女性を従属的存在に置き続けたことが明らかにされた（第1章の注5を参照）。しかし、作法には言及していない。

学校教育以外の動きも含め、「文化としてのマナー」（注4）という視角から、明治以降を中心に考察しているのは熊倉（1999）である。熊倉は「マナー」とは、「時代が変われば風俗も変わる。（中略）道徳だの倫理だのといわずとも、人間関係がスムーズに結ばれていくためのルールと考えたいのである。」（同上：v-vi）とし、国家権力による「べからず集」ではないとも述べている。過去の資料はその時代状況のなかで「マナー」が持った意味を分析する対象ではなく、熊倉が考える普遍的な「マナー」に合致しているかどうかを吟味するものようだ。「マナー」と女性については、「茶道と近代の女性」という章で、主に立ち居振る舞いの作法を考察している。言葉遣いについては明治以降、規範として詳しくなくなったと指摘するに止まり、性差については触れていない。

戦前の作法研究には、『礼法要項』（文部省 1941a）推進の立場から、作法委員会メンバーの甫守（1940）と、文部省の桜井（1943）による詳細な教育史がある。しかし、これらはむしろ本研究の考察対象である。

作法は人間の日常的な対人関係の言葉遣いや身振り・動作に係わるものであるが、国家の教育という視点からの研究は端緒についたばかりだといえるだろう。後述するように、男女で成立史も内容も異なり、女性に重心が移っていったということが原因として挙げられるかもしれない。

作法の教育は、学校教育以外に本・雑誌・新聞などの一般の出版物や、大正末期以降はラジオなどを通しても行われた。ここでは、学校教育を軸に、一般の出版物（書籍）のなかで販売部数が多いものを中心に考察対象にする。明治期の一般の書籍は、国立国会図書館所蔵の明治期刊行図書（マイクロフィルム）で「礼式作法」に分類されている約200冊を言葉遣いの記述を中心に調べた（注5）。

作法は確かに熊倉（1999）が言うように、時代状況を捨象し、個人同士の関係に注目すれば、人間関係を円滑にするためのルールと捉えることも可能だろう。しかし、戦時期の作法教育を見ると、3章で見たように、教育する側にとっては、修身の理念を身体動作と言語活動によって表せる国民を作る教育だったと言える。言い換えれば、西（1969）が中国について述べた、「礼教は、ひとを利害で強制する権力秩序が、世間において客観的に絶対的なものとして妥協しようとするための、観念的な価値形態の一つ」（西 1969：121）だと見ることができると筆者は思う。そして、身体によって実現された作法とは、「個人がどの

集団に属しているかということを表示する記号」であり、個人が集合している場合は、誰が指令し、誰が服従するか、誰が与え、誰が受け取るかといった諸関係を表示する記号（ギロー1972：136-137）であると捉えられる。従って、作法としての言葉遣いは、個人的な意思伝達や感情表現という面だけで捉えることはできない。本章はこのような視角から考察していく。

なお、引用にあたっては、漢字は原本に近い常用漢字・旧漢字を用い、仮名は現字体の平仮名・片仮名を用いて現代仮名遣いにした。送り仮名、句読点は原本のままとした。

3. 言葉遣いの作法教育の出発から性の分化へ

「人間が万物の靈長なる所以は礼儀廉恥を知るの心なるに縁るなり〔…〕人間と生まれたる者は是非とも之を弁え置かねばならぬ事なり」（根本 1882：1）。これは 1882（明治 15）年から数年に渡って盛んに出版された小学校女子向けの作法書の冒頭のことばである。作法とは、まず何よりも人間であることの証明だと考えられていたことが分かる。形を整えつつあった明治政府が初めて公刊した作法に関する書物は、『泰西礼法』（文部省 1878）であった。野蛮人ではなく、文明人として日本人は西洋とどう付き合うべきかが明治初期に模索されていた。西洋礼法の紹介は、井上馨が条約改正案を示し、外国人居留地が廃止され、外国人（中国人・朝鮮人ではない欧米人）との「内地雑居」の開始が近づいたと思われる 1887（明治 20）年前後にピークを迎える。西洋的なものを取り入れることで、西洋に対し、文明化していることを表そうとしたのだ。明治以降の作法は昭和の『礼法要項』に至るまで、常に外国、とりわけ西洋との比較・差異によって規定されている。

3.1 作法教育成立時における男女差

作法教育は成立時点から男女に差があった。女子に対する教育が先行し、重視されたのである。小学校女子向けとして作法書が 1882（明治 15）年から全国的に出版された（注 6）のは、一つには前年公布の「小学校教則綱領」が修身科を最重要科目とし、小学初等科修身科で作法を教授することを指示したからである。西洋礼法への関心とは一見矛盾するようだが、教育は明治以前へと回帰する保守的傾向が色濃くなっていた。「古昔入学ノ児童ハ必ず先ヅ洒掃応対進退ノ礼法ヲ学ビ而シテ後読書等ノ業ヲ受ク」が、今の小学校はこれが足りない（中野 1880：緒言）といった批判も出ていた。女子向けが明記されたのは、1879（明治 12）年の教育令で共学から男女別学に変更されたからである。さらに、女子への作法教育が叫ばれた背景には、「男女同権」を求める動きへの反発もあったと思われる。「今日ノ婦女子ヲ看或ハ高声談笑シテ傍ヲ人ナキガ如キ亡状ナルアリ〔…〕礼讓ヲ以テ卑屈ト詈リ男女同権ノ理ヲ偏認シ自由ト呼ビ權利ト呼」ぶ女性が増え、「優雅」で、「礼宜」を備えた「淑女」が見られない（西村 1882：緒言）という発言がある。これは、礼儀作法をわきまえた淑やかな女性を求めていると同時に、「男女同権」への反発を表している。しかし、

国は作法教授を指示したが、具体的内容は示さなかった。そこで、いち早く 1882（明治 15）年に教科書として『女礼式』を発表したのが東京府だったのである。当時の府知事は、居留地の外国人に石を投げるなどする児童を嘆いてもいる。小学校女子の作法教育確立を求めた動機の中には、西洋に対して「人間」でありたいという欲望とともに、男性と同権ではない「淑女」に育てたいという意向があった。

このように、女子に対する作法教授の具体的内容は、国の手を借りずに次第に固まっていき、中等教育では、1895（明治 28）年の高等女学校規程制定の際、修身で「人倫道德ノ要旨」、並びに「作法」を教授すると記された。中学校（男子）については、1900（明治 33）年に中学校令施行規則、1902（明治 35）年に中学校教授要目が発表されたが、作法には特に触れず、第 1・2 学年の修身で「生徒心得」「起居動作ニ関スル心得」が示されただけだった。明治における作法教育は女子から始まり、女子に重点がおかれたのである。

しかし、1900（明治 33）年頃から中学校の男子にも作法を求める動きが生まれる。「今や各学校にて女子には作法を教うれども。男子には其の事なし。男子と雖ども作法無くして可ならんや。」（弘田 1905：序）といった声に呼応して、国は 1910（明治 43）年、小学校、及び師範学校・中学校（いずれも男子生徒）の作法教授の「標準」を定めるために、文部省内に作法教授事項取調委員会を設置する。小学校については、全国各地でそれ以前に調査委員会等を設け、標準化が図られていた。『小学校作法教授要項』はその年の 10 月に公表され、検討が加えられて、1913（大正 2）年に決定をみる。中学校については 1911（明治 44）年に中学校教授要目が改正されて各学年に作法が加えられ、翌年には『師範学校・中学校作法教授要項』が発表された。

高等女学校については、逆に 1905（明治 38）年に教科用を目的とする図書の検定をしないことを文部省が告示している。

明治の末には、中等教育においても男女共に作法が課せられることになったのである。ただ、作法実習については特に授業時間を設けなくともよいとされた。作法の教授内容も大きく分ければ、家庭内の日常的な客の接待等の作法は女性、社会的対人関係での作法は男性というように次第に線が引かれるようになっていった。このように、作法教育は成立時点から男女に差があった。

3.2 言葉遣いの作法教育の出発——小学生への教育

作法教育の成立の道筋は違っていたが、言葉遣いの作法が当初から異なっていたわけではなかった。東京府が 1882（明治 15）年に他に先駆けて定めた、女子向けの『挿画小学女礼式』を見てみよう。著者は府に委嘱された小笠原清務と水野忠雄である。小笠原は名前の通り、江戸期に武家の礼法であった小笠原礼法を継ぐ人物である。しかし、内容は江戸期のものをそのまま著したのではない。東京女子師範学校に依頼されて翌年起草した『新撰立礼式』には椅子とテーブルでの会食時の作法等も含まれている。水野は、西洋の礼法

や宮内省の作法を参考に時代状況に適したものを選び、作り上げたと述べている（小笠原・水野 1883：2）。小笠原流といっても明治の小笠原流なのである。

『挿画小学女礼式』では「附録」の項に「言葉つき心得」がある。以下は全文である。

高からず低からず早口になく口重になくさわがしからぬ様に言うべし殊に常々気をつ
け嗜むべき事は賤しき詞づかい俗の流行言葉等言いならば人前にて風というものな
りたとえ人は言うことなりとも聞きにくき言葉は言わざる様に心掛べし又人の嘸し半
に我も咄を出すこと失礼なりつらくとも人の話をばとくと末まで聞くべし

（東京府 1882：177）

同年出版の男女向けの『男女普通小学諸礼法』ではどうだろうか。「言葉遣いの事」は次のようである。

言語は、高低緩急其度を節し、兎角事の分かりて、躁がしからざる様、常に注意すべ
し下々の流行語等は、貴人へ対して言うべからず、又人のはなし半に、我よりも話を仕
出すは、失敬なり、人の知りし如くに、言うべからず、若し之を言う時は、誰々が斯く
謂いしと語るべし、

（小林 1882：5）

後半は、「下賤の者」と話す時は左の手を膝の上に置き、「同輩」の場合は左の手をつき、
顔と顔を見合らし、「尊長の人」とは両手をつき、顔を少し脇へ背けると教え、畳の上に座
って話す作法を教えている。このように、言葉遣いでは男女の区別は言及されていない。
内容は、大声でも小さすぎる声でもなく、明瞭に話し、流行語や賤しい言葉は使わずに、
よく相手の話を聞き、話の途中で口を挟むなということである。どちらかと言えば聞き手
を考えての作法である。

翌 1883（明治 16）年 6 月、文部省編集局『小学作法書卷之一』には、「幼少の時より。
常に心掛くべきことは。言葉づかいを奇麗にして。身に不行跡なきようにすることなり。
女子は。殊更是をつつしむべし。」（同上：182）とだけ書かれている。男女の区別は明確に
されているが、ここでも具体的な言葉や言葉遣いの指示はない。

以上のように、言葉遣いの性差は当初具体的には示されなかった。具体例が見られない
のは、話し言葉の標準自体が存在しなかったことが大きいだろう。上田萬年が「標準語に
就きて」で標準語の確立を訴えるのはこれより 10 年以上後の 1895（明治 25）年、日清戦
争の頃のことであり、文部省国語調査委員会が標準語選定の方針を決めたのは、そのまた
11 年後である。作法にかなった正しい言葉の姿は明確ではなかった。ただ、「下賤の者」「同
輩」「尊長の人」という目下・同輩・目上という三段階のヒエラルキーは、江戸期の武士・
町人・百姓といった職業による区別に代わって言葉遣いを含めた作法の中に定着しつつあ

った。後に口語標準語は、東京の中流階層（皇族・華族の下）以上の教養ある大人の男性の言葉をモデルとする方向が決まるが、ここでも三段階のヒエラルキーが基準として機能している。四民平等になったが、新しい階層秩序が取って代わったのであり、作法としての言葉遣いはそれを反映し、また維持し、普及させようとしていた。

3.3 西洋礼法との出会い——「品格」と言葉遣い

1878（明治 11）年の『泰西礼法』（文部省）以前にも西洋の礼法は紹介されている。しかし、前に触れたように最も盛んだったのは外国人との「内地雑居」が迫ったと思われた1887（明治 20）年前後である（注7）。1894（明治 27）年の日英通商航海条約締結で条約改正が一部実現した後も『内外交際心得』（土屋：1899）のような西洋礼法に関する出版があるが、それほど多くはない。西洋礼法関係の書物の中には翻訳・翻案以外に日本人の筆者が西洋に滞在した体験に基づくものもある。ここでは書かれた内容がどれだけ西洋の事実に近いかどうかは問題としない。西洋礼法、すなわち、これが文明だとして語られた言説内容を見ていく。

言葉遣いに関して、西洋の礼法と明治の小笠原流礼法で異なる部分はいくつかある。一つは、小笠原流が男女ともに多弁を戒めているのに対し、西洋の礼法では「談話の上手なるは欧米に於て婦人の一美質とするなり」（青木 1887：127）と、むしろ女性に対して会話を面白くして客をもてなすことを勧めているところである。

また、日本の作法書では標準的話し言葉について具体的ではなかったが、西洋の方は文法に触れている。例えば、センソルの『欧米男女礼法』（1887）では「第五章言葉遣の心得」の第一に「文法に合わざる言葉を発する勿れ文法を論ぜる諸書と諸名家の著書とを熟読すべし」とあり、第二には「正しからざる発音を用うる勿れ」とある（同上：63-67）。既に、国語としての標準語の確立が目指されていたイギリスなど（注8）では文法的で、かつ「正しい」発音をすることが礼法に適っているのであり、教養ある人間の証という考え方も強くなっていたのである。

筆者が、中でも女性の言葉遣いに対する評価に変化をもたらしたと考えるのは、次のような言説である。

高声にて談話し又は高く笑聲を挙ぐべからず殊に婦人の音聲低く静かならざるは頗る
優美溫柔の品格を下ぐるものとす （チェスターフィールド 1886：5）

粗暴野鄙なる言語は決して用いるべからず凡て野鄙なる言語は自己の品格を低くし徒
に人に賤しまるる媒介となるものなり （青木 1887：187）

女性の話し声は、低く静かな声こそが優美で穏やかでやさしく「品格」がある。「粗暴」で

「野鄙」、田舎っぽい言葉は、話し手の「品格」を下げる。かつ、洗練されておらず、身分・階層が低いと思われる手がかりになるというのである。声と言葉が話し手の「品格」、即ち、人間的レベルや社会的地位・階層と結び付けられている。これは当時の日本の作法、小笠原流の作法にはなかった視点である。西洋礼法での適切な言葉遣いとは、聞き手に対する気遣いとともに、話し手自身の「品格」を象徴するものだという考え方である。

女性にとっては礼法に従うことが優美さや人間的レベルや地位の高さを表すことになる。女子への作法教育を求める声の中には、言語動作も「男女同権」になりつつあった女性への反発、実は「男女同権」そのものへの反発があったことは既に述べた。「優雅」で「礼宜」を備えた「淑女」は、「男女同権」を求める女性と対極にある。西洋礼法の「品格」の論理を敷衍すれば、「礼宜」を備えた「淑女」の方が人間的レベルや社会的地位が高い（または、高く見える）ことになる。

この論理は、後述するように、女性向けの作法書に見られるようになるが、男性向けのものにも取り入れられている。海外に滞在した経験を持つ時事新報記者の土屋は『内外交際心得』（1899）で、西洋の男性と比較し、日本の紳士の談話には醜い語が多く、「聞くに堪えざる言語を用うるもの尚決して少なからず紳士の品格を損じ国民の体面を汚すものと言う可し」（同上：118）と述べている。「品格」という言葉に多くの日本人がひかれたのは、国自体が不平等条約を改正し、西洋と対等な関係を持つようとしていたからであり、日清戦争の勝利によって階段を一段登ったように思われていた時代だったからだろう。個人の「品格」は、国家目標と重なっていた。「品格」の上昇とは礼儀作法という言語動作に現れた一つの立身出世主義であると筆者は考える。

3.4 言葉遣いの意味の変容——女子作法書

西洋礼法吸収以降、明治後半の言葉遣い教育を見ていく。まず、女性向け作法書を見る。1890（明治23）年代に入ると、女学生や一般女性向けの作法書も種々出版されるようになる。一般女性向けのものには「婚礼」に係わるものや「婚礼」の作法を含むものが出始めるのが、明治後期の一つの特徴である。1889（明治22）年の大日本帝国憲法発布、翌年の民法発布によって、法律的に無権利状態が確定した女性にとって結婚がより重要な意味を持ったことの現われだろう。

言葉遣いについては、具体的な用例等が示されない点に変化がないが、前項で見たように価値付けは変わっている。1893（明治26）年『言語作法貴女の心得』では、「談話の高尚優美なるは其人の品位を高むる者にて何人もかくありたしと望む者なり」（近藤 1893：24）と、西洋礼法と同じ、言葉遣いは話し手自身の「品位」を象徴するものだという考え方が見られる。男女に向けた礼法書も、

身に綾羅錦繡をまとうの貴婦人も卑し気なる言葉を発すれば、其人の品位も推して知

らるべく、人々はこれを軽んずるは、当然のことなり〔…〕 (津田 1896 : 59)

と、女性の「品位」や美しさに関連付けている。明治 30 (1897) 年代には、言葉遣いは「品格」に加えて「女らしき心」と一体になる。

女子は女子らしき心を持つが故に、其心をおもてに表はずには女子らしき談話を以て表さざるべからず、凡人の品格の如何は其用うる言語若くは談話に由て推量し得らるるものなれば談話は礼式上最大切のものなり (甫守 1904 : 53)

甫守謹吾は作法書を数多く著した人物で、1939 年の作法委員会にも作法研究者として加わっている。「全国女子師範学校・高等女学校参考書」と銘打った日本礼法講習会長、深谷斗谷の記述には、

自分の心の中が、上品に出来て居りますため、自然と、それが表面へあらわれ、言葉や挙動が上品になってまいりますことが、取りも直さず作法なのであります。 (深谷 1908 : 3)

とある。言葉遣いや仕種の作法はその人の人格や精神の現れとされている。また、「上品」という言葉がこの頃からよく使われるようになる。「上品」は精神的なレベルの高さの意味をまだ持っているが、次第に言動の「優美さ」、さらに「女らしさ」の意味にずれて行く。次は、作法教科書を多く著した中島義弼の「小学校・女学校及び各家庭の教科書」である。言葉遣いは小学校の第四学年の「心得」にある。以下は全文である。

成るべく上品の言葉を用い、時の流行語にても、卑しき言語を発せざるようすべし。長上者に対しては、常に敬語を用い、下輩に対しても、軽侮の言語を発せざるようすべし。 (中島 1908 : 14-15)

中島や甫守の他に、大きな影響を与えたと思われるのは、明治の終わりに出版され、大正に入っても版を重ねたベストセラー、下田歌子の『婦人礼法』(1911) である。小笠原流を初めとする日本の礼法と西洋、中国の礼法を簡潔に比較、検討した後で、東洋と西洋の長所と「弊」を集めた礼法の実際が、和服での立ち居振る舞いから、洋食の食べ方まで写真と挿絵入りで説明されている。

下田歌子は女子教育界の重鎮と言われていた。岐阜の山村の士族の娘だったが、和歌の才能を見込まれて宮内省の女官になる。皇后に歌子と名づけられ、下田猛雄と結婚して、下田歌子と名乗った。華族女学校設立後は教授・学監として活躍した。皇室の作法に精通

しているだけでなく、ヨーロッパに滞在して貴族社会の女子教育も見ている。旧習を守るだけでは国の発展は覚束ないという国家主義の立場から、西洋の「長」を採り、日本の「短」を補うという姿勢を持っていた（下田 1911：緒言 2-3）。ただ、女子教育の理念は「賢母良妻」で、女性は良き母になるための学問を修め、男性の一段下で従うものと考えていた。

下田や東京女子師範学校教授、佐方鎮子・後閑菊野が書いた『女子作法書・心得の部』（1897）が他の作法書と異なるのは、使われる言葉そのものよりも話の内容や話題に重点を置いているところである。これは著者に西洋礼法の知識があるからだと思われる。しかし、下田（1911）では、話題の選び方等に加え、「優美な物言いをする事」（同上：105）が大切だとして次のように言っている。「婦人は、婦人らしき態度であって、且つ能く、品格を有たねばなりません。其の態度、品格を害う様な言語は、断じて、遣ってはなりません。」（同上）。言語は「我が心の聲」なのだから、人の品格は言語の品格で左右される。「故に、音聲言語の中に、又一種優美閑雅な、暖かく柔しみ」（同上）がなければならない。そして、

婦人の言語の特長はと言いますと、優美な点にあります。丁寧な点にあります。

〔…〕この特長は、何処までも失ってはなりません。（同上：105-106）

ここに至って、「上品」、「丁寧」、「優美」、「女らしさ」が結び付けられたのである。謙って丁寧であることは、格（身分）が低いのではなく、品格があるのであって、上品なのである。上品とは上層階級に属する言語活動・身体動作の表現である。それだけでなく、優美という女性性の意味合いも持っている。女性の言葉遣いを規定する丁寧さ、敬語、卑しくない言葉などは、女性性と階級上昇に読み換えられたのである。

明治後期の特徴は、中島義式や甫守謹吾、下田歌子などに代表される言説によって女性の言葉遣いに新しい意味が付与されたことである。ここが一つの到達点であり、以降、中核的な捉え方になったと言っていると思う。とりわけ女学校を設立した女子教育家に浸透していき、国家主義が強まる昭和になって改めて光が当たることになる。中・上流階層の女性にとって作法としての言葉遣いとは、優美さという「女らしさ」や、人格と社会的地位の高さの象徴である「品位」「品格」を自分のものにする方法になった。それは良き妻、良き母になるための条件でもあった。憲法制定によって、男女同権の動きが押さえられ、無能力者とされて男性の下位におかれた女性は、作法にかなった上品で優美な言葉遣いを身につけることでさえ、地位のある男性との結婚を通して自らの地位を上昇させることを約束する手段に思われたのではないだろうか。

3.5 男子用作法基準の成立

次に、男子について見ていくが、その前に『小学校作法教授要項』（文部省 1911）（注9）に触れておく。「言語」についての記述をまとめると次のようになる。「一言語ハ明瞭ナル

ベシ 一下品ナル言語及方言・訛音ハ之ヲ避クベシ 一呼掛・称呼ニ注意シ皇室ニ関スル
談話ニハ必敬語ヲ用ウベシ」(同上:14)で始まる。次に、人に呼びかける時は、「もし」
又は「もしもし」と言い、姓・名を呼ぶ時は「何さん」という。「貴人」「尊長」には普通
は呼びかけない。呼びかけられたときは「はい」と言う。自称は「私」(ワタクシ)、対称
には「あなた」を通例とする。他称には相当の敬語を用うこと。自分の家族・親戚に関す
る場合は敬語を使わないことを通例とする、というのが全内容である(同上:14-15)。「方
言」と「訛音」に言及しているのは、標準語制定が本格化し始めた反映である。男女差の
言及はない。

「小学校作法教授要項」に引き続き審議され、報告されたのが、男子生徒向けの「師範
学校・中学校作法教授要項」(文部省 1911)である。言葉遣いの規定は、第八章言語応対
の第一節「称呼及敬語」(8項目)にある。小学生向けと重なるところが多い。異なるのは
次の点である。まず、(1) 皇室への敬称・敬語の使用に触れている。(2) 自称に「僕」、対
称に「君」が加えられている。(3) 官公職・爵・学位等の使い方の指示。(4) 高貴の人
には官職名・爵名等に「閣下」を付けること。陸軍部内では将官以上に「閣下」、佐官以下に
「殿」を付ける、などである。「方言」と「訛音」には触れず、「身分」に相応しく正しい、
かつ「野卑」でない言葉を求めている。女子向けと比べると、ともに「野卑」な言葉は戒
められているが、男子には将来、軍人になること、官公職等になって社会に出ることた
めの言葉遣いの作法教育であることが明確になっている。

これ以降、1939年まで、文部省は男性に対する学校教育での作法教育は見直さなかった。
本研究は男性に関してはこれ以上踏み込まないが、筆者が調べた作法書には、上記の「僕」
「君」以外、ことさら男性的な言葉遣いを強調し、勧めるものはなかった。そして、男性
であっても目上には丁寧な言葉遣いが正しい作法とされている。ただ、その丁寧さには優
美さといったコノテーションは付与されていない。

4. まとめ

明治初期から、女性に対する言葉遣いに対する意味付けの変遷を中心に見てきた。

明治末には作法教育の標準が確立し、作法としての言葉遣い教育も明治初期と異なり、
男女とも、互いの差異を明確にしている。とりわけ中・高等教育に進学可能な中流以上の
階層の女性にとって、作法としての言葉遣いとは、優美という「女らしさ」や、高い地位
を表す記号になっていったと思われる。

明治期における注目される変化は、「1. はじめに」で触れたように、女性の言葉の丁寧
さや礼儀正しさに、上品さや女性的美を読み取るようになったことである。これは西洋礼
法が輸入された後のことである。影響が見て取れるが、この意味の変化は、単に西洋礼法
の視点を模倣したためではないだろう。自らの領分は家庭のみであり、男性に従属してい
た当時の西洋の中・上流の女性との共通性が、新しい意味づけを受け入れさせたのではな

いだろうか。小倉（1999）は、19世紀のフランス・ブルジョワ階級の礼儀作法書を分析し、女性の礼儀正しい言動が美と結び付けられ、男性に愛されるための方法とされていた様子を描いている。ここで礼儀正しい言動とはブルジョワの慣習的言語動作のことで、民衆のものではない。また、ヴィクトリア時代のイギリスでは、中産階級の女子教育で最も重視されたのが礼儀作法で、上品であること、「淑女らしく」あることが結婚するための条件だったという。「粗野な会話」（パーヴィス 1999:110）は忌み嫌われていた。以上から言えるのは、上流の丁寧な言葉を模範とし、女性性というコノテーションを見出す視点は、少なくとも日本に独特なものとはいえないということである。むしろ明治期に西洋と似通った視点を持つようになったのである。

明治末にほぼ確立した中流以上の階層の女性への作法としての言葉遣い教育は、1940年代の総力戦体制下での『礼法要項』の一項として、階層・年齢に係わらず全ての女性に対して教化されることになる。

註

1. 本章では、以後、イギリス、アメリカ、フランスの礼法を総称する場合、「西洋」礼法と呼ぶ。対象とする時代、イギリスやアメリカ、フランスを指す場合、「西洋」「泰西」「欧米」といった呼び方がされている。日本の「内」に対して「外」という言葉を当てている礼法書もある。数少ないヨーロッパの国々を「西洋」と一つに括る認識の仕方も分析の必要があるが、本章ではこの点には踏み込まず、当時の呼び方に沿って「西洋」という言葉を使うことにする。
2. このころの日本語の作法と言う言葉が指し示す内容は、お辞儀や挨拶の仕方から、食事の時の動作、儀式での服装等に及ぶが、その範囲は一定していない。また、作法の他に、「礼法」「礼式」と呼ばれることもある。本章では、「礼法」「礼式」「礼儀作法」という名称で示される内容も作法と見なす。
3. 例えば、明治時代のイギリスの中産階級や上流階級の女子への教育では、女性の領分は家庭であり、上品で礼儀正しい良き妻、良き母になるべきだと教えられていた。パーヴィス（1999）を参照。
4. 熊倉（1999）では明治以降の「作法」「礼式」「礼法」と呼ばれた内容を「マナー」という名称で指している。
5. 明治期刊行図書（マイクロフィルム）「礼式作法」には、友達の作り方を助言する『交際論』（木村秀子 1888）や福沢諭吉の『男女交際論』（1886）、『婚礼千代かゝみ』（1902）のような結納から婚礼までの儀式の仕方を説明したものもわずかに含まれている。
6. 「礼式作法」に分類されている国会図書館明治期刊行図書には、東京府の『挿画小学女礼式』と本文（緒言・序等、及び挿絵を除く部分）が同一の『女礼式』が、筆者が調べたかぎりでは、1882（明治15）年から1885（明治18）年までで10冊ある。出版元に

は東京だけでなく、大阪の堺、高松や、茨城県水道町の個人も含まれている。

7. 国立国会図書館所蔵の明治期刊行図書（マイクロフィルム）「礼式作法」には、イギリス・アメリカ・フランスの礼法を紹介したものが、1886（明治19）年に6冊、1887（明治20）年に6冊ある。
8. イギリスの標準語の成立過程については、Milroy & Milroy（1985）を参照。
9. 引用は、宝文館の『文部省調査 小学校作法教授要項』、『文部省調査 師範学校・中学校作法教授要項』で、正式決定前のものだが、言葉遣いの記述については内容に変わりはない。

第5章 女ことばの権力——「少女」雑誌の言葉から見えるもの

1. はじめに

1970年代以降に出版された留学生に対する日本語教育の初級教科書には、主に呼称と文末表現を挙げて、「男ことば」と「女ことば」の違いを教える項目を入れているものが多い（注1）。説明の繰り返しになるが、例を挙げれば、女性の自称詞は「わたし」「あたし」、男性は「ぼく」と区別され、文末表現については、女性は「わ」「わよ」「わね」など、「だよ」「だね」は男性用とされている。しかし、教師の出身地や世代によっては、女であってもこのような女性用の文末とされている表現を使わないことがある。そのために違和感を覚えて教えることに戸惑う教師もいる。東京地方以外の土地で育つことで身についた自分の言語と日本語教科書の「日本語」に違いがあっても、その「日本語」を第一言語と思えるようであれば、違いに戸惑って、教えることに躊躇したり、葛藤したりすることはないだろう。しかし、自分の使用言語のほうを第一言語だと思っている場合は、その教師にとっては、日本語教科書の「日本語」は、日本に住む人々が共通に使い、理解可能な、中立で無色透明な「共通語」ではなく、東京という一地方の言葉を基盤とした、規範としての標準語として存在することになる。とりわけ文末表現は「方言」の特色を表すので、文末表現の適切さの基準は母語の直観が尊重され、非母語話者には運用の適切さを厳密には判定できない。加えて、標準語の性別表現を使うことは、否応なく「女（男）らしい」女性（男性）像に自分を合わせることになる。

留学生も同様の立場に居る。もちろん「女らしい」言葉や「男らしい」言葉を知りたがる留学生も少なくない。しかし、ことばの性差や、そこに込められてきた意味や価値に疑問を持って、映画やテレビドラマの中で使われている以上、知らなければ理解できないので、習得しないわけにはいかない。さらに、実利的な理由だけでなく、外国語話者は習得する対象の外国語の正しさを決定することはできないからだ。外国語話者にとって教科書の「日本語」は、「方言」話者にとってと同様に、語法の正しさのモデルとして存在する標準語である。

本章の目的は、以上のような、標準語としての「女性語」が、「方言」や言葉の使い手の階層や職業とどのような権力関係にあるか、また、この権力関係が主体にもたらすものについて明らかにすることである。考察に当たっては、言語それ自体を分析対象とするのではなく、言語を使う側の視点から言語との関係に接近していく。

2. 先行研究と問題点

考察に入る前に、日本語における女性のことばについての先行研究に対して、ここでの本章の課題がどのような位置にあるかを述べておきたい。

日本語における女性のことばについては、前述の通り1920年代末から国語学において言

及され始めており、戦後は、女性自身による初めての本格的な研究、『女房詞の研究』（国田百合子 1964）が発表されている。ただ、言語の性的差異を女性差別として問題視する観点が入ってきたのは 1970 年以降とっていいだろう。

研究には、女性差別表現を対象とするものや、言語自体の性的差異を対象にするものがある。さらに、後者の研究の中には、語法・文法の性差に注目するものや、談話・会話レベルでの言葉の運用の仕方の性差を対象とするものなどがある。ここで取り上げるのは、前にも少し触れた終助詞の「わね」「わよ」等の文末表現や自称詞といった、言語的には最も規範性の強い、いわゆる語法・文法の領域における性差である。

1970 年代以降は、談話を録音し、実態を実証的に分析する社会言語学の観点からの共時的な日本語の性差の研究（注 2）が盛んになったが、1990 年代には、「方言」の性差にも考察が及び（注 3）、研究は広がりを見せている。男性の言葉との差異だけでなく、女性の言葉の中の差異も注目されるようになった。階層との関係（高崎 1993）や世代による変化（小林 1993）にも焦点が当てられた。中村（2001）が研究史を総括しているように、アメリカほどではないが、2000 年代は、女性を一枚岩と捉え、対男性との関係だけを分析する視点は過去のものとなりつつある。また、言葉の性差を解剖学的性差と平行していると見る考察だけでなく、「女性語」を言説と捉え、そのイデオロギー性を解明する Inoue（1994）などの成果も出ている。

しかし、「日本語」＝標準語の「女性語」と、「方言」や使い手の階層との権力関係に関してはまだ、言及されることが少ないのではないだろうか。先の Inoue は、標準語の成立と女性のことばの規範性の強化がパラレルであることを指摘しているが、規範性を強化され、標準モデルとされた東京の中間層の女性の言葉と「方言」や階層との関係については踏み込んでいない。

世代による変化を考察した小林（1993）にも疑問が残る。小林は三世代・四世代家族の話し言葉における違いを観察し、母（40 代、50 代）が「ごはん」「できたわよ」など、「女性特有とされる『わよ』」を使うのに対し、娘（20 代）は「ごはんだよ」のような言い方をすると指摘し、若い世代の言葉が「中性化」していると結論付けている（同上：181）。調査対象の家族の居住地は明示されていないが、もう一つの調査対象が都立高校生であること、終助詞の「わよ」が使われていることから東京都だということが推測できる。確かに、母と娘の間では「中性化」したと言える。娘の発話は祖母・曾祖母（60 代、80 代）のものとは比べても丁寧度が低い。ただ、祖母・曾祖母の発話にも、「わよ」は見当たらず、曾祖母の発話の中には、明らかに「方言」である「あす お会いしたいけんどねえ」（同上：183）が見られる。文末の「けんどねえ」は標準語ではない。果して、日本列島で解剖学的に女性である存在の人間が使う言葉は「中性化」したと断言していいのだろうか。

小林（1993）では、東京語圏の女性である母と娘に焦点を当てることで、「方言」や職業・階層という要件が捨象されて、言葉の性的特徴、すなわち、「女性特有」の表現の出現率が

炙りだされているように見える。しかし、標準語としての「日本語」を使う女性だけを調査対象として選択し、結論付けることには疑問が残る。女性のことばの中の差異についての考察に繋がる本章が、女性の言葉と「方言」・階層という要件が交差した場合について踏み込む理由はここにもある。

3. 「標準女性語」

本章の目的は、標準語としての「女性語」と「方言」や階層との権力関係を記述すること、この権力関係が主体に何をもちたらずかを明らかにすることである。日本語教科書の「女性語」の例を挙げたが、ここでもう少し具体的に権力関係を形成する片方の側である標準語としての「女性語」について明確にしておきたい。

標準語と女性のことばについては、前述の Inoue (1994) が、江戸時代の読み物と夏目漱石の小説に登場する東京の女性の台詞を比べて、女性特有の文末表現が分化していく様子を示しながら、標準語の成立過程と女性のことばの規範性の強化が平行していることを指摘している。中村(2001)も戦前の国語学者や言語学者、評論家の女性のことばに係わる言説を分析し、指し示されている「女らしい」丁寧な「女性語」は実態ではなく、規範を示した「イデオロギー」だと述べている。中村も Inoue も、女性のことばの規範化が強化されたのは明治以降と見る点で一致している。ただ、「女性語」の語法・文法面について、どれだけ具体的に規範化が目指されたかについては触れていない。

しかし、1章で見たように、昭和に入ってから、国語学者を中心として、標準語と同様に、標準的な「女性語」も、東京の中間層の言葉を基盤として語法面で整備され、規範化が目指された経緯があるのである。標準語であって女性的特徴を持つ言葉が「標準女性語」である。この「標準女性語」が現在の日本語教育に繋がっている。戦前、「女言葉」を語法面で、最も総合的に整理したと言える三尾(復刻1995〔初出1942〕)を見ることで、「標準女性語」が具体的にどのようなものかを示したいと思う。

三尾は「女言葉」について一章を設け(復刻1995:402-403)、「女言葉」で最も重要な点は丁寧さであるとしたうえで、戯曲や小説の会話部分を用例に用いて特徴をまとめている。主要な点は次のようである。(なお、用例の仮名遣いは現代仮名遣いに改め、下線は筆者が付け加えた。)

(1) 中止形 * 断定・問いは「純粹の女言葉」

断定 … お修身なんか言えなくつてよ。

問い … そんなことをあなたに言つて?

頼み … どうぞおかけになつて。

(2) 終助詞、間投助詞その他 「わ」「の」「こと」「もの」「よ」「ね」「な」

「わ」… 行くわ。行きますわ。馬鹿だわ。馬鹿ですわ。行くわよ。行くわね。

「の」… 行くの。行きますの。

「こと」… きれいだこと。いいことよ。これがよかないこと？

「もの」… つまりませんもの。

「よ」… 苦手よ。苦手ですよ。いいわよ。寒いのよ。*「苦手だよ」は「男言葉」

「ね」… いいわね。いいのね。大丈夫ね。*「大丈夫だね」は「男言葉」

「な」… 禁止 … おっしやいますな。 *「言うな」は「男言葉」

勧告 … 下さいましな。

(3) 敬讓語 … (お読み) 遊ばず

三尾はこれに加えて、1941年に文部省が発表した『礼法要項』の「言葉遣ひの項」を転載し、「僕」「俺(おれ)」の自称詞は男性専用であることを示唆している。

さて、三尾は「女言葉」の冒頭で次のように断っている。

ここで女言葉といふのは、あらゆる女がつかつてゐるあらゆる言葉といふ意味ではありません。さういふ意味にとると、男の言葉までも包含されてしまふことになります。で、ここでいふ女言葉は女らしい言葉の意味であります。 (同上：403)

性差とは、片一方の性と違うことで差になるのであって、両性に共通なものは差にはならない。つまり、女性だけが使う言葉に限っているだけとも読める。しかし、ここでは別の意味も含まれている。「女らしい」言葉とは「上品な」「品のある」言葉のことなのである。例えば、「でねえ」という半終止について、『で』よりも品わるくひどきます。ことに女言葉の『です体』として避けねばならないほどにひどきませう。」(同上：242)と述べていることから分かる。三尾は用例を主に戯曲から採った。挙げられている用例を読むと、実際女性が話している言葉に近いと考えてしまいそうである。しかし、三尾は注意深く、「女らしくない」女性の言葉を除外している。例えば、山本有三の代表作とされる戯曲『嬰兒殺し』から巡査の台詞は用例(同上：157)に使われているが、主役の女性の台詞は「女言葉」の用例に挙げられていない。

あさ へえ、ですからわしが働かなくちやならねえんです。わしは働きました。子供の生れる前の日まで一生懸命に働きました。旦那の前ですが赤ん坊が生れて見ると、いくら貧乏してゐたつて子供はやつぱり可愛うござえます。

(山本 1926：132)

「ならない」ではなく「ならねえ」、「わたし」ではなく「わし」、「ございます」ではなく「ござえます」は、三尾が考える「女らしい」言葉の基準から外れる。従って、30歳代の「女土方」あさの言葉は用例にならなかったのである。

以上のように、規範としての「標準女性語」とは、「女土方」あさの言葉の取扱いに典型

的に見られるように、「方言」的要素がなく、且つ、下層階層の言葉ではない言葉、すなわち「上品な」言葉として規定されたものなのである。また、東京の中間層の言葉を基盤として整備された「日本語」＝標準語の「女言葉」とされている語法面の要素は、現在は使用が減少している語法もあるが、三尾が挙げた特徴とほぼ重なると言っていい。

4. 女性たちを象徴する言葉——雑誌『少女の友』から

「標準女性語」と「方言」や階層との権力関係について見ていくに当たり、「女性語」の標準が形成されつつあった時代に読まれた「少女」雑誌を観察資料に選んだ。1章では戦時期に「標準女性語」が固まっていく過程を検証した。そこで分かったことの一つは、具体的な語法や言葉遣いが取捨選択される際に、批判の対象になったのは東京の女学生を中心とする若い女性だったということである。学者や評論家は、多くは東京の女学生の使う言葉を批評しながら、彼女たちにふさわしいものとそうでないものを選んでいった。学者や評論家は、自分の頭の中にある漠然とした理想的な女性の言葉を、同時代の女学生が使っているとされる言葉を批判することを通して、「標準女性語」として具体化させていったと筆者は考える。批判の対象になった女学生の言葉は、頭の中にある漠然とした理想の女性語と「標準女性語」との媒介になったのだと思う。観察資料に「少女」雑誌の言葉を選んだのは、このように「標準女性語」の形成過程に女学生を中心とした若い女性の言葉が媒介になっていたという点に注目したからである。

では、なぜ女性が使う言葉のなかで、評論家や教育者、国語学者などから批判を受けたのが、方言を話す農家の少女ではなく、女学生を中心とする中・上流の知識階層で、しかも地域は主に東京の女性だったのか。その理由は、標準語は東京の言葉を基盤とすることになっていたからであり、批判する側に、中・上流の知識階層の女性は日本人の女性の良い見本であらねばならないという考えがあったからだと筆者は考える。良い見本でなければならぬ理由はといえば、中・上流の知識階層の女性は、同じ階層の男性の妻になり、母になり、結婚後も社会的な指導層の一員になることが期待されていたからだろう。

4.1 女性向け雑誌の言葉

女性向け雑誌を取り上げ、近代の女性について論じた代表的な研究には、本田和子(1990)や川村邦光(1993)がある。本田(1990)が分析対象としたのは主に明治の『女学雑誌』であり、川村(1993)は大正時代の『女学世界』を取り上げている。両者とも著作の中で女性の言葉について頁を割いている。

本田(1990)は購読者であった女学生が投書に用いた言葉を「ジャルゴン」(仲間うちの言葉)と位置づけ、当時の識者から「テヨダワことば」と批判されたことを指摘しながら、「女らしさ」の押しつけから身をかかわした言葉だったと述べている。具体例としては、「居ないの?」「出来なくッテ?」「いけなくッテヨ」「ひどいコト!」という文末表現を挙げて

いる（同上：132）。川村（1993）も本田（1990）と同様に、識者に「下品」と言われた言葉遣いだったと述べ、本田（1990）の例に加え、「…遊ばせ」「…ます（まし）ね」「…ますわ」「…ますわねえ」「…ますの」「…ますもの」「…ですよ」「…なさいな」等を挙げ（川村1993：101-102）、書き言葉として用いられた若い女性独自の文体として「オトメ体」と名付けている。

本田（1990）と川村（1993）が挙げた「テヨダワことば」と「オトメ体」は、三尾（復刻1995〔初出1942〕）が示した「女言葉」とほぼ重なる。約20年の間に「オトメ体」は手本となる「女らしい」女性の言葉に変わっていたということである。確かに、本田（1990）と川村（1993）が指摘するように、女学生の言葉は「下品」等という非難に晒され、それをくぐり抜け、ある地位を獲得したといえる。本章で試みるのは、対識者との関係だけでなく、女学生以外の女性の言葉の中で女学生の言葉を位置づけなおすことでもある。

4.2 雑誌『少女の友』

観察資料に選んだ「少女」雑誌、『少女の友』（注4）は実業之日本社が1908（明治41）年に創刊した月刊誌で、1955（昭和30）年まで発行された。読者は名前の通り「少女」に設定されている。具体的には小学校高学年から高等女学校生、10歳から13歳が初期の読者層の中心であったと推測される（注5）。しかし、継続して講読する読者が現れ、次第に年齢層は広がっていった。後年、『少女倶楽部』（講談社）が1923（大正12）年に創刊されると、差別化を図るため、『少女倶楽部』が「地方」の小学校高学年から女学校低学年を指向するのに対して、大都市乃至大都市指向の女学生に読者層が絞られたと遠藤寛子（1999）は指摘している。『少女の友』が最も購読者数を伸ばしたという意味での全盛期は大正時代から昭和の初めであり、その後は『少女倶楽部』に取って代わられた。ただ、女学生層に対する影響力は、専属挿絵画家、中原淳一の人気を示すように重要な位置を占めていたと言っていだろう。

『少女の友』は小説をはじめ様々な記事で構成されている。ここで資料とするのは、主に女性を描いている小説、座談会記事、読者投稿欄である。投稿欄は作文や習字等、読者が作品の成果を示す頁と、編集者や他の読者との繋がりを築いていく頁に分けられる。特に後者は盛んで、読者は『少女の友』を「友ちゃん」と呼び、「友ちゃんくらぶ」欄への手紙を通して編集者とのやりとりを楽しんだ。

4.3 女性たちを象徴する言葉——お嬢さん・女中・村娘・女工

『少女の友』に現れる女性たちの言葉は、大きく四種類にまとめられる。

- (1) 「テヨダワことば」と名付けられ、川村（1993）が「オトメ体」と呼び、「標準女性語」に繋がっていく言葉。読者の少女（小学校高学年から女学生）が投稿した手紙等に見られる他、小説ではお嬢さんの言葉として使われることが多い。

- (2) 主に小説に現れ、女中や貧しい村娘といった登場人物に振り当てられた「方言」風の言葉。
- (3) 読者が投稿欄で自分の話し言葉の母語として記述している「方言」。
- (4) 小説の脇役の台詞として、また、座談会記事でわずかに言及される女工（労働者階層）の言葉。

まず、創刊のころの投稿欄から見ていく。

創刊された1908（明治41）年という年は「日本語」にとってどのような年だったのだろうか。1903（明治36）年、文部省国語調査委員会は標準語制定のために東京も含めた全国各地の言葉（中流階層）の調査を始め、1906（明治39）年に『口語法調査報告書』を発表している。大槻文彦が上野女学校の課外講話「日本方言の分布区域」で、「『よくつてよ』などという言葉も聞きにくい […] 婦人の言葉は其人の品格にかゝわる」と釘を刺したのは創刊の三年前のことである（大槻1905：17）。

第1巻9号の執筆者は、主筆が星野水裏、挿絵を竹久夢路、物語を与謝野晶子、他に後閑菊野（女子高等師範教諭）といった顔ぶれである。まず、編集者と読者からの手紙で構成される「通信」から見ていく。なお、引用文の下線は筆者が加えた。

▲記者様、表紙の少女はいつも仲がよささうですね、私うらやましいわ、だつて私姉も妹もない一人ぼつちなんですもの。（尾道市久保町黒田かめ子）

（第1巻9号：100）

▲（略）『一人ぼつち』はかわいさうね。私ホロリとしたのよ。（奈良県磯城郡都村大字黒田尾崎ひさえ）

（同上：103）

▲峡水先生のお話はほんとうに面白いことね。水裏先生のお話は大変有益な面白いお話だわ。私こんなお話大好きよ。これからも沢山出して下さいな。（京都市黒門通中立売北入高家芳子）

（同上）

文末に終助詞「わ」「ね」「のよ」「ことね」「（大好き）よ」「（下さい）な」が見られる。

▲記者様、もう幾つ寝るとお正月？お正月にはきつといらつしやいましな、お餅を沢山たくさんさしあげますわ。（愛媛、日野幾子）

（第5巻1号：112）

▲小葉先生へ（中略）松本まできつと入らして下さいね、お待ち兼ねの方がどんなにかおあり遊ばすでせうね（長野にてほし子）

（同上：113）

「（いらつしやい）ましな」、「（おあり）遊ばすでせうね」が使われており、ほぼ後の「女言葉」の要素が出そろっている。次は「作文」欄からである。

「銀たけなが」 京都市上京区車屋二条上ル 和辻みつ子

しゃがんで居る都さんの赤い帯が、萩の下葉の間から見えて居ります。〔…〕『都さんどうしてお切りなさらないの、可い枝がないの』『アラ此所にいらしたの、私ちっとも知らなかったわ。枝は可いのよ、
(第2巻13号:710)

この「作文」の筆者は京都の人だが、友人との会話は東京の言葉を基にした言葉で表現されている。自分が日常使っている言葉を再現したというより、女性を描くときの表現上の約束事として、このような言葉を選んだと見るべきだろう。創刊当初は編集者が読者の投稿に手を入れていた可能性がある。しかし、その後は読者が、掲載された投稿や小説の言葉を手本として身につけ、内面化していったのではないだろうか。「作文」はそれを示唆しているように思う。また、この頃の編集者と読者との関係が「小葉先生」という呼びかけが示すように、疑似的な師弟関係であったことも作用したと考えられる。

次は1921(大正13)年の「通信」と、1938(昭和13)年の読者欄「トモチャンクラブ」への投書からの引用であるが、文体に変化はほとんど見られない。

▲友ちやん御無事だつたのね随分心配して居ましたよ九月号にキツスして是が友ちやんの最期だつた等考へて毎日泣いていたのよ。でもまあよかつたわ、お互いに握手しませう、そして永久にお友達になりませうね(徳島県 秋月佐枝子)
(第16巻11号:178)

▲〔…〕表紙一昨年のと似てますね、でも前より好きですわ。基先生私のスクールでお投書して居らつしやる方ありまして? 書き方これでよろしいの? これ違つてなかつたら入れて下さいませね。(新潟 粉雪)
(第31巻4号:328)

「テヨダワことば」と言われた文末表現はほぼそのまま保持され、定着して、「標準女性語」となったわけである。

小説では「テヨダワことば」はお嬢さんを表す会話言葉としてステレオタイプ化されている。編集者は読者の家庭環境を考慮しながら編集し、読者は同年代のお嬢さんの言葉に自己同一化していったはずである。有本芳水の「滑稽小説唐辛子」(1911(明治44)年)の主人公はお嬢さんと下女である。日本橋人形町通りの紙屋には「面白い女」下女のお辰がいた。お辰は水戸生まれで、「奉公してからもう三年にもなるのに、東京言葉がつかえない。」(第4巻6号:73)。お嬢さんのお高が、

『お辰何をしてゐるの』ときくと、お辰は

『チヨ、チヨ、チヨ、松に、ヒ、ヒ、屋の敵打の道具を、コ、コ、こしらへてゐます

小説に描かれる少女や女性は、裕福なお嬢さん、下女、貧しい村娘、新聞売りをする町娘等の登場人物が主である。下女や貧しい村娘などの言葉は類型化されていて、小説「唐辛子」の「お辰」のような「方言」風の表現をとる。文末は「いますだ」「いるだ」のように、「(い)ます」「(い)る」といった文末に「だ」を付ける形が目立つ。自称詞は裕福なお嬢さんが「わたし」「わたくし」であるのに対して、標準語の枠組みでは女性と認定されない「わし」や「おら」である。次に見る富岡鼓川の「少女小説笹舟の巻」(1911(明治44)年)の舞台は町から遠い村としか書かれていないが、言葉は「お辰」と酷似している。

『お藤さア、山へ行かねえだか。』

『今日は嫌やだア』

『綺麗な花が沢山咲いてるだよ』

『でも己^{まう}ア行かねえ。』

『さうか、己^{まう}たちばかりで行こう……』

お時やお千代やお松は、てんでに元気の好い声で歌を唄いながら、[…]

(第4巻7号：51-55)

読者の「作文」にもこのような言葉遣いの表現が見られる。地域が異なるにもかかわらず自称詞と文末表現は「唐辛子」や「笹舟の巻」と同じである。

「白河夜船」 大分県 深田くら子

下女の光が、ゴーンゴーンと粉をひいて居る。[…]「寝たがいゝよ」と私が言ひますと、「わし等はね、十二時位まではねむかあねえだよ」 (第5巻12号：80)

東京言葉の「テヨダワことば」、後の「女言葉」と同様に、読者の少女たちは下女等に割り振られた「方言」風の言葉を習得していったようである。その際、「女言葉」の範疇外にあるという価値も共に学んだと思われる。次は、読者が自分の話し言葉である「方言」を投書に記している稀な例である。

▲水先生に、葉先生に、花先生、私これから私の方の言葉を使ひます。お笑ひにならないやうに、「うちんくのはういも、ちつときてくれんと、よそいばつかりいてから、うちのはういきたら、ぼたもちぐらみ上げるがな、ほなけん、きなはれよ」。
(徳島 田舎娘)

▲ねえ君、牡丹餅をくれるといふことだけは分かつたが、あとは何の事だらうね。

ここには「方言」を話す者の引け目と、東京在住者の「方言」に対する無関心さが見える。東京言葉が流通する地域外に住む若い女性読者は、手紙で「話す」時は「標準女性語」に繋がっていく言葉を操り、小説を読むときは登場人物のお嬢さんに自己同一化しながらも、実際の生活では「標準女性語」の枠に入らない自ら「方言」で話すという、葛藤を伴った複数言語使用者になっていったと言えるだろう。一方の東京言葉の話者は自らの言葉を標準と見なし、「方言」を非標準で、価値の低いものと見るようになる。次の二編の作文にはこのような状況が見て取れる。「言葉」は三尾が「女言葉」を発表した1942年のもので、「あなかの言葉」はその翌年の作品である。

「言葉」 岡山 夕霧君代

四月の初、桜の花が漸くふくらみかけた頃大阪の女学校から私達の組に転校していらつしやつたお友達がある。何だか言葉遣ひが違ふので、私は岡山弁まるだしでお話がしにくかつた。けれどもその人は優しい人である。岡山弁はをかしいとか、いやらしいとかそんな事は少しもおつしやらない、[…]「へーからなあ、変ハとロぢやあ」[と言って][…] 鄙びた岡山弁に少しでも慣れようと努められる[友達の]美しい心が、私の胸にじーんと熱いものを感じさせた。 (第35巻8号:154)

「あなかの言葉」 東京 赤まんま(初等科四年)

私はあなかの言葉と東京の言葉と、どうしてちがふのかと不思議に思ふ。このあいだもりおかからしんせきの人 came。女の子が来たがとても言葉が悪い。わたしといふことを、「おれ」と言ふ。それから、「ね? さうでしょ」といふことばを、「なはん」といふ。 (第36巻1号:154)

岡山の女学生は岡山弁を「をかしいとか、いやらしい」と言わない友人に感激している。彼女は自分の「方言」を「おかしい」と見下す視点を受け入れながら、実は「おかしい」とは思っていない、という葛藤を抱えている。東京の小学生の方は、「わたし」と自称すべき女の子が「おれ」というのを聞き、田舎(盛岡)の女の子は「言葉が悪い」と言い切っている。自らを価値判断の基準として疑っていない。標準語の基になった東京言葉と盛岡言葉を、社会言語学のように、地域言語というパラダイムの中で並列に見てはいない。さらに、女性の言葉の標準をも示す自らが属する東京言葉の枠で、「おれ」を評価している。

最後に、わずかしか顔を出さないが、女工に代表される労働者階層の言葉について見ておきたい。「物の言ひやう」(1917(大正6)年)について意見を述べる欄への投稿と、作文(1924(大正13)年)には読者の視線が鮮やかに現れている。

横浜市 今田千世子

私等も随分荒い物の言ひやうをしますが、特に多くの男女労働者に深く考へて貰ひたいと思います。国を進歩させる上に大切な事ですから。 (第10巻8号:100)

「五月闇に」 新潟県 なほみ

私は女工の群れが去つて、闇がしんと静まるとやはり淋しくなつた。そして今自分が下等だと思つたあの女工たちの枯れすゝきの唄を小声でそつとうたつて見た。[…]
あゝいふ下品な声で唄ふ女工等を平気で見てゐる世をさつきは憤つた。しかし、私は今、世の中からさげすまれてゐるその裏面で働いてゐる女工等をたまらなく尊く思つた。 (第17巻10号:208)

何方の筆者も自分とはレベルが違うということを明確に表明している。「荒い物の言ひやう」(言葉遣い)と国の進歩とを結び付ける言説、「下品な声」という表現は、知的な面で劣っていると考えていることの現れである。

では、「下等」で「下品」な労働者階層の女性の「荒い物の言ひ」ようはどのように表現されているだろうか。主筆だった洪沢青花は「少女小説 四谷見附まで」(1919(大正8)年)で、「労働者か何かのお神さん」を次のような言葉で描いている。

『それッ！何愚図々々してるんだ！愚図々々してると置いてつてしまふぞ！』母親は恐ろしい剣幕で怒鳴った。[…]『未だ泣いてやがる！泣く処ぢやないんだぞ。父親が大怪我をして病院へ入つてるんぢやないか。[…] さあ、早く此方へ来るんだよ！』 (第12巻2号:81)

東京の言葉の範疇にはあるが、丁寧(です・ます)体でも、「オトメ体」でもない。「置いてつてしまふぞ」「来るんだよ」の文末表現は三尾(復刻1995〔初出1942〕)分類では「男言葉」である。

もう一つ女工と言葉に関する例を見よう。戦時期、女学生が勤労働員されることになって、働くことの尊さを国が宣伝し始めると、『少女の友』にも労働を勧め、讃える記事が増えていった。「座談会 私たちの工場 中島飛行機製作所〇〇工場女子工員」(1944(昭和19)年)はその中の一つである。

内山 昔は工場で働いてゐる人たちといふのはだらしがないとか言葉が悪いとかいふ風に皆思つてをつたのですけれども、[…]

林 […] 柿沼さんの方では言葉をお互いに戒め合つて直してゐるとかいふことで、

たいへん良くなつたといいましたね。〔…〕

川田 〔…〕〔男の人の言葉を〕真似て、「そんなことをいふと焼を入れるぞ」といふのです。じつさい困つてしまいました。だから、皆さんもう少し女らしい言葉を使つたつたらどう？ といひまして、この頃はだんだんさういふ言葉は使はないやうになつて来ました。

（第 37 卷 7 号：20-27）

内山は当時の主筆である。女工は「言葉が悪い」のではないかという問い掛けは、読者の疑問を代弁したのもでもあったと思われる。「言葉が悪い」という中身は、川田の発言で明らかになる。具体的には「焼を入れるぞ」のように丁寧体で言わず、男性と同じ文末表現を使うことであり、まとめると「女らしい言葉」ではないということである。東京言葉という点では標準語の範疇にあつても、女らしくないことで価値が低いのである。「標準女性語」という基準が設定されることで、女性が使う言葉が分類され、ここでも上下関係が招き寄せられている。

5. まとめ

観察して分かったのは、まず、文章の中の女性が話す言葉は一様ではなく、次のように大きく四つのタイプに分かれるということである。

- (1) 「標準女性語」に繋がっていく言葉。読者の少女（小学校高学年から女学生）が投稿した手紙等に見られる他、小説ではお嬢さんの言葉として使われることが多い。
- (2) 「方言」風の言葉。主に小説に現れ、女中や貧しい村娘といった登場人物に振り当てられている。
- (3) 読者が投稿欄で自分の話し言葉の母語として記述している「方言」。
- (4) 女工（労働者階層）の言葉。小説の脇役の台詞として、また、座談会記事でわずかに言及されている。

さらに、上記のタイプの言葉の間には権力関係が存在するということである。女性の言葉は、男性と比べて丁寧度が高いということから、社会的地位の低さを表すという指摘がされてきた。しかし、そこで言われている女性の言葉は、上記の(1)の標準的な「女性語」で、全ての女性の言葉という集合の中では、権力的地位にある言葉なのである。その他の多くの女性が使っていた言葉は下位に置かれ、(2)のように「方言」風にステレオタイプ化されたり、「男ことば」に分類される(4)であつたりたりする。「方言」は当事者がわずかに文章化しているが、女工たちが工場で実際にどのような言葉を話していたのか、山村の女性たちが働きながらどう話したのか、文章化したり、書き写したのを見つけることはできなかった。おそらく矯正の対象と捉えられていたからだろう。

投稿者（ほとんどが女性）についても、標準語はいい言葉で、非標準語は良くないという価値観を持っていることが見て取れた。「方言」話者である中・上流階層の女性の内部に

は、自分の言葉である「方言」との葛藤も見られた。東京言葉が自らの言葉であっても、「テヨダワことば」を起源とする言葉を使わない、女工などの女性が使う言葉は悪い言葉とみなされていた。雑誌資料の分析だけに過ぎないが、「女性語」の規範が、教育のある中流階層の女性の頭の中に形作られていたことが推測できる。

これは、学校教育やメディアによる教化が女性に届いていたということを示している。教育を受けることで、女性たちは標準語は価値があり、非標準語は価値がないという見方を内面化したのだと思われる。以上のような関係は現在も全て崩れさったとはいえない。

註

1. 序章の注1を参照。
2. 井出（1986）や、現代日本語研究会（1997）を参照。
3. 例えば、山口幸洋（1991）を参照。
4. 観察資料、月刊誌『少女の友』は大阪府立国際児童文学館が所蔵するものに負っている。同文学館は日本で最も多く『少女の友』を収集し、研究のための複写も許可している。本稿では、所蔵されている1908（明治41）年9月発行の1号8巻から1945（昭和20）年11月発行の38巻9号に目を通した。ただ、1926（大正15・昭和1）年から1935（昭和10）年までの10年分の所蔵は極めて少なく（合計で12冊）、1930（昭和5）年・1932（昭和7）年・1934（昭和9）年発行分は読むことができていない。
5. 1908（明治41）年10月発行の第1巻9号に、年齢入りで「懸賞当選者」が掲載されている。懸賞応募者5345人の内、当選者は196人で、年齢と地域別に分けると次のようになった。年齢は数え年である。

年齢 8歳1人 9歳4人 10歳15人 11歳32人 12歳45人 13歳4人
14歳40人 15歳13人 16歳2人 *1人不明
地域 東京30人 神奈川11人 兵庫10人 大阪9人 京都9人 新潟8人
北海道7人 他県は2・3人ずつ 韓国4人

以上から推測すると、読者は都市の小学校高学年から高等女学校生となる。

終章

1. 要約

言語には、ある意図や価値観を持つ国家や社会的勢力によって選別や再編成・普及等の方法で創られていく面がある。本研究はこのような視点から、15年戦争の時期を中心に、「日本語」において標準的な「女性語」、及び言葉遣いが形成されていく過程を跡付け、その象徴的な意味、並びに政治的機能を明らかにすることが目的であった。明確な意図と価値観を持つ国家とそれに同調する社会的勢力によって、標準的な「女性語」というものが、選別され、再編成され教化、普及され創られていったことが明らかにできたと思う。その象徴的意味と政治的な機能も不十分ながら確認した。以下、改めて内容を確認してみることにする。

まず、1章では、国語学や言語学の研究者の論文等の言説から、標準的な「女性語」、及び言葉遣いが形成され、同時に教化されていく過程を概観した。標準口語文法の研究の進展と平行して、1920年代末（昭和初期）から、「国語醇化」という言語政策を視野に入れながら、東京中流社会の「女らしい」言葉や語法が研究者や評論家、文部省関係者によって具体的に選択された。アンケート調査や統計的方法に基づく研究は行われず、体系だったものではないが、口語標準語の文法書の中にも規範としての「女性語」の語法が組み込まれていった。その過程で国語学者が「女性語」に付与したコノテーションは、起源は宮廷の女房詞にある、優美で上品、丁寧な言葉であるというものである。1939（昭和14）年頃からはそれに加えて、「女性語」とは、正しい国語である標準語を話し、教育する（未来の）母の言葉であると位置づけられ、国語と女性の結びつきが強められた。「女性語」は優美な言葉であるという特徴や、子供に正しい国語を教える母の言葉の重要性がラジオや本といったメディアを通して「啓蒙」された。

2章では、「女性語」の意味づけに大きな役割をした女房詞に関する言説を分析した。「女性語」の起源は女房詞にあり、その女房詞が優美であったように、「女性語」も優美なのだという国語学者が言い始めて広めた言説は、「創られた伝統」であり、女性を教化するためのイデオロギーであったというのが結論である。まず、1920年代に国語学で女房詞が優美さという「女らしさ」と結び付けられる以前は、閉鎖的集団の隠語という位置づけであった。しかし、「女らしさ」の意味を付加された女房詞が優美さなどの点で他の集団語より卓越しているという根拠は、言語それ自体に見出すことはできなかった。さらに、「女らしさ」を表すために女房自らが女房詞を作ったとされているが、その裏づけは示されていなかった。「女性語」概念の正統性を保証するものとして女房詞が選ばれ、「女らしさ」や身分の高さを表す言葉の象徴に創り上げられたとっていいだろう。動機は男と同じ言葉を使わせたくない、男より丁寧な言葉を使わせたいというところにあった。

また、女房詞には女房の女らしい心が表れているという解釈は、国語に国民性が宿るといふ言説と同じ発想である。国語を通して国民の精神的統合を図ると同様に、女房詞が「女性語」の起源で模範だといふ言説は、良妻賢母の精神を培い、天皇制国家への帰属意識を強めるといふ国家の方針にも合致していたため、引用が繰り返され、定着していったと考えられる。従って、国語としての標準的「女性語」に求められた政治的機能についてまとめると、総力戦体制を固めるために、女性を天皇制国家の国民として精神的に統合する一つの手段であり、付与された優美さという意味によって、女性に「女らしさ」を自覚させ、男性に従い、良い兵士を産み育てる良妻賢母（中流以上）・「働妻健母」（下層・農山漁村）の価値を教えることだったといっているだろう。

2章では、女房詞に関する言説が、そのイデオロギー性を検証されずに現代（1970年代以降）にも存続していることを指摘した。女房詞を「日本語」のなかの卓越した女性文化として称える言説は、国語学にもフェミニストの女性の間にも存在する。しかし、京都という一地方にあった宮廷内の少数の上流階層の女性たちが使っていたと推測される言葉を、「日本語」の「女性語」の代表とみなすとすれば、政治的な中央語の系譜だけを「日本語」の歴史と見る戦時期の国家主義の枠組みの中の国語学とかわりがない。

3章では、女性に対する規範的な「女性語」の教化・普及について調べた。取り上げたのは、作法教育の標準の作成過程と宣伝、作法教育と国語教育の連携、及び国語政策の運動体である国語協会の動きである。規範的な「女性語」の普及・宣伝は、作法教育・国語教育といった学校教育だけではなく、メディアを通して盛んに行われており、受身だけではなく女性もいたことが分かった。言葉遣いの基準を含む『礼法要項』の宣伝はさまざま、とりわけ女性に対して様々なメディアを使って行われた。国語協会は、「女性語」のあるべき姿を宣伝した国語学者の所属する組織であり、良妻賢母主義の女子教育や女性文化の創造を主張する女子教育家や小説家という中・上流知識階層の女性たちが活動に参加した。女子教育家が「女性語」教育に積極的だったのは、目上や男性に対しての敬語の使用（謙ること）が、「女らしさ」や上品（＝上流）の象徴になると考えていたことが一つの理由である。

4章では、丁寧な言葉を使って謙ることが「女らしさ」や上品（＝上流）であることの象徴になるという、現代から見ればある種の転倒がなぜ受け入れられるようになったのかを、明治初期からの作法に関する著作を調べることで探った。作法としての言葉遣いは、19世紀末の西洋礼法の吸収の時代、日清戦争後の「品性」「品位」論の流行を経て、男女の区別が明確になり、明治後期には、丁寧さによって女性の「品位」が上がり、「天性」の「優美」が表せるといふ言説が現れる。以降、この価値観は、女性の教育家等に浸透していき、「女性語」の普及を支えたと考えられる。この丁寧な礼儀正しい女性の言葉遣いに美の意味を見出す視点は日本独特なものではなく、むしろ19世紀のイギリスの中産階級への女子教育やフランス・ブルジョワ社会の女性の礼法と共通していることも指摘した。

最後に、標準語的な「女性語」が東京中流階層の言葉とされたことが、女性にどのような価値観を生んだかを「少女」雑誌への読者の投稿文・小説などを観察資料にして考察した。標準的「女性語」に繋がっていく言葉は中・上流階層のお嬢さんの言葉、非標準的な言葉のうち、村の女性、下女は、地方に係わらず文末に特徴を持つ「方言風」の言葉、女工、及び労働者の妻には三尾（1942）でいう「男言葉」がステレオタイプ化して使われていた。標準が設定されることで、女性が使う言葉は分類されて上下関係の中に位置づけられたのである。標準語の「女性語」は対男性においては、社会的地位の低さを表す面もあるが、女性の言葉という集合のなかでは権力的地位にあったといえる。雑誌の投稿者の意識の中にも標準語の女性の言葉がいい言葉であり、「方言」や女工の言葉は悪い言葉だという価値観が見られた。「女性語」の教化・普及の働きかけは中流階層の女性には届いており、女性の中にもあるべき「女性語」像が形作られていたといえることができる。逆に、女性の人口の多数を占めていた農山漁村の女性や女工といった労働者、下層の女性の言葉は、ステレオタイプ化されただけで、実際にどのように話していたのかを文章に書き写したものをを見つけることはできなかった。

2. 残された課題

残した課題は多いが、ここでは四つ挙げておきたい。

第一の課題は、ジェンダーの片側である、男性の言葉の規範化についてである。女学生への激しい「君」「僕」批判は、女性に「女らしい」言葉を求めただけでなく、男性の領分に女性が入ってくることへの嫌悪にもみえる。また、男性が「女らしい」言葉を使うことへの嫌悪は女性よりも男性に強いように思う。しかし、戦時期や、それ以前の「少年」雑誌を見ると、少年のものとして表現されている話し言葉の文末は、次のように「女性語」とそれほどかわらない。下線は筆者が付けた。

「ヤア、おはよう。ぼくはにげ出そうなんて思ってやしないよ。居ごちがいいんだもの。」
(江戸川 1966 [1936-37]: 526)

上記は雑誌『少年倶楽部』の小説の一節で、探偵助手、小林少年の台詞である。この小説では使用人やコックのことばは、下町の「べらんめい」言葉や、『少女の友』でもみられた「方言」風の言葉であることが多い。次は、都会的といわれた雑誌『日本少年』への少年（愛知県、14歳）からの投稿作文である。

『お母さん私此学校卒業したら、必然中学校へ遣つて下さるのね?』

『あゝ遣つて上げるとも、[…]

(柳義治 1906: 12)

三尾（1942）は文末の「もの」も「のね」も男性や子供も使うことがあるとしているが、「女言葉」に分類したことばである。「男らしい」言葉遣いと「男らしくない」言葉遣いの境目はどこにあるのか。どのように形成されていったのかを跡付ける事ができれば、「日本語」のジェンダー化についてさらに解明できるとおもう。今後の課題としたい。

二つ目は、女房詞についてである。本文でも触れたように女房詞と呼ばれている語群・語法には他に御所言葉・女中言葉などの呼び名がある。室町時代ごろから女房に使われはじめたとしても、宮廷内で女房だけが使っていたとは思われない。筆者は御所言葉という呼び名が実態を最も適切に表していると思う。柳原燐子（1925）は明治維新前に京都の宮仕えをしていた養父に御所言葉を教えられた体験を書いている。維新前の「お上」は政治とは遠く、16世紀半ばの室町時代から、男子禁制の後宮で女官に囲まれて暮らしていた。明治初期、アーネスト・サトウは御簾の向こうに白く化粧して座るミカドに会っている。天皇に関わる実務から女官を排除し、明治政府は天皇に軍服を着せた。エリアス（1977）によれば、宮廷の言葉を理想的モデルとみなすことは、フランスでも存在した。では、なぜ日本では宮廷の言葉を宮廷の女性の言葉と呼んで、女性だけのモデルとしたのだろうか。女房詞には、近代天皇のジェンダーの問題が関係していると思われる。さらに掘り下げたい課題である。

本論文では、戦時期の女性への教化に関して、対象である女性から植民地の女性を対象外とした。植民地での「女性語」教育についてのまとまった研究は見られない。一つの報告文だが、京城舞鶴公立高等女学校長の長谷川利一は「半島の言葉には男女の区別がなく、女学生の言葉もそのままであつては、ぞんざいで荒つぽく、」（長谷川 1944：41）、「真に日本的な女性らしさの溢れた優雅なゆかしいことば」（同上）にするために、これから敬語を教えてしつけなければならない、と述べている。長谷川の女学校では、現在の外国人に対する日本語教育のように教授項目の一つとして教えていなかったようであるが、全体像はわからない。

3章の「6. まとめ」でも触れたが、外国人への日本語教育と同様に、筆者は「標準女性語」は、戦後になってむしろ普及したのではないかと考えている。戦中に教育され、「女性語」イデオロギーを引き継いだエリート層の女性が指導層となり、「共通語(標準語)」政策とともに拡大したのではないだろうか。戦中から戦後への継承と切断の検証を四つ目の課題として挙げておくこととしたい。

参考文献

序章

- イ・ヨンスク (1996) 『「国語」という思想』 岩波書店
- 上田萬年 (1968a) 「国語と国家と」『明治文学全集 44 落合直文・上田萬年・芳賀矢一・藤岡作太郎集』 筑摩書房: pp. 108-113 (初出、1895年『国語のため』 富山房)
- (1968b) 「内地雜居後に於ける語学問題」『明治文学全集 44 落合直文・上田萬年・芳賀矢一・藤岡作太郎集』 筑摩書房: pp. 131-137 (初出、1903年『国語のため第二』 富山房)
- 長志珠絵 (1998) 『近代日本と国語ナショナリズム』 吉川弘文館
- オースティン、J. L. 坂本百大訳 (1978) 『言語と行為』 大修館書店 [Austin, John Langshaw 1960 *How to do things with words*. London: Oxford University Press.]
- 駒込 武 (1996) 『植民地帝国日本の文化統合』 岩波書店
- 鈴木広光 (1993) 「日本語系統論・方言周困論・オリエンタリズム」『現代思想』 21 卷 8 号: pp. 209-217
- スリーエーネットワーク編 (1998) 『みんなの日本語 初級 I 翻訳・文法解説中国語版〔I〕』 スリーエーネットワーク
- 高柳和子・広瀬万里子編 (1991) 『日本語で話そう 2』 (財) 英語教育協議会
- 田中克彦 (1996) 「国語の形成」『現代社会学第 5 卷 知の社会学・言語の社会学』 岩波書店: pp. 141-164
- 筑波ランゲージグループ編 (1992) 『SITUATIONAL FUNCTIONAL JAPANESE VOLUME THREE: NOTES』 凡人社
- 名古屋大学総合言語センター編 (1983) 『A COURSE IN MODERN JAPANESE VOLUME TWO』 名古屋大学出版会
- フーコー、ミシェル 中村雄二郎訳 (1981) 『知の考古学』 河出書房新社 [Foucault, Michel 1969 *L'Archéologie du savoir*. Paris: Gallimard]
- Mizutani, Osamu and Nobuko Mizutani (1977) *An Introduction to Modern Japanese*. The Japan Times
- 安田敏朗 (1997) 『帝国日本の言語編制』 世織書房

第 1 章

- 安藤正次 (1979) 「異名隠語の研究を述べて特に斎宮忌詞を論ず」『日本の言語学第 5 卷 意味・語彙』 大修館書店: pp. 336-351 (初出、1913年『國學院雑誌』 19 卷 17 号)
- イエスペルセン、オットー 市川三喜・神保格訳 (1927) 『言語——その本質・発達及び起

- 原』岩波書店〔Jespersen, Otto 1922 *Language: its Nature, Development and Origin*. London: G. Allen〕
- 石黒 修 (1940a) 「女性の言葉」『婦女新聞』2112号 復刻版第66巻 不二出版
 —— (1940b) 「女房詞」『婦女新聞』2114号 復刻版第66巻 不二出版
 —— (1941) 「婦人の言葉」『婦女新聞』2117号 復刻版第67巻 不二出版
 —— (1943) 『美しい日本語』光風館
- 市川源三 (1938) 「女学生のキミ、ボク、パーマネント」『婦女新聞』1995号 復刻版第62巻 不二出版
- 井上清志 (1943) 『女性の言葉——敬語の使ひ方』木鐸社
- 岩井良雄 (1944) 『標準語の語法』山海堂
- 岩淵悦太郎 (1942) 「醒睡笑と女房詞・東国方言」『日本語』第2巻3号: pp. 18-24
- ヴァンドリエス、ジョセフ 藤岡勝二訳 (1938) 『言語学概論』刀江書院〔Vandryes, Joseph 1921 *Le Langage: Introduction Linguistique a L'histoire*. Paris: Renaissance du Livre〕
- 江湖山恒明 (1944) 「女性語『ざます』考」『橋本博士還暦記念国語学論集』岩波書店: pp. 525-548
- 遠藤織枝 (1997) 『女のことばの文化史』学陽書房
- 大槻文彦 (1905) 「日本方言の分布区域」『風俗画報』第318号: pp. 12-27
- 木枝増一 (1931) 『高等口語法講義』目黒書店
 —— (1943) 『言葉遣の作法』大阪堂書房
- 菊澤季生 (1929) 「婦人の言葉の特徴に就いて」『国語教育』14巻3号: pp. 66-75
 —— (1933) 『国語科学講座3 国語学 国語位相論』明治書院
 —— (1942) 「女房詞の発生と展開」『日本語教育の問題・皇国文学第六輯』六藝社: pp. 210-233
- 国語協会 (1939b) 「国語協会に婦人部が出来た」『国語運動』3巻9号: p. 57
- 小林光政 (1940) 「国語の尊重と教学の刷新」『国語運動』4巻1号: pp. 4-7
- 小山静子 (1991) 『良妻賢母という規範』勁草書房
- 佐久間鼎 (1942) 「標準語と女子の言葉づかひ」『日本語のために』厚生閣: pp. 318-334
- 白石大二 (1943) 「標準語の育成」『日本語』第3巻6号: pp. 24-30
- 新村 出 (1971) 「方言の調べ方に関する注意」『新村出全集第1巻』筑摩書房: pp. 224-237
 (初出、1902年『言語学雑誌』)
 —— (1938) 「女性の言葉」『婦人之友』32巻9号: pp. 96-98
 —— (1943) 「日本語の根本と大和言葉と」『国語の基準』徹文館: pp. 185-210
- 杉本つとむ (1997) 『女とことば今昔』雄山閣
- 壇ミチ子 (1943) 『女性と言葉』桜木書房

- 東京朝日新聞社 (1938. 8. 8) 「女は女らしく——敬語を忘れるな」『東京朝日新聞』
- 長尾正憲 (1943) 『女性と言葉』 佃書房
- 橋本進吉 (1938) 『改制新文典別記口語篇』 富山房
- 長谷川如是閑 (1941) 「国語と社会生活」『国語文化講座五・国語生活篇』 朝日新聞社 : pp. 17-34
- 廣幸亮三 (1941) 『標準国語法概説』 京極書店
- 福井久藏 (1942) 『国語学史』 厚生閣
- 藤岡勝二 (1910) 「言葉と容姿」『女子教育』 7 卷 8 号 : pp. 11-18
- 藤原與一 (1944) 『日本語——共栄圏標準口語法』 目黒書店
- 保科孝一 (1936) 「婦人の言葉と子供の言葉」『国語と日本精神』 実業之日本社 : pp. 224-238
- 堀井令以知 (1990) 『女の言葉』 明治書院
- 真下三郎 (1943) 「女性語の将来と反省」『日本語』 第 3 卷 1 号 : pp. 38-48
—— (1948) 『婦人語の研究』 東亜出版社
- 松浦珪三 (1936) 『文語口語対照現代日本語文法』 文求堂
- 松下大三郎 (1930) 『標準日本口語法』 中文館 復刻版 (1966) 白帝社
- 丸山林平 (1935) 『現代語法概論』 第一書房
- 三尾 砂 (1942) 『話言葉の文法——言葉遣篇』 帝国教育会出版部 復刻版 (1995) くろしお出版
- 文部省国語調査委員会 (1906) 『口語法調査報告書』 国定教科書共同販売所
- 文部省 (全国農業学校長協会編) (1941a) 『礼法要項』 農業図書刊行会
- 森野宗明 (1991) 「女性語の歴史」『講座日本語と日本語教育 10 日本語の歴史』 明治書院 : pp. 225-248
- 柳 八重 (1941) 「婦人の言葉」『国語文化講座五 国語生活篇』 朝日新聞社 : pp. 248-268
- 吉田澄夫 (1935) 「婦人のことば」『ことばの講座 2』 日本放送出版協会 : pp. 145-156
- 鷲 留美 (1996) 「現代日本語の性差についての一考察——女ことばとしての終助詞『わ』を巡って」『日本語・日本文化研究』 6 号 : pp. 43-56 大阪外国語大学日本語講座
—— (1999a) 「『標準女性語』の概念形成過程——昭和初期から終戦まで——」国語学会平成 11 年度秋季大会要旨集
—— (1999b) 「『標準女性語』の概念形成過程——昭和初期から終戦まで」『ことばの科学』 第 12 号 : pp. 217-236 名古屋大学言語文化部言語文化研究会

第 2 章

- 安藤正次 (1934) 「第 2 章国語研究の種々相」『国語学総説』 明治書院 : pp. 19-55
- 菊澤季生 (1940) 『国語と国民性』 修文館
- 国田百合子 (1964) 『女房詞の研究』 風間書房

- 小林千草 (1996) 「女性の意識と女性語の形成—女房詞を中心に—」『女と男の時空—日本女性史再考 3 女と男の乱—中世』藤原書店: pp. 293-336
- 上野千鶴子 (1995) 「『セクシュアリティの近代』を超えて」井上輝子他編『日本のフェミニズム 6 セクシュアリティ』岩波書店
- 寿岳章子 (1982) 「女性語の性格とその構造」女性史総合研究会編『日本女性史第2巻中世』東京大学出版会: pp. 173-208
- 女性史総合研究会 (1982) 「刊行にあたって」『日本女性史第2巻中世』東京大学出版会: pp. i-iii
- タカクラ・テル (1956) 「女のことば」『ニッポンの女』理論社: pp. 6-51
- ホブズボウム、エリック・レンジャー、テレンス編 前川啓治・梶原景昭他訳 (1992) 『創られた伝統』(文化人類学叢書) 紀伊國屋書店 [Hobsbawm, Eric. and Terence Ranger 1983 *The invention of tradition*. England: Press of the University of Cambridge]
- 前田 勇 (1977) 『大阪弁』朝日新聞社
- 文部省 (1942) 「四 敬語の使ひ方」『初等科国語七』海後宗臣編 (1964) 『日本教科書体系近代編 第8巻国語 (5)』講談社: pp. 635-637
- (1943) 「二十 国語の力」『初等科国語八』海後宗臣編 (1964) 前掲書: pp. 701-702
- 礼法研究会 (代表徳川義親) (1941) 『礼法要項解説』皇国青年教育協会
- 脇田晴子 (1995) 『中世に生きる女たち』岩波新書
- 鷲 留美 (2000) 「女房詞の意味作用——天皇制・階層性・セクシュアリティ」『女性学年報』第21号: pp. 18-35 日本女性学研究会

第3章

- 石川 謙 (1957) 『近代日本教育制度史第14巻』大日本雄弁会講談社
- 石川準吉 (1962) 『総合国策と教育改革案—内閣審議会・内閣調査局記録—』清水書院
- 石黒 修 (1943a) 「女学生の言葉づかひ」『少女の友』36巻7号: pp. 104-107
- (1943b) 「女学生の言葉づかひ」『少女の友』36巻8号: pp. 96-98
- (1943c) 「女学生の言葉づかひ」『少女の友』36巻9号: pp. 92-95
- (1955) 「言語政策」国語学会編『国語学辞典』東京堂出版
- 井上敏夫編 (1981) 『国語教育史資料 第2巻教科書史』東京法令出版株式会社
- 宇佐美まゆみ (1977) 『言葉は社会を変えられる』明石書店
- 円地文子 (1944) 「疎開したわが子へ送る手紙 母の願ひ」『少女倶楽部』35巻1号: pp. 120-121
- 大阪朝日新聞 (1939. 1. 24) 「国民新儀礼読本 (六)」『大阪朝日新聞』
- 大妻コタカ (1929) 『日常常識礼儀作法』岡村書店
- 海後宗臣編 (1964) 『日本教科書体系近代編 第8巻国語 (5)』講談社

- 茅野雅子・折口信夫他（1941）「座談会 女言葉の歴史と将来」『新女苑』5巻3号
:pp. 226-238
- 協同出版社編（1942）『書籍年鑑〔昭和17年版〕』協同出版社
- 金港堂編集部（1900）『尋常口語読本 甲種巻一』金港堂 井上敏夫編（1981）前掲書所
収:pp. 137-140
- 国語協会（1937a）「新しい国語協会の生まれるまで」『国語運動』1巻1号:p. 86
——（1937b）「国語協会の規則」『国語運動』1巻1号:裏表紙
——（1939a）「国語協会月報3月」『国語運動』3巻5号:p. 49
——（1941）「第5回国語協会総会」『国語運動』5巻7号:p. 27
- 桜井 役（1943）『礼法の研究』増進社
- 下瀬謙太郎「新しい国語意識へ」『国語運動』1巻5号:p. 1
- 下田次郎（1977）「女子の教育」三井為友編『日本婦人問題資料集成4巻 教育』ドメス
出版:pp. 357-372（初出、1904年『女子教育』金港堂）
- 鈴木裕子（1997）『新版フェミニズムと戦争——婦人運動家の戦争協力』マルジュ社
- 高倉テル（1939）「女性と国語の問題」『婦女新聞』2012号 復刻版63巻 不二出版
- 多田さい（1938）「国語の音声教育と母親の立場」『婦女新聞』1971号 復刻版61巻 不
二出版
- 徳川義親（1939）『日常礼法の心得』実業之日本社
- 仲 新編（1983）『近代日本教科書教授法資料集成 第6巻国語篇』東京書籍
- 名古屋教育会他（1940）『名古屋市児童標準文集 初等科第二学年（上）』星野書店
- 西尾 實（1940）「国語教育の動向」国語教育学会（代表藤村作）『標準語と国語教育』岩
波書店:pp. 335-343
- 日本統計協会編（1988）『日本長期統計総覧第5巻』日本統計協会
- 日本放送協会編（1941）『国民礼法解説』日本放送出版協会
- 婦女新聞（1939）「皇太子さま奉祝の児童大会」『婦女新聞』2012号 復刻版第63巻 不
二出版
- 文部省（1911a）『尋常小学読本』井上敏夫編（1981）前掲書所収:pp. 158-168
——（1911b）『文部省調査 師範学校・中学校作法教授要項』宝文館
——（1937）「中学校教授要目の趣旨」『文部時報』第584号
——（1938）「彙報」『文部時報』第611号
——（1941b）『ヨミカタ一 教師用』東京書籍 仲新編（1983）前掲書所収:pp. 18-100
- 文部省編（1980）『終戦教育事務処理提要第一集』文泉堂出版
- 宮本要吉（1939）「国語国字問題の研究 家庭に於ける国語教育」『婦女新聞』2042号 復
刻版64巻 不二出版
- 牟田和恵（1992）「戦略としての女——明治・大正の「女の言説」を巡って」『思想』812

号: pp. 211-230

鷺 留美 (2000) 「言語政策における『女性語』——戦時期、国語協会と女子教育家の出会いの意味」『日本ジェンダー研究』第3号: pp. 59-69 日本ジェンダー学会

渡邊洋子 (1997) 『近代日本女子社会教育成立史——処女会の全国組織化と指導思想』明石書店

Kaplan, Robert B. and Richard B. Baldauf (1997) *Language Planning From Practice to Theory*. Clevedon: Multilingual Matters Ltd.

第4章

青木富士編 (1887) 『交際必携西洋礼式』嵩山堂

上田萬年 (1895) 「標準語に就きて」吉田澄夫・井之口有一編 (1950) 『明治以降国語問題論集』富山房: pp. 502-508

ギロー、ピエール 佐藤信夫訳 (1972) 『記号学——意味作用とコミュニケーション——』白水社 [Giraud, Pierre 1971 *La sémiologie*. Paris: Presses Universitaires de France]

小笠原清務・水野忠雄 (1883) 『新撰立礼式』同源社

小倉孝誠 (1999) 『<女らしさ>はどう作られたのか』法蔵館

熊倉功夫 (1999) 『文化としてのマナー 日本50年日本の100年』岩波書店

小林義則編 (1882) 『男女普通小学諸礼法』文学社

近藤嘉三編 (1893) 『言語作法貴女の心得』穎才新誌社

佐方鎮子・後閑菊野 (1897) 『女子作法書・心得之部』目黒書房・成美堂

下田歌子 (1911) 『婦人礼法』実業之日本社

センソル 原弥一郎訳 (1887) 『欧米男女礼法』叢書閣・中西屋

高橋達郎抄訳 (文部省) (1878) 『泰西礼法』文部省

チェスターフィールド 首藤新三・児玉利庸訳述 (1886) 『欧米礼式』西川半次郎

津田房之助編 (1896) 『男女諸礼図解』尚栄堂・尚古堂

土屋元作 (1899) 『内外交際心得』上田屋書店

東京府 (1882) 『挿画小学女礼式』英蘭堂 海後宗臣編 (1962) 『日本教科書大系 近代編第二卷修身 (二)』講談社: pp. 166-178

中島義弑 (1908) 『女子礼法教科書』博文館

中野了随編 (1880) 『小学女子諸礼手ほどき』由己社

西 順蔵 (1960) 「稽康たちの思想」『中国思想論集』筑魔書房: pp. 112-136

西村敬守編 (1882) 『増補図解小学女礼式』暢盛社

根本 参編 (1882) 『女子必携女礼式図解』自成堂

- 弘田正郎 (1905) 『作法辞令 中等教育 上編』 別所藤四郎
- パーヴィス、ジューン 香川せつ子訳 (1999) 『MINERVA 西洋史ライブラリー31 ヴィクトリア時代の女性と教育』 ミネルヴァ書房 [Purvis, June 1991 *A History of Women's Education in England*. Open University Press]
- 深谷斗谷 (1908) 『女子礼式作法及家訓』 広文堂書店
- 甫守謹吾 (1904) 『新女礼式』 嵩山房
- (1940) 『現代国民礼法の常識』 帝国教育会出版部
- 文部省 (1883) 『小学作法書』 海後宗臣編 (1962) 『日本教科書大系 近代編第二巻 修身 (二)』 講談社: pp. 180-193
- (1911c) 『文部省調査 小学校作法教授要項』 宝文館
- Milroy, James and Lesley Milroy (1985) *Authority in Language*. England: Routledge & Kegan Paul Ltd. [ミルロイ、ジェームズ・ミルロイ、レズリー 青木克憲訳 (1988) 『ことばの権力——規範主義と標準語についての研究——』 南雲堂]

第5章

- 赤まんま (1943) 「作文 おなかの言葉」『少女の友』第36巻1号: p. 154 実業之日本社
- 有本芳水 (1911) 「滑稽小説 唐辛子」『少女の友』第4巻6号: p. 73 実業之日本社
- 今田千世子 (1917) 「物の言ひやう」『少女の友』第10巻8号: p. 100 実業之日本社
- 内山 基他 (1944) 「座談会 私たちの工場 中島飛行機製作所〇〇工場女子工員」『少女の友』第37巻7号: pp. 20-27 実業之日本社
- 遠藤寛子 (1999) 「内山主筆時代の『少女の友』」内田静枝編『昭和初期の少女雑誌「少女の友」展～内山基と中原淳一 戦前少女文化の華～』弥生美術館: pp. 6-7
- 川村邦光 (1993) 『オトメの祈り——近代女性イメージの誕生』紀伊國屋書店
- 現代日本語研究会 (1997) 『女性のことば・職場編』ひつじ書房
- 小林美恵子 (1991) 「世代と女性語——若い世代のことばの『中性化』について」『日本語学』12巻5号: pp. 181-192
- 渋沢青花 (1919) 「少女小説 四谷見附まで」『少女の友』第12巻2号: pp. 78-82 実業之日本社
- 少女の友 (1908) 「通信」『少女の友』第1巻9号: p. 100・p. 103 実業之日本社
- (1912) 「通信」『少女の友』第5巻1号: pp. 112-113 実業之日本社
- (1915) 「通信」『少女の友』第8巻11号: p. 101 実業之日本社
- (1921) 「通信」『少女の友』第16巻11号: p. 178 実業之日本社
- (1938) 「トモチャンクラブ」『少女の友』第31巻4号: p. 328 実業之日本社
- 新村 出 (1971) 「方言の調べ方に関する注意」『新村出全集第一巻』筑摩書房: pp. 224-237

(初出、1920年『言語雑誌』)

- 井出祥子 (1986) 「言語行動のとらえ方——男女差研究の理論的モデル」林四郎編『応用言語学講座第2巻外国語と日本語』明治書院
- 高崎みどり (1991) 「女性のことばと階層」『日本語学』12巻5号:pp. 169-180
- 富岡鼓川 (1911) 「少女小説 笹舟の巻」『少女の友』第4巻7号:pp. 51-55 実業之日本社
- 中村桃子 (2001) 『ことばとジェンダー』勁草書房
- なほみ (1924) 「作文 五月闇に」『少女の友』第17巻10号:p. 208 実業之日本社
- 深田くら子 (1912) 「作文 白河夜船」『少女の友』第5巻12号:p. 80 実業之日本社
- 本田和子 (1990) 『女学生の系譜 彩色される明治』青土社
- 山口幸洋 (1991) 「方言における男女差——東日本方言」『国文学 解釈と鑑賞』第56巻7号至文堂:pp. 71-77
- 山本有三 (1926) 「嬰兒殺し」『現代戯曲全集第13巻』国民図書株式会社:pp. 101-143 (初出、1919年「第一義」)
- 夕霧君代 (1942) 「作文 言葉」『少女の友』第35巻8号:p. 154 実業之日本社
- 和辻みつ子 (1909) 「作文 銀たけなが」『少女の友』第2巻13号:p. 710 実業之日本社
- 鷲 留美 (2002) 「『女ことば』と権力——『少女』雑誌の言葉から見えるもの——」『女性学』Vol. 9号:pp. 6-24 日本女性学会
- Inoue, Miyako (1994) Gender and linguistic modernization: Historicizing Japanese women's language. In Mary Bucholtz et al, (eds.). *Cultural Performances: Proceedings of Third Berkeley Women and Language Conference*. Berkeley: Berkeley Women and Language Group.

終章

- 江戸川乱歩 (1936-37) 『怪人二十面相』加藤健一編 (1967) 『少年倶楽部名作選2』講談社:pp. 491-592
- エリアス、ノルベルト (1977) 『文明化の過程 (上)』法政大学出版
- サトウ、アーネスト (1960) 『一外交官の見た明治維新 下』岩波文庫
- 長谷川利一 (1944) 「半島女子と国語の躰」『国語文化』4巻1号:pp. 38-41
- 柳 義治 (1906) 「予の将来の目的」『日本少年』5号 実業之日本社:pp. 12-13
- 柳原燐子 (1925) 「お蚊がいただいた」『女性』8巻4号 プラトン社:pp. 92-93